

は し が き

この広島県税務統計要覧は、平成 30 年度における県税の賦課徴収の実績を中心に、
県税の概要をまとめたものです。

今後の事務の参考として、また、県税及び県財政を理解する上での一助として
広く御活用していただければ幸いと存じます。

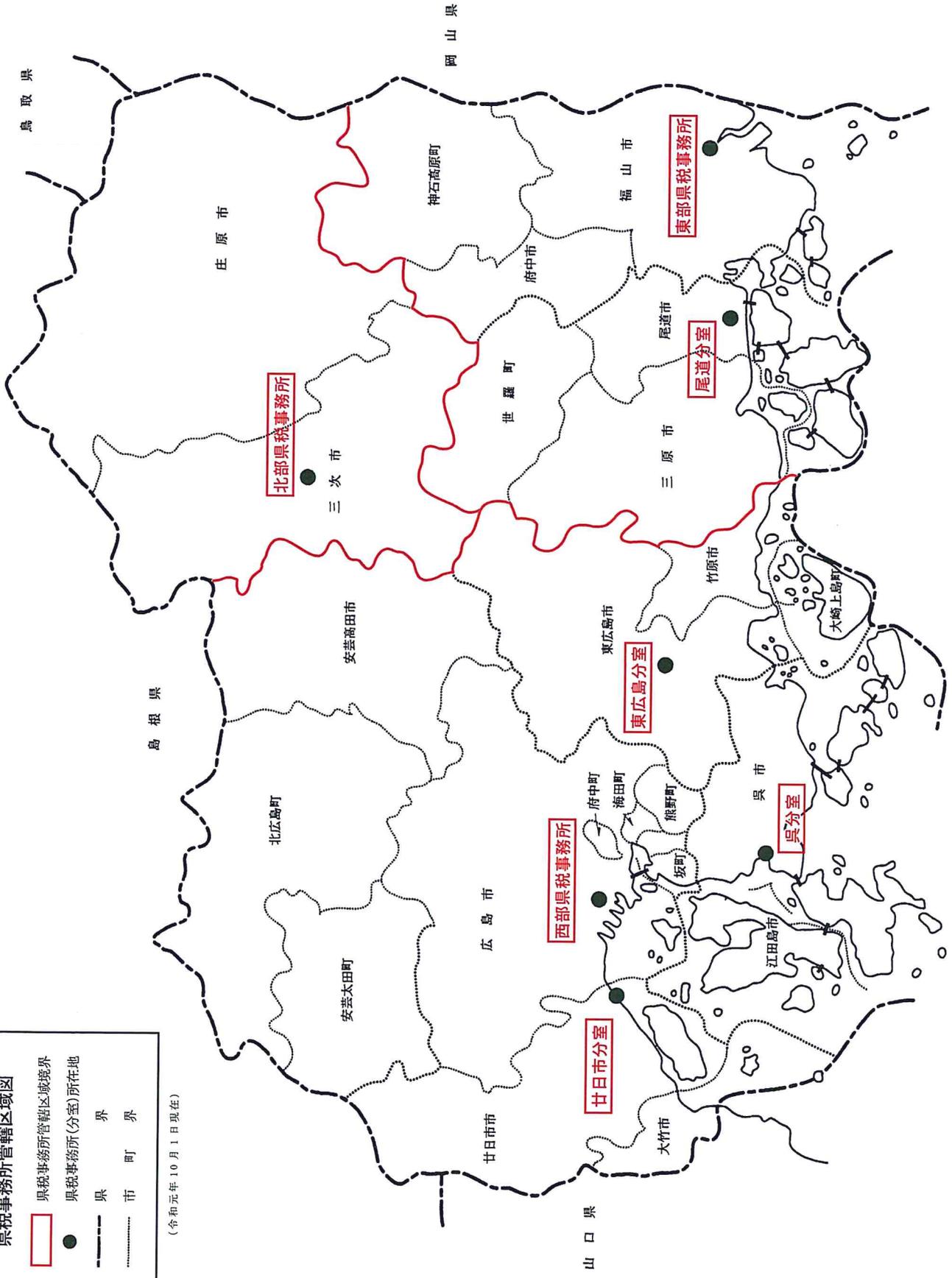
令和元年 10 月

(注) 一部の表で、端数処理の関係により、積み上げ数値と総額等が異なる場合があります。

県税事務所管轄区域図

- 県税事務所管轄区域境界
- 県税事務所(分室)所在地
- 県界
- 市町界

(令和元年10月1日現在)



令和元年度広島県税務統計要覧

目 次

県 財 政

1	平成30年度一般会計予算額及び決算額	1
(1)	歳入	1
(2)	歳出	1
2	一般会計決算額の累計比較	2
3	県税の税目別収入額の構成比及び伸長率の推移	4
4	令和元年度一般会計歳入歳出当初予算	8
(1)	歳入	8
(2)	歳出	8
5	令和元年度県税及び地方譲与税当初予算	10

平成30年度県税収入決算状況

1	概況	13
2	県税収入予算額と決算額	17
3	県税調定収入累年比較	18
4	税目別収入状況	20
(1)	総括	20
(2)	現年課税分	22
(3)	滞納繰越分	24
5	県税事務所別収入状況	26
(1)	総括	26
(2)	現年課税分	28
(3)	滞納繰越分	30
6	収入未済状況	32
(1)	税目別，賦課年度別	32
(2)	県税事務所別，賦課年度別	34
(3)	税目別，理由別	36
(4)	県税事務所別，理由別	38

7	滞納処分の停止状況	40
(1)	税目別, 停止年度別	40
(2)	県税事務所別, 停止年度別	42
8	欠損処分状況	44
(1)	税目別, 賦課年度別	44
(2)	税目別, 理由別	46
(3)	県税事務所別, 理由別	48
9	加算金の状況	50
(1)	加算金収入状況(加算金別)	50
(2)	加算金収入状況(県税事務所別・加算金別)	51
(3)	加算金収入未済処理状況(加算金別)	52
(4)	加算金収入未済処理状況(県税事務所別・加算金別)	54
10	滞納処分費及び延滞金の状況	56
(1)	県税に係る滞納処分費及び延滞金収入の状況	56
(2)	県税に係る確定延滞金収入未済の状況	57
11	税目別県税事務所別調定収入状況	58
12	税目別県税事務所別調定収入額調	60
(1)	調定収入額調	60
(2)	税目別県税事務所構成比	62
(3)	県税事務所別税目構成比	64
(4)	税目別県税事務所対前年比	66

平成 30 年度 課 税 状 況

1	調 定 件 数	69
2	平成 30 年度月別調定状況構成比	70
3	県税事務所別個人県民税(均等割・所得割)の課税状況	72
4	法人県民税の課税状況	74
5	県民税利子割	76
(1)	利子等種類別課税状況	76
(2)	金融機関別課税状況	78
(3)	県税事務所別営業所数	80
6	県民税配当割の課税状況	81
7	県民税株式等譲渡所得割の課税状況	81

8	個人事業税	82
(1)	所得階層別所得金額	82
(2)	業種別課税所得	84
(3)	県税事務所別課税状況	85
(4)	分割個人の所得金額	86
(5)	事業専従者控除	86
(6)	事業税の非課税所得	87
9	法人事業税	88
(1)	課税状況	88
(2)	本県本店分割法人及び県内法人の所得状況	90
(3)	分割法人の所得状況	90
(4)	収入金課税法人の状況	92
(5)	資本金別法人数（本県本店分普通法人）	93
(6)	県税事務所別法人数	94
(7)	決算期別法人数	94
(8)	法人事業税業種別調定状況	95
10	不動産取得税	96
(1)	家屋の課税状況	96
(2)	土地の課税状況	96
(3)	年度別課税状況（家屋）	98
(4)	年度別課税状況（土地）	98
11	県たばこ税の課税状況	99
12	ゴルフ場利用税の課税状況	100
13	鉱区税の課税状況	100
14	狩猟税の課税状況	101
15	自動車税	102
(1)	課税状況	102
(2)	県税事務所別自動車台数	104
16	自動車取得税	105
(1)	新車の課税状況	105
(2)	中古車の課税状況	105
(3)	取得価額段階別課税状況	106
17	軽油引取税の課税状況	108
18	産業廃棄物埋立税の課税状況	110

事 務 運 営

1	電子計算組織による県税事務処理の概要	111
2	令和元年度税務職員研修体系	118
3	令和元年度税務職員研修実施計画	119
4	令和元年度県税広報計画	120

県 税 機 構

1	税務機構	123
2	事務分掌	126
3	税務職員配置状況	131
4	税務職員年齢別・男女別人員分布	133
5	事務所別管轄区域面積・人口一覧	134

徴 税 費 等

1	徴税費	137
2	還付金の状況	138
3	各種交付金等の推移	139
4	平成 30 年度市町交付金一覧	140
5	税務手当	142

納 税 奨 励

1	納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の現況	143
2	平成 30 年度口座振替実績	144

減免及び過疎法等に係る課税免除

1	平成 30 年度減免状況	145
	(1) 事務所別・税目別	145
	(2) 理由別	146
2	平成 30 年度過疎法等に係る課税免除状況	147

争 訟 及 び 犯 則 事 件

1	不服申立て	149
2	訴訟	149
3	犯則事件	150

参 考 資 料

1	県税の税率等の推移	151
2	特例条例に関すること	182
3	法定外税に関すること	186
4	税目別納期限等一覧表	194
5	平成 30 年度都道府県税決算（見込）額調	196
6	県税調定収入額の推移（昭和 21 年度～平成 30 年度）	204

県

財

政



1 平成30年度一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：円，%)

科 目	予 算 現 額	決 算 額			予算現額に対する 増 減 額
		収 入 済 額	予算現額 に対する 割 合	構成比	
総 額	1,133,681,290,520	966,619,266,150	85.3	100.0	△ 167,062,024,370
県 税	330,049,000,000	332,955,506,554	100.9	34.5	2,906,506,554
地方消費税清算金	104,974,000,000	103,778,851,000	98.9	10.7	△ 1,195,149,000
地方譲与税	50,736,000,000	50,391,896,000	99.3	5.2	△ 344,104,000
地方特例交付金	1,103,187,000	1,103,187,000	100.0	0.1	—
地方交付税	175,499,022,000	177,903,131,000	101.4	18.4	2,404,109,000
交通安全対策特別交付金	700,000,000	530,470,000	75.8	0.1	△ 169,530,000
分担金及び負担金	5,465,047,000	3,112,128,221	56.9	0.3	△ 2,352,918,779
使用料及び手数料	10,427,119,000	10,295,481,421	98.7	1.1	△ 131,637,579
国庫支出金	189,712,659,890	94,519,303,326	49.8	9.8	△ 95,193,356,564
財産収入	2,118,702,000	2,310,043,753	109.0	0.2	191,341,753
寄附金	2,061,774,000	2,052,752,774	99.6	0.2	△ 9,021,226
繰入金	28,227,217,000	16,027,077,772	56.8	1.7	△ 12,200,139,228
繰越金	5,759,339,630	5,759,339,758	100.0	0.6	128
諸収入	54,419,188,000	51,613,745,571	94.8	5.3	△ 2,805,442,429
県 債	172,429,035,000	114,266,352,000	66.3	11.8	△ 58,162,683,000

(2) 歳出

(単位：円，%)

科 目	予 算 現 額	決 算 額				不 用 額
		支 出 済 額	予算現額 に対する 割 合	構成比	翌年度繰越	
総 額	1,133,681,290,520	951,085,689,043	83.9	100.0	138,690,690,682	43,904,910,795
議 会 費	1,973,852,000	1,922,392,232	97.4	0.2	—	51,459,768
総 務 費	47,937,897,000	43,834,333,188	91.4	4.6	546,020,000	3,557,543,812
民 生 費	127,907,113,000	122,596,899,142	95.8	12.9	1,748,417,000	3,561,796,858
衛 生 費	77,320,043,000	75,045,681,882	97.1	7.9	264,643,000	2,009,718,118
労 働 費	2,890,749,000	2,703,124,303	93.5	0.3	4,140,000	183,484,697
農 林 水 産 業 費	39,470,902,400	24,596,879,707	62.3	2.6	13,735,247,565	1,138,775,128
商 工 費	74,002,983,000	42,112,176,346	56.9	4.4	29,351,133,675	2,539,672,979
土 木 費	151,287,272,012	83,622,701,847	55.3	8.8	62,374,403,506	5,290,166,659
警 察 費	62,011,227,000	61,433,773,728	99.1	6.5	179,466,000	397,987,272
教 育 費	193,788,116,108	190,311,087,979	98.2	20.0	1,367,423,816	2,109,604,313
災 害 復 旧 費	69,535,024,000	19,125,713,631	27.5	2.0	29,119,796,120	21,289,514,249
公 債 費	150,874,906,000	150,494,446,326	99.7	15.8	—	380,459,674
諸 支 出 金	134,382,006,000	133,286,478,732	99.2	14.0	—	1,095,527,268
予 備 費	299,200,000	0	0.0	0.0	—	299,200,000

2 一般会計決算額の累計比較

科 目	平成 30 年度		平成 29 年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
歳 入 総 額	966,619,266,150	100.0	947,219,215,583	100.0
県 税	332,955,506,554	34.5	345,965,283,429	36.5
地 方 消 費 税 清 算 金	103,778,851,000	10.7	103,413,245,000	10.9
地 方 譲 与 税	50,391,896,000	5.2	45,016,271,000	4.7
地 方 特 例 交 付 金	1,103,187,000	0.1	940,708,000	0.1
地 方 交 付 税	177,903,131,000	18.4	171,564,969,000	18.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	530,470,000	0.1	591,654,000	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	3,112,128,221	0.3	3,412,253,700	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料	10,295,481,421	1.1	10,633,861,212	1.1
国 庫 支 出 金	94,519,303,326	9.8	93,823,945,692	9.9
財 産 収 入	2,310,043,753	0.2	2,079,449,363	0.2
寄 附 金	2,052,752,774	0.2	95,413,069	0.0
繰 入 金	16,027,077,772	1.7	20,367,002,738	2.2
繰 越 金	5,759,339,758	0.6	6,403,421,636	0.7
諸 収 入	51,613,745,571	5.3	42,516,440,744	4.5
県 債	114,266,352,000	11.8	100,395,297,000	10.6
歳 出 総 額	951,085,689,043	100.0	941,459,875,825	100.0
議 会 費	1,922,392,232	0.2	1,963,500,653	0.2
総 務 費	43,834,333,188	4.6	41,125,707,959	4.4
民 生 費	122,596,899,142	12.9	116,872,740,517	12.4
衛 生 費	75,045,681,882	7.9	76,928,941,845	8.2
労 働 費	2,703,124,303	0.3	2,631,712,541	0.3
農 林 水 産 業 費	24,596,879,707	2.6	28,731,048,448	3.0
商 工 費	42,112,176,346	4.4	35,952,015,128	3.8
土 木 費	83,622,701,847	8.8	77,595,350,818	8.2
警 察 費	61,433,773,728	6.5	61,068,136,366	6.5
教 育 費	190,311,087,979	20.0	187,868,997,829	20.0
災 害 復 旧 費	19,125,713,631	2.0	3,902,502,717	0.4
公 債 費	150,494,446,326	15.8	153,953,258,964	16.4
諸 支 出 金	133,286,478,732	14.0	152,865,962,040	16.2
予 備 費	—	—	—	—
歳 入 歳 出 差 引 残 高	15,533,577,107	—	5,759,339,758	—

(単位：円，%)

平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度	
決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
977,577,224,923	100.0	1,002,920,035,933	100.0	955,684,246,973	100.0
348,071,866,815	35.6	343,173,757,380	34.2	302,820,322,949	31.7
100,131,002,137	10.2	111,432,483,453	11.1	66,195,172,330	6.9
43,547,695,000	4.5	51,177,509,148	5.1	55,971,474,142	5.8
1,092,792,000	0.1	1,043,372,000	0.1	1,011,007,000	0.1
187,174,176,000	19.1	183,962,203,000	18.3	186,563,390,000	19.5
639,917,000	0.1	688,576,000	0.1	646,256,000	0.1
3,499,168,346	0.4	3,996,325,297	0.4	3,546,480,956	0.4
10,934,119,015	1.1	9,152,196,767	0.9	7,583,955,738	0.8
103,088,324,421	10.5	107,317,247,903	10.7	103,098,999,323	10.8
1,781,100,293	0.2	2,737,788,428	0.3	3,857,557,608	0.4
47,006,894	0.0	30,349,523	0.0	20,235,812	0.0
21,431,318,491	2.2	14,232,627,811	1.4	20,645,393,351	2.2
6,307,239,049	0.6	8,882,897,324	0.9	8,384,066,862	0.9
46,508,509,462	4.8	47,076,584,899	4.7	45,122,755,902	4.7
103,322,990,000	10.6	118,016,117,000	11.8	150,217,179,000	15.7
971,173,803,287	100.0	996,612,796,884	100.0	946,801,349,649	100.0
1,926,658,753	0.2	1,920,107,960	0.2	1,963,750,808	0.2
43,561,367,464	4.5	44,879,150,818	4.5	57,625,524,812	6.1
114,779,893,540	11.8	111,890,694,493	11.2	110,879,516,322	11.7
77,530,939,676	8.0	83,450,569,911	8.4	77,144,733,280	8.2
2,935,462,869	0.3	4,177,386,940	0.4	4,213,912,742	0.5
27,010,941,780	2.8	27,635,322,594	2.8	28,359,632,999	3.0
36,857,896,167	3.8	39,158,721,463	3.9	37,314,889,131	3.9
76,992,553,575	7.9	73,448,931,781	7.4	80,211,275,018	8.5
62,404,285,560	6.4	60,854,859,472	6.1	58,780,477,934	6.2
237,632,419,518	24.5	244,950,720,459	24.6	241,477,901,396	25.5
3,286,223,898	0.3	2,670,634,727	0.2	3,006,209,520	0.3
157,744,586,366	16.3	157,170,994,728	15.8	154,609,104,876	16.3
128,510,574,121	13.2	144,404,701,538	14.5	91,214,420,811	9.6
—	—	—	—	—	—
6,403,421,636	—	6,307,239,049	—	8,882,897,324	—

3 県税の税目別収入額の構成比及び伸長率の推移

年 度 税 額 等 税 目	23			24			25			26		
	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率
	県 税 合 計	275,185,982	100.0	1.00	280,410,269	100.0	1.02	291,147,226	100.0	1.06	302,820,323	100.0
普 通 税 計	274,594,022	99.8	1.00	279,869,746	99.8	1.02	290,597,446	99.8	1.06	302,239,847	99.8	1.10
県 民 税	113,230,496	41.0	1.00	117,518,598	41.9	1.04	121,526,018	41.7	1.07	125,378,569	41.4	1.11
個 人	94,559,390	34.4	1.00	98,642,192	35.2	1.04	103,005,599	35.4	1.09	105,138,546	34.7	1.11
均等割・所得割	93,032,730	33.8	1.00	96,958,896	34.6	1.04	96,397,390	33.1	1.04	97,406,693	32.2	1.05
配 当 割	1,223,092	0.5	1.00	1,330,666	0.5	1.09	2,612,307	0.9	2.14	5,022,444	1.6	4.11
株式等譲渡所得割	303,568	0.1	1.00	352,630	0.1	1.16	3,995,902	1.4	13.16	2,709,409	0.9	8.93
法 人	16,088,343	5.7	1.00	16,837,150	6.0	1.05	16,305,897	5.6	1.01	18,232,117	6.0	1.13
利 子 割	2,582,763	0.9	1.00	2,039,256	0.7	0.79	2,214,522	0.7	0.86	2,007,906	0.7	0.78
事 業 税	49,202,451	17.9	1.00	49,714,567	17.7	1.01	57,816,945	19.9	1.18	62,782,174	20.7	1.28
個 人	3,280,952	1.2	1.00	3,293,521	1.2	1.00	3,332,509	1.2	1.02	3,515,061	1.1	1.07
法 人	45,921,499	16.7	1.00	46,421,046	16.5	1.01	54,484,436	18.7	1.19	59,267,113	19.6	1.29
地 方 消 費 税	38,399,587	14.0	1.00	38,972,754	13.9	1.01	39,595,814	13.6	1.03	45,347,154	15.0	1.18
譲 渡 割	31,466,956	11.4	1.00	31,567,132	11.3	1.00	31,415,968	10.8	1.00	33,001,284	10.9	1.05
貨 物 割	6,932,631	2.6	1.00	7,405,622	2.6	1.07	8,179,846	2.8	1.18	12,345,870	4.1	1.78
不 動 産 取 得 税	6,563,886	2.4	1.00	6,235,349	2.2	0.95	6,549,934	2.2	1.00	6,678,330	2.2	1.02
県 た ば こ 税	5,967,993	2.2	1.00	5,889,327	2.1	0.99	3,528,564	1.2	0.59	3,167,616	1.0	0.53
ゴ ル フ 場 利 用 税	865,965	0.3	1.00	815,120	0.3	0.94	810,437	0.3	0.94	780,843	0.3	0.90
自 動 車 取 得 税	3,730,498	1.4	1.00	4,587,661	1.6	1.23	3,998,541	1.4	1.07	1,719,593	0.6	0.46
軽 油 引 取 税	22,335,871	8.1	1.00	22,073,207	7.9	0.99	22,928,039	7.9	1.03	22,942,669	7.6	1.03
自 動 車 税	34,292,244	12.5	1.00	34,058,145	12.2	0.99	33,838,308	11.6	0.99	33,438,063	11.0	0.98
鉦 区 税	5,031	0.0	1.00	5,018	0.0	1.00	4,846	0.0	0.96	4,836	0.0	0.96
目 的 税 計	591,960	0.2	1.00	540,523	0.2	0.91	549,780	0.2	0.93	580,476	0.2	0.98
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	6,624	0.0	1.00	799	0.0	0.12	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	40,427	0.0	1.00	38,780	0.0	0.96	37,165	0.0	0.92	37,457	0.0	0.93
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	544,909	0.2	1.00	500,944	0.2	0.92	512,615	0.2	0.94	543,019	0.2	1.00
法 人 2 税	62,009,842	22.5	1.00	63,258,196	22.6	1.02	70,790,333	24.3	1.14	77,499,230	25.6	1.25

- (注) 1 税額は平成30年度までは決算額、令和元年度は当初予算額による。
2 普通税計は旧法計(「自動車取得税」及び「軽油引取税」を除く。)を含む。
3 伸長率は、平成23年度を1.00とした指数である。
4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税計」に計上している。

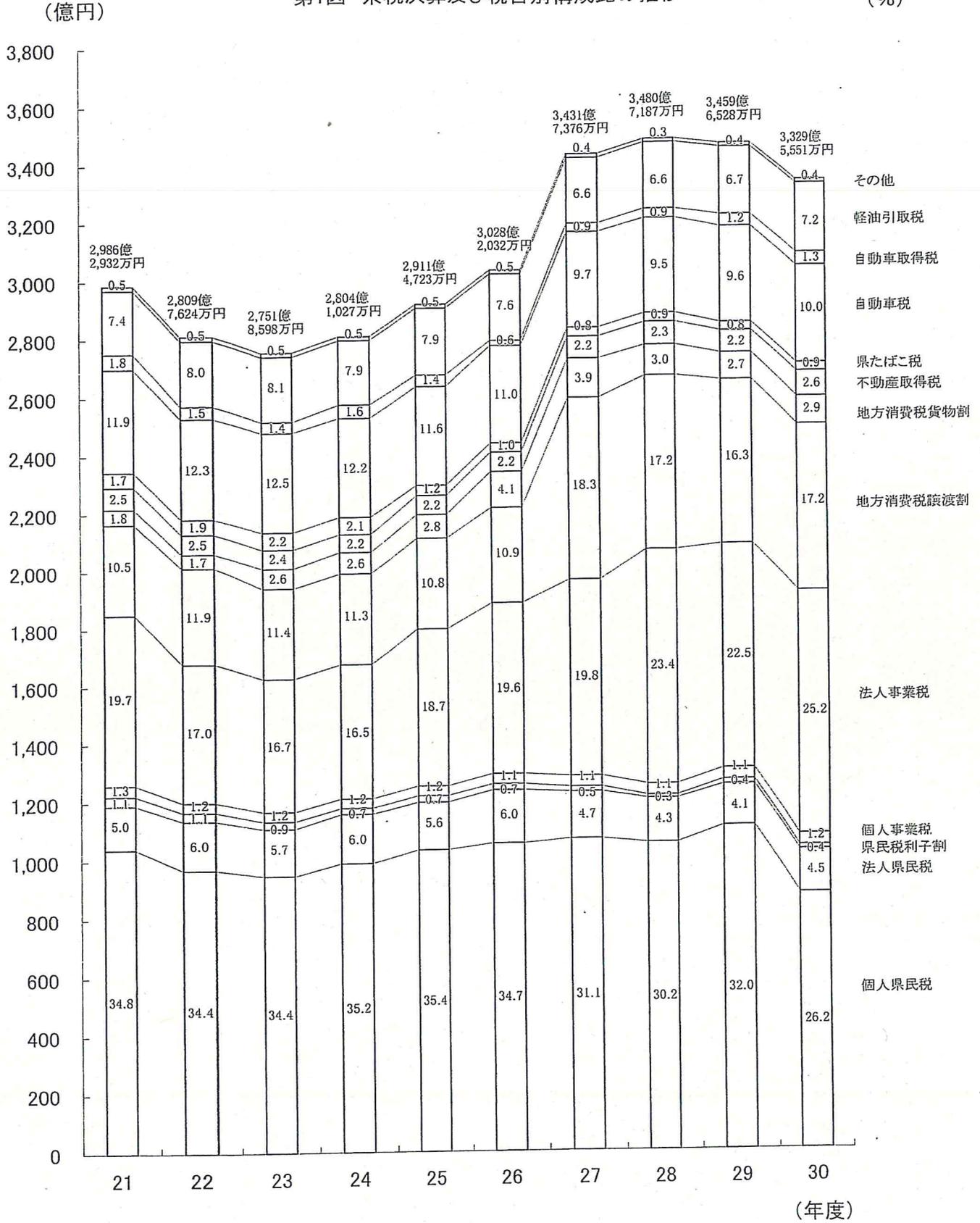
(単位：千円，%)

27			28			29			30			元		
税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額 (当初予算額)	構 成 比	伸 長 率
343,173,757	100.0	1.25	348,071,867	100.0	1.26	345,965,283	100.0	1.26	332,955,507	100.0	1.21	328,483,000	100.0	1.19
342,628,188	99.8	1.25	347,559,236	99.9	1.27	345,432,321	99.8	1.26	332,333,977	99.8	1.21	327,895,000	99.8	1.19
124,409,054	36.3	1.10	121,170,963	34.8	1.07	126,278,923	36.5	1.12	103,413,994	31.1	0.91	103,454,000	31.5	0.91
106,720,938	31.1	1.13	105,131,304	30.2	1.11	110,565,817	32.0	1.17	87,334,614	26.2	0.92	87,666,000	26.7	0.93
99,462,642	29.0	1.07	101,455,272	29.1	1.09	104,151,463	30.1	1.12	82,710,877	24.8	0.89	81,413,000	24.8	0.88
3,806,859	1.1	3.11	2,374,364	0.7	1.94	3,315,960	1.0	2.71	2,683,844	0.8	2.19	3,424,000	1.0	2.80
3,451,437	1.0	11.37	1,301,668	0.4	4.29	3,098,394	0.9	10.21	1,939,893	0.6	6.39	2,829,000	0.9	9.32
15,984,236	4.7	0.99	15,008,181	4.3	0.93	14,093,622	4.1	0.88	14,697,107	4.5	0.91	14,318,000	4.4	0.89
1,703,880	0.5	0.66	1,031,478	0.3	0.40	1,619,484	0.4	0.63	1,382,273	0.4	0.54	1,470,000	0.4	0.57
71,742,086	20.9	1.46	85,143,603	24.5	1.73	81,655,512	23.6	1.66	87,940,243	26.4	1.79	85,015,000	25.9	1.73
3,717,571	1.1	1.13	3,859,460	1.1	1.18	3,902,394	1.1	1.19	3,874,906	1.2	1.18	3,806,000	1.2	1.16
68,024,515	19.8	1.48	81,284,143	23.4	1.77	77,753,118	22.5	1.69	84,065,337	25.2	1.83	81,209,000	24.7	1.77
76,177,836	22.2	1.98	70,464,949	20.2	1.84	65,635,576	19.0	1.71	66,877,605	20.1	1.74	64,922,000	19.8	1.69
62,681,747	18.3	1.99	59,906,508	17.2	1.90	56,454,812	16.3	1.79	57,322,412	17.2	1.82	54,451,000	16.6	1.73
13,496,089	3.9	1.95	10,558,441	3.0	1.52	9,180,764	2.7	1.32	9,555,193	2.9	1.38	10,471,000	3.2	1.51
7,519,183	2.2	1.15	7,851,872	2.3	1.20	7,619,699	2.2	1.16	8,626,198	2.6	1.31	8,354,000	2.5	1.27
3,141,288	0.9	0.53	3,067,588	0.9	0.51	2,901,415	0.8	0.49	2,870,232	0.9	0.48	2,848,000	0.9	0.48
779,372	0.2	0.90	739,778	0.2	0.85	717,580	0.2	0.83	653,932	0.2	0.76	658,000	0.2	0.76
2,922,756	0.8	0.78	3,125,318	0.9	0.84	4,145,231	1.2	1.11	4,520,237	1.3	1.21	2,661,000	0.8	0.71
22,774,202	6.6	1.02	22,993,122	6.6	1.03	23,308,609	6.7	1.04	23,951,734	7.2	1.07	24,744,000	7.5	1.11
33,157,631	9.7	0.97	32,997,383	9.5	0.96	33,165,336	9.6	0.97	33,475,352	10.0	0.98	35,235,000	10.7	1.03
4,780	0.0	0.95	4,660	0.0	0.93	4,440	0.0	0.88	4,450	0.0	0.88	4,000	0.0	0.80
545,569	0.2	0.92	512,631	0.1	0.87	532,962	0.2	0.90	621,530	0.2	1.05	588,000	0.2	0.99
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25,278	0.0	0.63	25,066	0.0	0.62	25,293	0.0	0.63	24,691	0.0	0.61	25,000	0.0	0.62
520,291	0.2	0.95	487,565	0.1	0.89	507,669	0.2	0.93	596,839	0.2	1.10	563,000	0.2	1.03

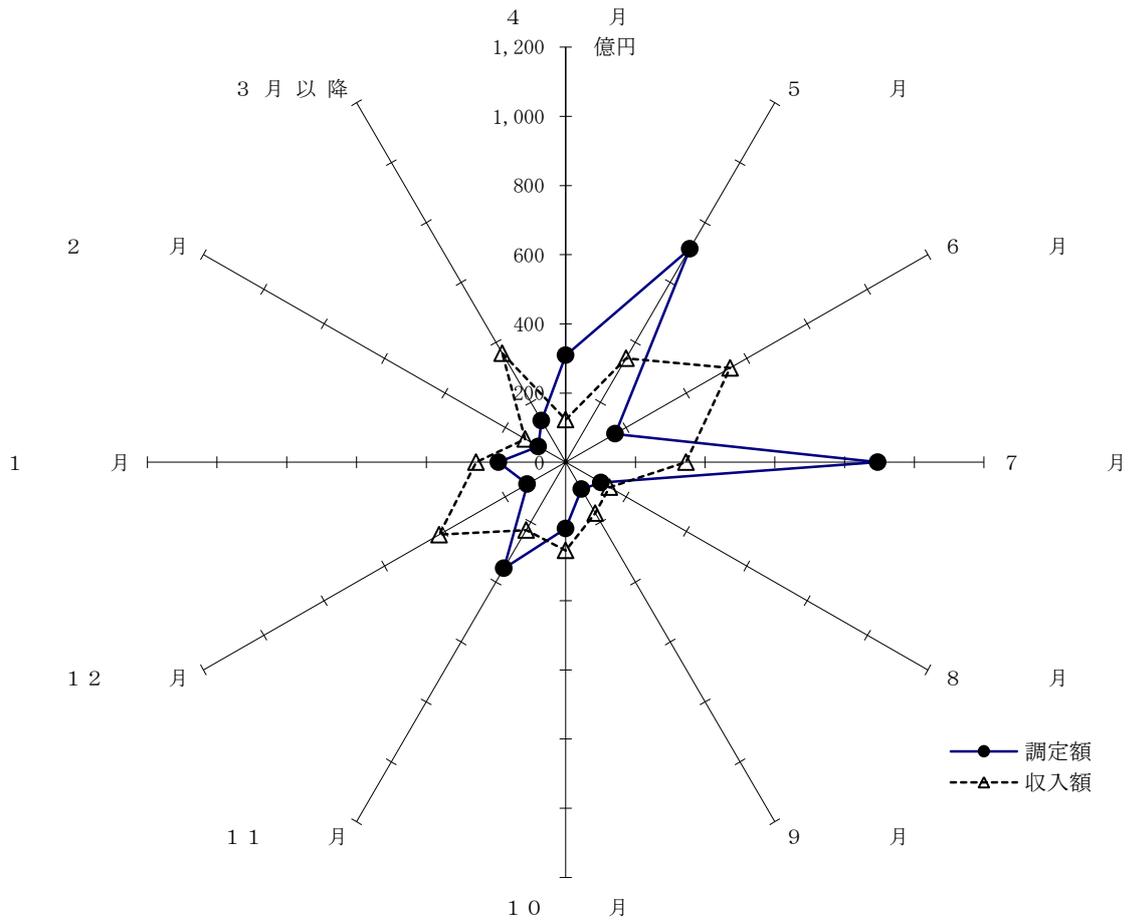
84,008,751	24.5	1.35	96,292,324	27.7	1.55	91,846,740	26.5	1.48	98,762,444	29.7	1.59	95,527,000	29.1	1.54
------------	------	------	------------	------	------	------------	------	------	------------	------	------	------------	------	------

第1図 県税決算及び税目別構成比の推移

(%)



第2図 平成30年度県税月別調定収入状況



(単位：千円，%)

月 別	調 定 額	構 成 比	収 入 額	構 成 比
総 額	338,266,791	100.0	332,955,507	100.0
4 月	30,887,252	9.1	12,249,343	3.7
5 月	71,162,556	21.0	34,656,404	10.4
6 月	16,416,588	4.8	54,490,558	16.4
7 月	89,509,421	26.5	34,528,242	10.4
8 月	11,646,505	3.4	14,484,240	4.4
9 月	9,044,740	2.7	17,018,021	5.1
10 月	19,170,918	5.7	25,482,533	7.6
11 月	35,374,692	10.5	22,609,416	6.8
12 月	12,724,786	3.8	41,863,361	12.6
1 月	19,269,360	5.7	25,740,414	7.7
2 月	9,115,420	2.7	13,427,579	4.0
3 月 以 降	13,944,553	4.1	36,405,396	10.9

4 令和元年度一般会計歳入歳出当初予算

(1) 歳 入

(単位:千円, %)

款	令和元年度		平成30年度		比較
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A) - (B)
1 県 税	328,483,000	31.1	331,358,000	34.7	△ 2,875,000
2 地方消費税清算金	105,001,000	10.0	103,761,000	10.9	1,240,000
3 地方譲与税	51,930,763	4.9	49,196,000	5.2	2,734,763
4 地方特例交付金	3,432,157	0.3	941,000	0.1	2,491,157
5 地方交付税	163,710,000	15.5	156,299,000	16.4	7,411,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000	0.1	700,000	0.1	△ 100,000
7 分担金及び負担金	6,182,955	0.6	5,307,245	0.5	875,710
8 使用料及び手数料	10,727,970	1.0	10,609,668	1.1	118,302
9 国庫支出金	141,862,129	13.4	91,353,851	9.6	50,508,278
10 財産収入	4,842,145	0.5	2,111,335	0.2	2,730,810
11 寄附金	32,722	0.0	17,851	0.0	14,871
12 繰入金	38,496,398	3.7	32,316,200	3.4	6,180,198
13 繰越金	1	0.0	1	0.0	—
14 諸収入	59,410,460	5.6	51,897,449	5.4	7,513,011
15 県債	140,388,300	13.3	118,021,400	12.4	22,366,900
合 計	1,055,100,000	100.0	953,890,000	100.0	101,210,000

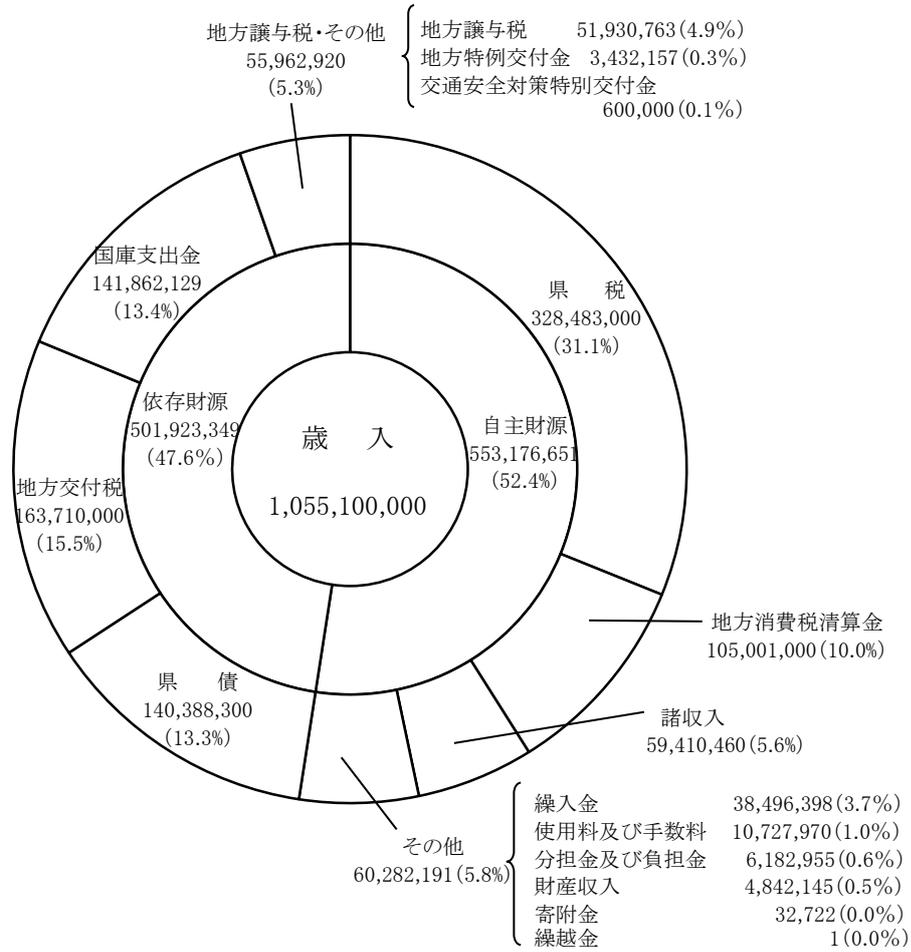
(2) 歳 出

(単位:千円, %)

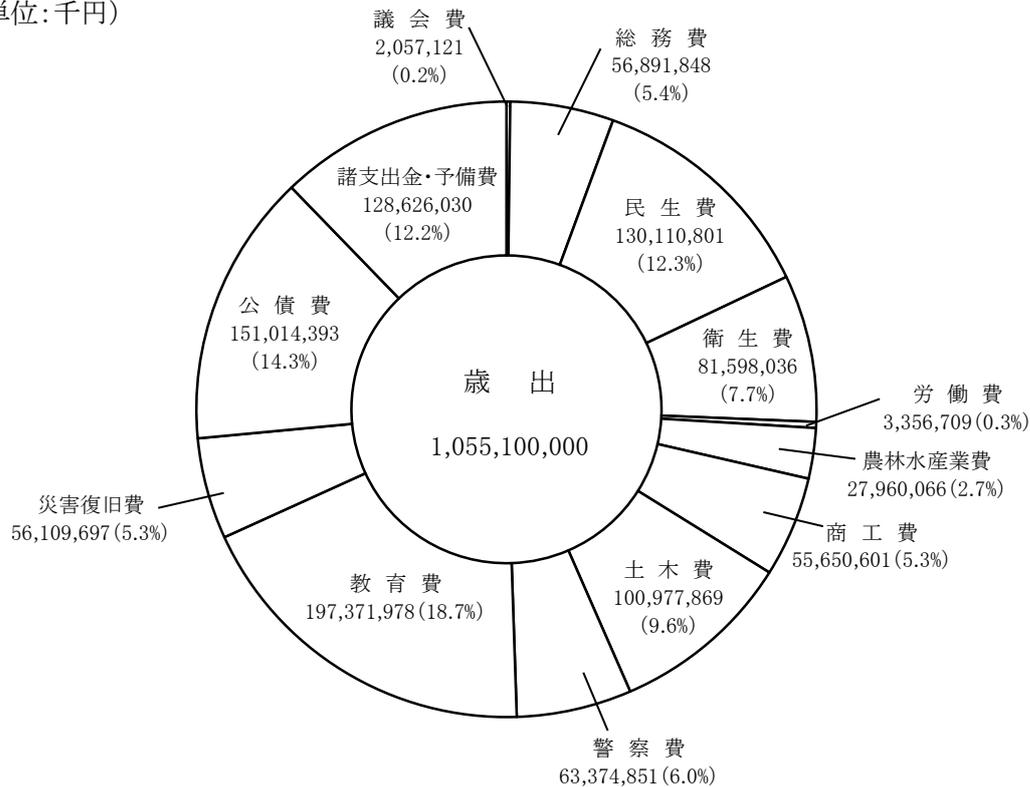
款	令和元年度		平成30年度		比較
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A) - (B)
1 議会費	2,057,121	0.2	2,027,447	0.2	29,674
2 総務費	56,891,848	5.4	45,506,210	4.8	11,385,638
3 民生費	130,110,801	12.3	122,983,851	12.9	7,126,950
4 衛生費	81,598,036	7.7	80,066,998	8.4	1,531,038
5 労働費	3,356,709	0.3	3,231,653	0.4	125,056
6 農林水産業費	27,960,066	2.7	26,076,276	2.7	1,883,790
7 商工費	55,650,601	5.3	45,761,931	4.8	9,888,670
8 土木費	100,977,869	9.6	76,173,307	8.0	24,804,562
9 警察費	63,374,851	6.0	62,125,294	6.5	1,249,557
10 教育費	197,371,978	18.7	196,801,095	20.6	570,883
11 災害復旧費	56,109,697	5.3	6,352,144	0.7	49,757,553
12 公債費	151,014,393	14.3	152,848,788	16.0	△ 1,834,395
13 諸支出金	128,226,030	12.2	133,535,006	14.0	△ 5,308,976
14 予備費	400,000	0.0	400,000	0.0	—
合 計	1,055,100,000	100.0	953,890,000	100.0	101,210,000

第3図 令和元年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(1) 歳入
(単位:千円)



(2) 歳出
(単位:千円)

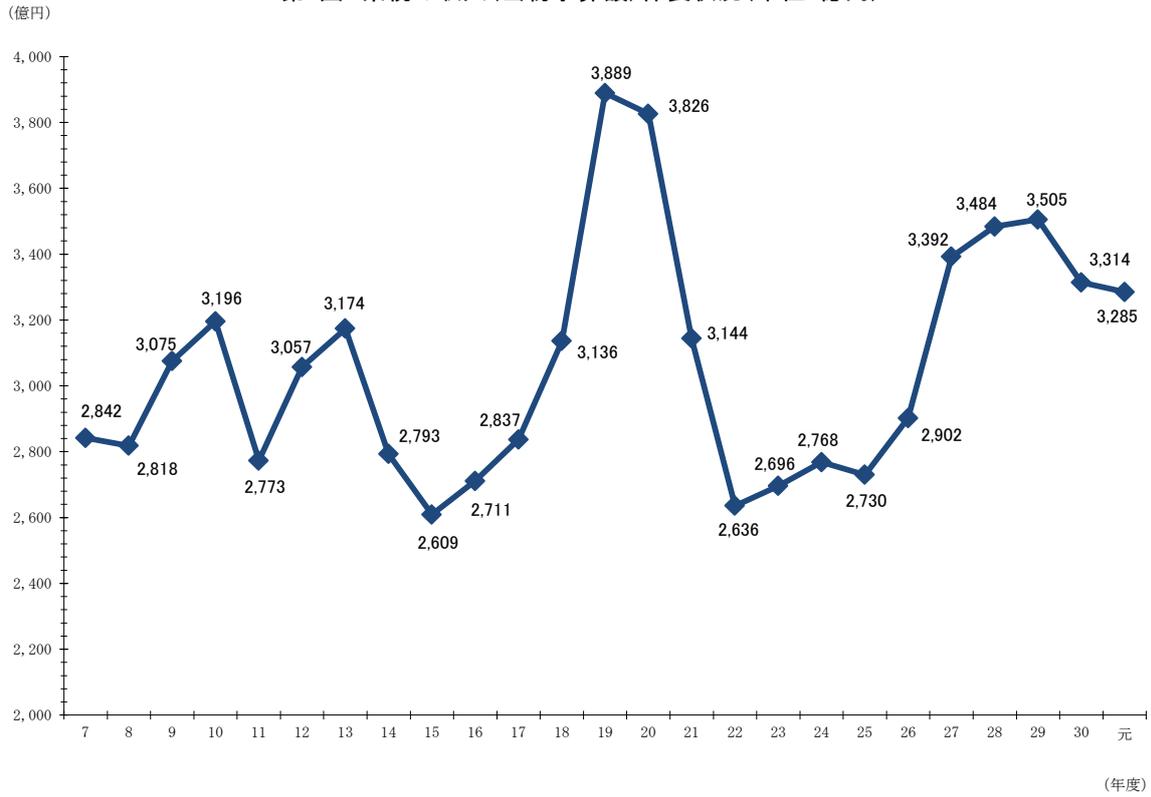


5 令和元年度県税及び地方譲与税当初予算

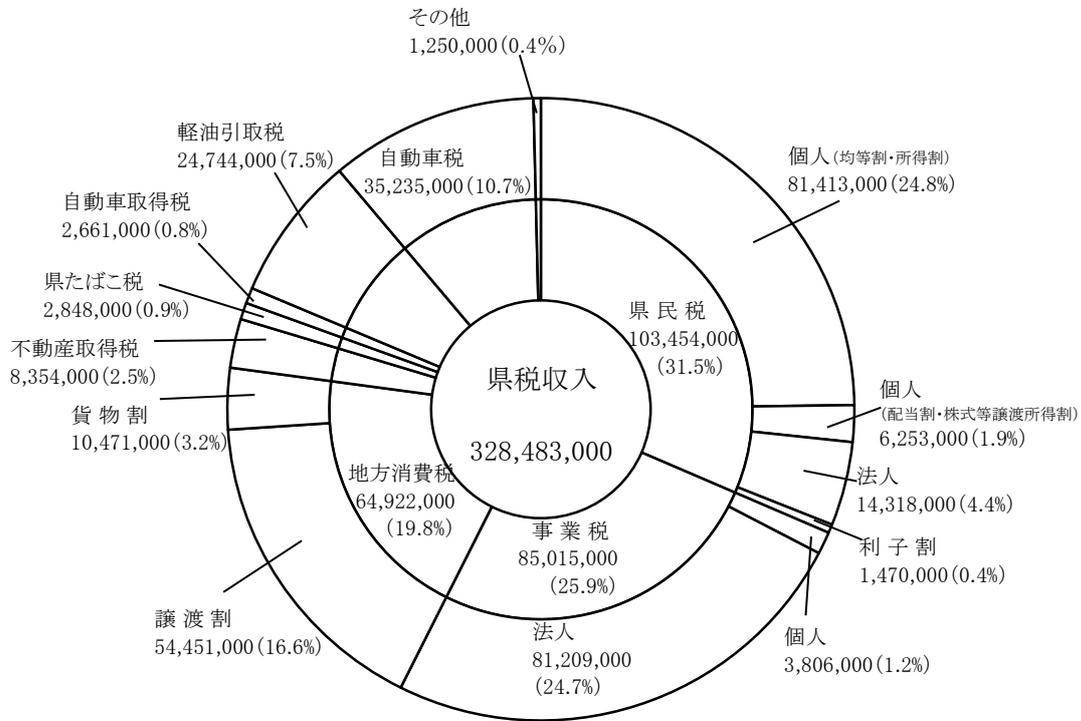
(単位：千円，%)

税目	令和元年度 当初予算額 (A)	平成30年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A) - (B)	増減比率 (A)/(B)	県税の構成比	
					元年度	30年度
県 税	328,483,000	331,358,000	△ 2,875,000	99.1	100.0	100.0
県 民 税	103,454,000	106,487,000	△ 3,033,000	97.2	31.5	32.1
個 人	87,666,000	89,861,000	△ 2,195,000	97.6	26.7	27.1
均等割・所得割	81,413,000	83,550,000	△ 2,137,000	97.4	24.8	25.2
配当割	3,424,000	3,235,000	189,000	105.8	1.0	1.0
株式等譲渡所得割	2,829,000	3,076,000	△ 247,000	92.0	0.9	0.9
法 人	14,318,000	15,163,000	△ 845,000	94.4	4.4	4.6
利子割	1,470,000	1,463,000	7,000	100.5	0.4	0.4
事 業 税	85,015,000	86,024,000	△ 1,009,000	98.8	25.9	26.0
個 人	3,806,000	3,928,000	△ 122,000	96.9	1.2	1.2
法 人	81,209,000	82,096,000	△ 887,000	98.9	24.7	24.8
地 方 消 費 税	64,922,000	65,209,000	△ 287,000	99.6	19.8	19.7
譲 渡 割	54,451,000	55,678,000	△ 1,227,000	97.8	16.6	16.8
貨 物 割	10,471,000	9,531,000	940,000	109.9	3.2	2.9
不 動 産 取 得 税	8,354,000	8,077,000	277,000	103.4	2.5	2.4
県 た ば こ 税	2,848,000	2,902,000	△ 54,000	98.1	0.9	0.9
ゴ ル フ 場 利 用 税	658,000	709,000	△ 51,000	92.8	0.2	0.2
自 動 車 取 得 税	2,661,000	4,274,000	△ 1,613,000	62.3	0.8	1.3
軽 油 引 取 税	24,744,000	23,504,000	1,240,000	105.3	7.5	7.1
自 動 車 税	35,235,000	33,648,000	1,587,000	104.7	10.7	10.1
鉱 区 税	4,000	4,000	—	100.0	0.0	0.0
狩 猟 税	25,000	25,000	—	100.0	0.0	0.0
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	563,000	495,000	68,000	113.7	0.2	0.2
旧 法 に よ る 税	0	0	—	—	0.0	0.0
自 動 車 取 得 税	0	0	—	—	0.0	0.0
軽 油 引 取 税	0	0	—	—	0.0	0.0
地 方 譲 与 税	51,634,000	49,196,000	2,438,000			
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	48,269,990	45,709,990	2,560,000			
地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,190,000	3,296,000	△ 106,000			
石 油 ガ ス 譲 与 税	163,000	178,000	△ 15,000			
地 方 道 路 譲 与 税	10	10	—			
航 空 機 燃 料 譲 与 税	11,000	12,000	△ 1,000			

第4図 県税の収入(当初予算額)伸長状況(単位:億円)



第5図 令和元年度県税収入予算額の税目別構成図(単位:千円)



平成 30 年度県税収入決算状況

平成30年度県税収入の決算について

1 概 況

平成30年度の県税収入額は、332,956百万円となり、最終予算（330,049百万円）を2,907百万円上回り、平成29年度決算額（345,965百万円）を13,009百万円下回った。

これは、県費負担教職員給与費の政令市への移管に伴う税源移譲などにより個人県民税が前年度を下回ったことによる。

※【 】は決算額

○ 法人二税【法人県民税：14,697百万円，法人事業税：84,065百万円】

企業業績が堅調に推移する中で、半導体需要の拡大や輸出企業を中心とした円安による業績回復もあったことなどから、法人県民税は前年度比104.3%（603百万円の増）、法人事業税は前年度比108.1%（6,312百万円の増）となり、法人二税では前年度比107.5%（6,915百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）主な業種の法人事業税の調定状況

（単位：千円，%）

区分		29年度 (A)	30年度 (B)	対前年度	
				(B) - (A)	(B) / (A)
製 造 業	食品・たばこ	1,626,565	1,410,741	▲ 215,824	86.7
	繊維	898,557	887,584	▲ 10,973	98.8
	化学	1,857,165	1,816,906	▲ 40,259	97.8
	鉄鋼	1,954,045	2,567,269	613,224	131.4
	機械	4,361,202	4,890,686	529,484	112.1
	電気機器	2,383,973	4,408,133	2,024,160	184.9
	自動車	3,465,237	4,481,476	1,016,239	129.3
	造船	697,744	865,047	167,303	124.0
	その他	6,834,429	7,140,414	305,985	104.5
	製造業計	24,078,917	28,468,256	4,389,339	118.2
非 製 造 業	建設業	6,280,849	6,573,072	292,223	104.7
	商業	16,163,811	17,014,340	850,529	105.3
	金融	5,287,289	4,757,659	▲ 529,630	90.0
	証券	878,474	1,275,787	397,313	145.2
	不動産	3,323,737	3,792,498	468,761	114.1
	陸海運・倉庫	3,645,971	3,717,060	71,089	101.9
	通信	2,111,845	2,166,796	54,951	102.6
	サービス	10,581,878	10,886,025	304,147	102.9
	その他	424,165	312,754	▲ 111,411	73.7
	非製造業計	48,698,019	50,495,991	1,797,972	103.7
収入金課税		3,816,252	4,134,914	318,662	108.4
修正・更正		1,175,040	994,811	▲ 180,229	84.7
法人事業税計		77,768,228	84,093,972	6,325,744	108.1

○ 個人県民税【87,334百万円】

均等割・所得割は、県費負担教職員給与費の政令市への移管に伴う税源移譲により、前年度比79.4%（21,442百万円の減）と前年度を下回った。

株式等譲渡所得割は、不透明な海外情勢などにより株式売買が活性化せず、前年度比62.6%（1,158百万円の減）と前年度を下回った。

配当割は、「上場株式配当等」が前年度を上回ったものの、「源泉徴収選択口座」、「公募証券投資信託」等が前年度を下回ったため、前年度比80.9%（632百万円の減）と前年度を下回った。

○ 県民税利子割【1,382百万円】

郵便貯金、銀行預金の合計が前年度を下回ったため、前年度比85.4%（237百万円の減）と前年度を下回った。

○ 地方消費税【66,878百万円】

個人消費の持ち直しにより、譲渡割が前年度比101.5%（868百万円の増）、貨物割が前年度比104.1%（374百万円の増）、全体では前年度比101.9%（1,242百万円の増）と前年度を上回った。

○ 自動車税【33,476百万円】

グリーン化特例の軽課対象の見直しや、定期賦課台数が増加したことにより、前年度比100.9%（311百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）自動車税の定期賦課台数の状況

（単位：台）

区分	29年度 (A)	30年度 (B)	増減数(B) - (A)	
定期賦課台数	932,062	934,593	2,531	
うちグリーン化適	軽課適用車台数	49,786	29,872	▲ 19,914
	75%軽課適用車	31,090	25,564	▲ 5,526
	50%軽課適用車	18,696	4,308	▲ 14,388
	重課適用車台数	168,967	173,779	4,812

○ 自動車取得税【4,521百万円】

エコカー減税対象範囲の見直しなどにより課税対象車が増加し、前年度比109.1%（376百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）主な車種別課税台数の状況

（単位：台，%）

区分	29年度 (A)	30年度 (B)	増減 (B) - (A)	対前年度 (B) / (A)
小型乗用車	23,467	23,489	22	100.1
普通乗用車	28,879	29,326	447	101.5
トラック	7,628	8,203	575	107.5
軽自動車	42,171	52,322	10,151	124.1
その他	1,601	1,414	▲ 187	88.3
合計	103,746	114,754	11,008	110.6
1台あたり税額 (円)	39,951	39,391	▲ 560	98.6

○ 軽油引取税【23,952百万円】

貨物総輸送量の増加により、前年度比102.8%（643百万円の増）と前年度を上回った。

○ 不動産取得税【8,626百万円】

新築家屋の取得が増加したことにより、前年度比113.2%（1,007百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）主な取得区分別の調定状況

（単位：千円，%）

区分		29年度 (A)	30年度 (B)	増 減 (B) - (A)	対前年度 (B) / (A)
土地の取得		3,095,892 <18,716>	2,909,587 <19,257>	▲ 186,305 < 541>	94.0
家屋	新・増・改築 による取得	2,401,869 <3,293>	3,748,346 <3,568>	1,346,477 < 275>	156.1
	売買等による取得	2,420,590 <8,854>	2,193,230 <9,106>	▲ 227,360 < 252>	90.6

※<>内は調定件数

○ 県たばこ税【2,870百万円】

たばこの販売本数の減少により、前年度比98.9%（31百万円の減）と前年度を下回った。

○ 滞納整理の状況

平成30年度末の収入未済額は4,913百万円で前年度比90.9%（493百万円の減）、収入率は98.4%で前年度より0.1%上昇した。

(平成30年度県税収入前年比較)

(単位:円, %)

区分 税目	平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	差引増減額	増減比率	増減寄与度
県民税	103,413,994,449	126,278,922,636	△ 22,864,928,187	△ 18.11	△ 6.61
個人	87,334,613,991	110,565,816,727	△ 23,231,202,736	△ 21.01	△ 6.71
均等割・所得割	82,710,876,381	104,151,462,906	△ 21,440,586,525	△ 20.59	△ 6.20
配当割	2,683,844,181	3,315,959,747	△ 632,115,566	△ 19.06	△ 0.18
株式等譲渡所得割	1,939,893,429	3,098,394,074	△ 1,158,500,645	△ 37.39	△ 0.33
法人	14,697,107,602	14,093,622,201	603,485,401	4.28	0.17
利子割	1,382,272,856	1,619,483,708	△ 237,210,852	△ 14.65	△ 0.07
事業税	87,940,242,876	81,655,512,174	6,284,730,702	7.70	1.82
個人	3,874,906,223	3,902,393,559	△ 27,487,336	△ 0.70	△ 0.01
法人	84,065,336,653	77,753,118,615	6,312,218,038	8.12	1.82
地方消費税	66,877,604,831	65,635,576,182	1,242,028,649	1.89	0.36
譲渡割	57,322,411,468	56,454,811,648	867,599,820	1.54	0.25
貨物割	9,555,193,363	9,180,764,534	374,428,829	4.08	0.11
不動産取得税	8,626,197,280	7,619,698,932	1,006,498,348	13.21	0.29
県たばこ税	2,870,232,206	2,901,414,838	△ 31,182,632	△ 1.07	△ 0.01
ゴルフ場利用税	653,932,100	717,580,000	△ 63,647,900	△ 8.87	△ 0.02
自動車税	33,475,351,880	33,165,336,184	310,015,696	0.93	0.09
鋳区税	4,449,800	4,439,600	10,200	0.23	0.00
自動車取得税	4,520,237,200	4,145,231,000	375,006,200	9.05	0.11
軽油引取税	23,951,733,621	23,308,609,362	643,124,259	2.76	0.19
狩猟税	24,690,500	25,292,900	△ 602,400	△ 2.38	△ 0.00
産業廃棄物埋立税	596,839,811	507,669,621	89,170,190	17.56	0.03
県税計	332,955,506,554	345,965,283,429	△ 13,009,776,875	△ 3.76	△ 3.76

2 県税収入予算額と決算額

(単位:千円, %)

税 目	予 算 額	決 算 額		決算額 ×100 予算額	決算額－予算額
		金 額	構成比		
平成 24 年 度 総 計	277,615,000	280,410,269	—	101.0	2,795,269
平成 25 年 度 総 計	289,648,000	291,147,226	—	100.5	1,499,226
平成 26 年 度 総 計	301,688,000	302,820,323	—	100.4	1,132,323
平成 27 年 度 総 計	341,917,040	343,173,757	—	100.4	1,256,717
平成 28 年 度 総 計	343,618,040	348,071,867	—	101.3	4,453,827
平成 29 年 度 総 計	341,141,000	345,965,283	—	101.4	4,824,283
平成 30 年 度 総 計	330,049,000	332,955,507	100.0	100.9	2,906,507
(内 訳)					
個 人 県 民 税	88,865,000	87,334,614	26.2	98.3	△ 1,530,386
均等割・所得割	82,485,000	82,710,877	24.8	100.3	225,877
配 当 割	3,551,000	2,683,844	0.8	75.6	△ 867,156
株式等譲渡所得割	2,829,000	1,939,893	0.6	68.6	△ 889,107
法 人 県 民 税	14,459,000	14,697,107	4.5	101.6	238,107
県 民 税 利 子 割	1,470,000	1,382,273	0.4	94.0	△ 87,727
個 人 事 業 税	3,877,000	3,874,906	1.2	99.9	△ 2,094
法 人 事 業 税	82,228,000	84,065,337	25.2	102.2	1,837,337
地 方 消 費 税 譲 渡 割	55,060,000	57,322,412	17.2	104.1	2,262,412
地 方 消 費 税 貨 物 割	9,621,000	9,555,193	2.9	99.3	△ 65,807
不 動 産 取 得 税	8,188,000	8,626,198	2.6	105.4	438,198
県 た ば こ 税	2,869,000	2,870,232	0.9	100.0	1,232
ゴ ル フ 場 利 用 税	643,000	653,932	0.2	101.7	10,932
自 動 車 税	33,423,000	33,475,352	10.0	100.2	52,352
鉦 区 税	4,000	4,450	0.0	111.3	450
自 動 車 取 得 税	4,483,000	4,520,237	1.3	100.8	37,237
軽 油 引 取 税	24,269,000	23,951,734	7.2	98.7	△ 317,266
狩 猟 税	25,000	24,691	0.0	98.8	△ 309
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	565,000	596,839	0.2	105.6	31,839

(注) 予算額は最終予算を示す。

内訳における自動車取得税及び軽油引取税は、新法と旧法の合算額を記載している。

3 県税調定収入累年比較

税 目	調 定		
	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
総 額	338,266,791,426	351,819,467,766	354,368,906,570
(内 訳)			
普 通 税	337,645,261,115	351,284,476,897	353,856,275,402
個人県民税	90,973,206,589	114,757,799,917	109,741,216,687
均等割・所得割	86,349,468,979	108,343,446,096	106,065,184,882
配当割	2,683,844,181	3,315,959,747	2,374,364,222
株式等譲渡所得割	1,939,893,429	3,098,394,074	1,301,667,583
法人県民税	14,751,896,964	14,151,720,756	15,076,338,315
県民税利子割	1,382,272,856	1,619,483,708	1,031,478,216
個人事業税	3,970,864,557	4,008,598,152	3,980,326,704
法人事業税	84,211,508,409	77,884,847,067	81,444,510,666
地方消費税譲渡割	57,322,411,468	56,454,811,648	59,906,508,222
地方消費税貨物割	9,555,193,363	9,180,764,534	10,558,440,726
不動産取得税	9,259,928,552	8,216,811,001	8,378,752,604
県たばこ税	2,870,264,030	2,901,414,838	3,067,588,360
ゴルフ場利用税	653,932,100	717,580,000	739,778,300
自動車取得税	4,520,237,200	4,145,231,000	3,125,317,700
軽油引取税	24,494,069,949	23,836,777,067	23,514,736,157
自動車税	33,675,025,278	33,404,197,609	33,286,623,145
鉱区税	4,449,800	4,439,600	4,659,600
目的税	621,530,311	534,990,869	512,631,168
(旧法)自動車取得税	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—
狩 猟 税	24,690,500	25,292,900	25,066,400
産業廃棄物埋立税	596,839,811	509,697,969	487,564,768

(注) 収入率 = $\frac{\text{収入税額}}{\text{調定税額}} \times 100$

(単位:円, %)

収 入			収 入 率		
平 成 30 年 度	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	30	29	28
332,955,506,554	345,965,283,429	348,071,866,815	98.4	98.3	98.2
332,333,976,243	345,432,320,908	347,559,235,647	98.4	98.3	98.2
87,334,613,991	110,565,816,727	105,131,303,230	96.0	96.3	95.8
82,710,876,381	104,151,462,906	101,455,271,425	95.8	96.1	95.7
2,683,844,181	3,315,959,747	2,374,364,222	100.0	100.0	100.0
1,939,893,429	3,098,394,074	1,301,667,583	100.0	100.0	100.0
14,697,107,602	14,093,622,201	15,008,181,888	99.6	99.6	99.5
1,382,272,856	1,619,483,708	1,031,478,216	100.0	100.0	100.0
3,874,906,223	3,902,393,559	3,859,459,611	97.6	97.4	97.0
84,065,336,653	77,753,118,615	81,284,143,149	99.8	99.8	99.8
57,322,411,468	56,454,811,648	59,906,508,222	100.0	100.0	100.0
9,555,193,363	9,180,764,534	10,558,440,726	100.0	100.0	100.0
8,626,197,280	7,619,698,932	7,851,871,951	93.2	92.7	93.7
2,870,232,206	2,901,414,838	3,067,588,360	100.0	100.0	100.0
653,932,100	717,580,000	739,778,300	100.0	100.0	100.0
4,520,237,200	4,145,231,000	3,125,317,700	100.0	100.0	100.0
23,951,733,621	23,308,609,362	22,993,121,278	97.8	97.8	97.8
33,475,351,880	33,165,336,184	32,997,383,416	99.4	99.3	99.1
4,449,800	4,439,600	4,659,600	100.0	100.0	100.0
621,530,311	532,962,521	512,631,168	100.0	99.6	100.0
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
24,690,500	25,292,900	25,066,400	100.0	100.0	100.0
596,839,811	507,669,621	487,564,768	100.0	99.6	100.0

4(1) 税目別収入状況(総括)

税目	調定		収入		収入		
	税額	件数	税額	件数	納期内収入		納期限後差押
					税額	件数	税額
総計	338,266,791,426	4,243,216	332,955,506,554	4,128,739	315,913,781,842	3,929,785	16,922,539,347
(内訳)							
普通税	337,645,261,115	4,238,894	332,333,976,243	4,124,417	315,294,793,705	3,925,476	16,919,997,173
個人県民税	90,973,206,589	2,810,060	87,334,613,991	2,706,820	86,137,083,730	2,674,537	1,197,530,261
均等割・所得割	86,349,468,979	2,801,706	82,710,876,381	2,698,466	81,514,408,537	2,666,427	1,196,467,844
配当割	2,683,844,181	7,833	2,683,844,181	7,833	2,682,781,764	7,589	1,062,417
株式等譲渡所得割	1,939,893,429	521	1,939,893,429	521	1,939,893,429	521	—
法人県民税	14,751,896,964	139,229	14,697,107,602	137,230	14,466,798,049	126,865	222,490,865
県民税利子割	1,382,272,856	8,294	1,382,272,856	8,294	1,381,856,708	8,279	416,148
個人事業税	3,970,864,557	40,606	3,874,906,223	39,745	3,460,215,020	33,918	394,115,589
法人事業税	84,211,508,409	64,633	84,065,336,653	64,167	83,242,018,875	59,217	792,865,229
地方消費税譲渡割	57,322,411,468	12	57,322,411,468	12	57,322,411,468	12	—
地方消費税貨物割	9,555,193,363	12	9,555,193,363	12	9,555,193,363	12	—
不動産取得税	9,259,928,552	33,037	8,626,197,280	31,021	8,137,002,830	27,383	480,211,870
県たばこ税	2,870,264,030	2,855	2,870,232,206	2,848	2,870,178,778	2,834	53,428
ゴルフ場利用税	653,932,100	569	653,932,100	569	647,887,800	557	6,044,300
自動車取得税	4,520,237,200	114,754	4,520,237,200	114,754	4,520,237,200	114,754	—
軽油引取税	24,494,069,949	3,245	23,951,733,621	3,233	15,273,914,145	2,796	8,677,819,476
自動車税	33,675,025,278	1,021,483	33,475,351,880	1,015,607	28,275,545,939	874,207	5,148,450,007
鉦区税	4,449,800	105	4,449,800	105	4,449,800	105	—
目的税	621,530,311	4,322	621,530,311	4,322	618,988,137	4,309	2,542,174
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩猟税	24,690,500	3,831	24,690,500	3,831	24,690,500	3,831	—
産業廃棄物埋立税	596,839,811	491	596,839,811	491	594,297,637	478	2,542,174

(注) 1 収入率=収入税額/調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

4(2) 税目別収入状況(現年課税分)

税 目	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
総 計	332,974,955,270	4,128,649	331,007,342,961	4,093,679	315,913,781,842	3,929,785	15,029,144,070
(内 訳)							
普 通 税	332,355,453,307	4,124,331	330,387,840,998	4,089,361	315,294,793,705	3,925,476	15,028,630,244
個 人 県 民 税	87,059,839,568	2,705,116	86,138,146,147	2,674,781	86,137,083,730	2,674,537	1,062,417
均 等 割 ・ 所 得 割	82,436,101,958	2,696,762	81,514,408,537	2,666,427	81,514,408,537	2,666,427	—
配 当 割	2,683,844,181	7,833	2,683,844,181	7,833	2,682,781,764	7,589	1,062,417
株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,939,893,429	521	1,939,893,429	521	1,939,893,429	521	—
法 人 県 民 税	14,702,473,950	137,451	14,683,063,411	136,676	14,466,798,049	126,865	211,275,916
県 民 税 利 子 割	1,382,272,856	8,294	1,382,272,856	8,294	1,381,856,708	8,279	416,148
個 人 事 業 税	3,880,897,700	39,809	3,847,102,488	39,439	3,460,215,020	33,918	376,608,379
法 人 事 業 税	84,093,971,700	64,232	84,026,683,073	64,023	83,242,018,875	59,217	767,855,403
地 方 消 費 税 譲 渡 割	57,322,411,468	12	57,322,411,468	12	57,322,411,468	12	—
地 方 消 費 税 貨 物 割	9,555,193,363	12	9,555,193,363	12	9,555,193,363	12	—
不 動 産 取 得 税	8,851,162,500	31,931	8,543,463,986	30,627	8,137,002,830	27,383	405,191,920
県 た ば こ 税	2,870,264,030	2,855	2,870,232,206	2,848	2,870,178,778	2,834	53,428
ゴ ル フ 場 利 用 税	653,932,100	569	653,932,100	569	647,887,800	557	6,044,300
自 動 車 取 得 税	4,520,237,200	114,754	4,520,237,200	114,754	4,520,237,200	114,754	—
軽 油 引 取 税	23,966,162,672	3,232	23,423,826,344	3,220	15,273,914,145	2,796	8,149,912,199
自 動 車 税	33,492,184,400	1,015,959	33,416,826,556	1,014,001	28,275,545,939	874,207	5,110,210,134
鋳 区 税	4,449,800	105	4,449,800	105	4,449,800	105	—
目 的 税	619,501,963	4,318	619,501,963	4,318	618,988,137	4,309	513,826
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	24,690,500	3,831	24,690,500	3,831	24,690,500	3,831	—
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	594,811,463	487	594,811,463	487	594,297,637	478	513,826

(注) 1 収入率=収入税額/調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

4(3) 税目別収入状況(滞納繰越分)

税 目	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
総 計	5,291,836,156	114,567	1,948,163,593	35,060	—	—	1,893,395,277
(内 訳)							
普 通 税	5,289,807,808	114,563	1,946,135,245	35,056	—	—	1,891,366,929
個人県民税	3,913,367,021	104,944	1,196,467,844	32,039	—	—	1,196,467,844
均等割・所得割	3,913,367,021	104,944	1,196,467,844	32,039	—	—	1,196,467,844
配 当 割	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	49,423,014	1,778	14,044,191	554	—	—	11,214,949
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	89,966,857	797	27,803,735	306	—	—	17,507,210
法人事業税	117,536,709	401	38,653,580	144	—	—	25,009,826
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	408,766,052	1,106	82,733,294	394	—	—	75,019,950
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	527,907,277	13	527,907,277	13	—	—	527,907,277
自動車税	182,840,878	5,524	58,525,324	1,606	—	—	38,239,873
鋳 区 税	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	2,028,348	4	2,028,348	4	—	—	2,028,348
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	2,028,348	4	2,028,348	4	—	—	2,028,348

(注) 1 収入率=収入税額/調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

5(1) 県税事務所別収入状況(総括)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成24年度総計	289,889,896,010	4,235,102	280,410,268,926	4,004,162	262,197,323,905	3,730,595	18,071,992,521
平成25年度総計	299,994,165,019	4,207,629	291,147,225,690	3,993,002	272,506,075,438	3,727,481	18,517,794,013
平成26年度総計	310,725,848,824	4,161,946	302,820,322,949	3,969,616	284,864,599,679	3,719,792	17,830,982,922
平成27年度総計	350,182,714,878	4,174,245	343,173,757,380	4,009,894	325,514,442,184	3,772,928	17,543,715,372
平成28年度総計	354,368,906,570	4,206,416	348,071,866,815	4,064,051	330,429,870,553	3,839,353	17,533,451,779
平成29年度総計	351,819,467,766	4,227,439	345,965,283,429	4,099,637	328,674,119,685	3,886,540	17,167,347,053
平成30年度総計	338,266,791,426	4,243,216	332,955,506,554	4,128,739	315,913,781,842	3,929,785	16,922,539,347
(内 訳)							
西 部	205,818,893,255	2,855,110	201,849,213,690	2,776,804	187,323,982,803	2,641,137	14,454,568,328
東 部	51,597,323,560	1,060,119	50,392,948,917	1,028,782	48,145,936,775	973,223	2,202,055,870
北 部	4,500,396,839	125,086	4,363,197,999	120,259	4,096,311,918	112,558	263,319,547
本 庁	76,350,177,772	202,901	76,350,145,948	202,894	76,347,550,346	202,867	2,595,602

(注) 収入率＝収入税額／調定税額×100

(単位:円, %)

内 訳					収入税額 のうち 過誤納額	不納欠損処分		収 入 未 済		収 入 率
前収入	差押後公売前収入		公 売 収 入			税 額	件 数	税 額	件 数	
件 数	税 額	件数	税 額	件数						
271,282	69,354,821	775	71,597,679	1,510	—	930,311,415	17,377	8,549,315,669	213,563	96.7
263,295	57,671,631	771	65,684,608	1,455	—	774,795,834	17,544	8,072,143,495	197,083	97.1
247,692	46,411,663	809	78,328,685	1,323	—	752,429,178	17,345	7,153,096,697	174,985	97.5
234,478	54,047,005	826	61,552,819	1,662	—	665,523,273	15,157	6,343,434,225	149,194	98.0
222,647	44,213,837	692	64,330,646	1,359	—	517,897,237	12,753	5,779,142,518	129,612	98.2
210,894	53,857,955	686	69,958,736	1,517	—	447,715,085	12,222	5,406,469,252	115,580	98.3
196,989	54,394,065	604	64,791,300	1,361	—	398,081,414	10,691	4,913,203,458	103,786	98.4
134,421	23,881,147	315	46,781,412	931	—	285,403,275	8,498	3,684,276,290	69,808	98.1
54,929	28,112,004	238	16,844,268	392	—	95,705,706	1,814	1,108,668,937	29,523	97.7
7,612	2,400,914	51	1,165,620	38	—	16,972,433	379	120,226,407	4,448	97.0
27	—	—	—	—	—	—	—	31,824	7	100.0

5(2) 県税事務所別収入状況(現年課税分)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成24年度総計	280,929,478,412	4,000,295	277,749,654,509	3,941,205	262,197,323,905	3,730,595	15,522,611,962
平成25年度総計	291,597,412,937	3,987,977	288,430,947,888	3,932,233	272,506,075,438	3,727,481	15,887,104,716
平成26年度総計	302,920,517,069	3,958,574	300,308,892,343	3,912,560	284,864,599,679	3,719,792	15,408,303,454
平成27年度総計	343,294,398,647	4,002,630	340,928,080,225	3,960,851	325,514,442,184	3,772,928	15,368,563,711
平成28年度総計	348,205,846,705	4,058,882	345,921,425,490	4,019,931	330,429,870,553	3,839,353	15,440,934,223
平成29年度総計	346,289,290,803	4,098,457	343,977,638,552	4,061,749	328,674,119,685	3,886,540	15,232,159,300
平成30年度総計	332,974,955,270	4,128,649	331,007,342,961	4,093,679	315,913,781,842	3,929,785	15,029,144,070
(内 訳)							
西 部	201,804,216,928	2,776,506	200,272,754,002	2,752,722	187,323,982,803	2,641,137	12,916,728,771
東 部	50,445,619,994	1,028,824	50,047,257,302	1,018,903	48,145,936,775	973,223	1,870,224,141
北 部	4,376,968,924	120,422	4,339,214,057	119,164	4,096,311,918	112,558	241,623,904
本 庁	76,348,149,424	202,897	76,348,117,600	202,890	76,347,550,346	202,867	567,254

(注) 収入率＝収入税額／調定税額×100

(単位:円, %)

内 訳					収入税額 のうち 過誤納額	不納欠損処分		収 入 未 済		収 入 率
前収入	差押後公売前収入		公 売 収 入			税 額	件 数	税 額	件 数	
件 数	税 額	件数	税 額	件数						
209,916	11,879,995	219	17,838,647	475	—	234,584	5	3,179,589,319	59,085	98.9
203,906	15,190,455	268	22,577,279	578	—	14,980	1	3,166,450,069	55,743	98.9
191,844	11,209,061	285	24,780,149	639	—	94,307	7	2,611,530,419	46,007	99.1
186,857	16,246,269	326	28,828,061	740	—	32,256	2	2,366,286,166	41,777	99.3
179,662	16,013,704	259	34,607,010	657	—	—	—	2,284,421,215	38,951	99.3
174,065	30,869,790	308	40,489,777	836	—	66,935	2	2,311,585,316	36,706	99.3
162,823	26,089,972	246	38,327,077	825	—	—	—	1,967,612,309	34,970	99.4
110,912	7,047,769	130	24,994,659	543	—	—	—	1,531,462,926	23,784	99.2
45,314	18,363,372	101	12,733,014	265	—	—	—	398,362,692	9,921	99.2
6,574	678,831	15	599,404	17	—	—	—	37,754,867	1,258	99.1
23	—	—	—	—	—	—	—	31,824	7	100.0

5(3) 県税事務所別収入状況(滞納繰越分)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成24年度総計	8,960,417,598	234,807	2,660,614,417	62,957	—	—	2,549,380,559
平成25年度総計	8,396,752,082	219,652	2,716,277,802	60,769	—	—	2,630,689,297
平成26年度総計	7,805,331,755	203,372	2,511,430,606	57,056	—	—	2,422,679,468
平成27年度総計	6,888,316,231	171,615	2,245,677,155	49,043	—	—	2,175,151,661
平成28年度総計	6,163,059,865	147,534	2,150,441,325	44,120	—	—	2,092,517,556
平成29年度総計	5,530,176,963	128,982	1,987,644,877	37,888	—	—	1,935,187,753
平成30年度総計	5,291,836,156	114,567	1,948,163,593	35,060	—	—	1,893,395,277
(内 訳)							
西 部	4,014,676,327	78,604	1,576,459,688	24,082	—	—	1,537,839,557
東 部	1,151,703,566	31,295	345,691,615	9,879	—	—	331,831,729
北 部	123,427,915	4,664	23,983,942	1,095	—	—	21,695,643
本 庁	2,028,348	4	2,028,348	4	—	—	2,028,348

(注) 収入率=収入税額/調定税額×100

6(1) 収入未済状況(税目別,賦課年度別)

税目	計		平成30年度		平成29年度	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
総計	4,913,203,458	103,786	1,967,612,309	34,970	285,131,322	1,791
(内訳)						
普通税	4,913,203,458	103,786	1,967,612,309	34,970	285,131,322	1,791
個人県民税	3,342,476,348	94,302	921,693,421	30,335	—	—
均等割・所得割	3,342,476,348	94,302	921,693,421	30,335	—	—
配当割	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—
法人県民税	43,252,867	1,687	19,410,539	775	7,206,285	329
県民税利子割	—	—	—	—	—	—
個人事業税	76,926,556	755	33,795,212	370	12,011,930	126
法人事業税	125,946,696	428	67,288,627	209	11,810,078	85
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	620,010,915	1,958	307,698,514	1,304	228,481,738	443
県たばこ税	31,824	7	31,824	7	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	542,336,328	12	542,336,328	12	—	—
自動車税	162,221,924	4,637	75,357,844	1,958	25,621,291	808
鉱区税	—	—	—	—	—	—
目的税	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—
狩猟税	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税の滞納繰越分(平成29年度以前のもの)は、賦課年度が不明のため合計欄のみ記入した。したがって賦課年度別旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

(単位:円)

平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度		平成 25 年度 以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
103,718,961	1,188	51,792,166	1,014	49,571,986	583	34,593,787	273
103,718,961	1,188	51,792,166	1,014	49,571,986	583	34,593,787	273
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
5,131,849	214	5,761,763	218	4,824,935	106	917,496	45
—	—	—	—	—	—	—	—
15,072,733	122	6,841,774	70	6,702,578	48	2,502,329	19
8,518,188	44	12,218,069	51	21,378,945	25	4,732,789	14
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
53,557,743	134	5,357,358	29	2,682,071	10	22,233,491	38
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
21,438,448	674	21,613,202	646	13,983,457	394	4,207,682	157
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

を合算したものが合計欄の数値と合致しない。

6(2) 収入未済状況(県税事務所別,賦課年度別)

所 名	計		平成 30 年 度		平成 29 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	4,913,203,458	103,786	1,967,612,309	34,970	285,131,322	1,791
(内 訳)						
西 部	3,684,276,290	69,808	1,531,462,926	23,784	245,571,989	1,350
東 部	1,108,668,937	29,523	398,362,692	9,921	37,860,904	388
北 部	120,226,407	4,448	37,754,867	1,258	1,698,429	53
本 庁	31,824	7	31,824	7	—	—

(注) 個人県民税の滞納繰越分(平成29年度以前のものは、賦課年度が不明のため合計欄のみ記入した。したがって賦課年度別

(単位:円)

平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度		平成 25 年度 以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
103,718,961	1,188	51,792,166	1,014	49,571,986	583	34,593,787	273
81,136,892	874	39,398,991	762	26,688,497	393	8,999,498	131
20,792,042	286	10,821,792	211	22,367,675	172	3,800,275	109
1,790,027	28	1,571,383	41	515,814	18	21,794,014	33
—	—	—	—	—	—	—	—

を合算したものが合計欄の数値と合致しない。

6(3) 収入未済状況(税目別,理由別)

税 目	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	4,913,203,458	103,786	—	—	24,081,164	188	1,742,144	2	11,147,791	94
(内 訳)										
普 通 税	4,913,203,458	103,786	—	—	24,081,164	188	1,742,144	2	11,147,791	94
個人県民税	3,342,476,348	94,302	—	—	—	—	—	—	—	—
均等割・所得割	3,342,476,348	94,302	—	—	—	—	—	—	—	—
配 当 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	43,252,867	1,687	—	—	2,513,777	35	21,000	1	1,324,100	40
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	76,926,556	755	—	—	1,879,319	33	—	—	1,053,100	7
法人事業税	125,946,696	428	—	—	10,699,763	16	1,721,144	1	1,485,100	8
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	620,010,915	1,958	—	—	6,103,913	16	—	—	5,932,944	5
県たばこ税	31,824	7	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	542,336,328	12	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	162,221,924	4,637	—	—	2,884,392	88	—	—	1,352,547	34
鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税は、処理状況が不明のため、一括して「調査・折衝中」の欄に計上した。

「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

6(4) 収入未済状況(県税事務所別,理由別)

所 名	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	税 額	件 数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
平成24年度総計	8,549,315,669	213,563	—	—	104,567,417	649	3,045,939	25	10,932,752	167
平成25年度総計	8,072,143,495	197,083	—	—	83,559,507	518	32,629,411	19	11,220,647	195
平成26年度総計	7,153,096,697	174,985	—	—	68,233,765	456	7,160,700	7	3,472,091	93
平成27年度総計	6,343,434,225	149,194	—	—	55,033,413	469	7,099,500	7	4,960,244	93
平成28年度総計	5,779,142,518	129,612	—	—	54,197,216	293	47,100	2	3,518,416	81
平成29年度総計	5,406,469,252	115,580	—	—	63,791,038	283	220,300	4	5,388,371	70
平成30年度総計	4,913,203,458	103,786	—	—	24,081,164	188	1,742,144	2	11,147,791	94
(内 訳)										
西 部	3,684,276,290	69,808	—	—	11,087,561	102	—	—	10,501,291	72
東 部	1,108,668,937	29,523	—	—	12,681,513	79	—	—	549,400	16
北 部	120,226,407	4,448	—	—	312,090	7	1,742,144	2	97,100	6
本 庁	31,824	7	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税は、処理状況が不明のため、一括して「調査・折衝中」の欄に計上した。

「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

(単位:円)

徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		納付確認済	
税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
749,058,274	750	50,905,376	13	501,068,587	9,862	7,100,584,495	201,601	29,152,829	496
689,851,322	869	33,128,589	23	391,902,034	7,780	6,517,522,025	187,195	312,329,960	484
659,725,770	918	39,603,290	64	329,173,474	6,497	5,730,559,234	166,489	315,168,373	461
863,155,097	914	22,162,383	54	309,841,183	5,901	5,058,529,952	141,355	22,652,453	401
871,817,245	981	4,717,829	25	239,973,944	4,989	4,586,133,017	122,919	18,737,751	322
935,921,575	1,060	10,153,365	20	198,969,175	4,062	4,162,609,684	109,772	29,415,744	309
991,650,798	1,296	14,754,737	45	177,162,990	3,446	3,674,520,935	98,419	18,142,899	296
918,314,628	958	14,045,037	39	125,448,931	2,641	2,591,373,631	65,774	13,505,211	222
68,028,120	227	709,700	6	29,574,330	717	992,854,167	28,412	4,271,707	66
5,308,050	111	—	—	22,139,729	88	90,261,313	4,226	365,981	8
—	—	—	—	—	—	31,824	7	—	—

7(1) 滞納処分の停止状況(税目別, 停止年度別)

税 目	合 計		平 成 30 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	177,162,990	3,446	80,881,643	1,162
(内 訳)				
普 通 税	177,162,990	3,446	80,881,643	1,162
個人県民税	—	—	—	—
均等割・所得割	—	—	—	—
配当割	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—
法人県民税	20,028,682	779	8,265,527	281
県民税利子割	—	—	—	—
個人事業税	32,826,409	251	12,797,462	90
法人事業税	29,724,090	157	17,108,715	68
地方消費税譲渡割	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—
不動産取得税	25,878,934	66	20,670,194	24
県たばこ税	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—
自動車税	68,704,875	2,193	22,039,745	699
鉦 区 税	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—

(注) 個人県民税は、停止年度の区分が不明のため計上していない。
旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

7(2) 滞納処分の停止状況(県税事務所別, 停止年度別)

所 名	合 計		平成 30 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	177,162,990	3,446	80,881,643	1,162
(内 訳)				
西 部	125,448,931	2,641	46,287,604	829
東 部	29,574,330	717	14,769,622	310
北 部	22,139,729	88	19,824,417	23
本 庁	—	—	—	—

(単位:円)

平成 29 年度		平成 28 年度	
税 額	件 数	税 額	件 数
49,445,114	1,113	46,836,233	1,171
40,317,109	877	38,844,218	935
7,702,111	204	7,102,597	203
1,425,894	32	889,418	33
—	—	—	—

8(1) 欠損処分状況(税目別, 賦課年度別)

税 目	合 計		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	398,081,414	10,691	—	—	183,712	3	9,778	2	8,551,490	189
(内 訳)										
普 通 税	398,081,414	10,691	—	—	183,712	3	9,778	2	8,551,490	189
個人県民税	296,116,250	8,938	—	—	—	—	—	—	—	—
均等割・所得割	296,116,250	8,938	—	—	—	—	—	—	—	—
配 当 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	11,536,495	312	—	—	183,712	3	9,778	2	875,370	50
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	19,031,778	106	—	—	—	—	—	—	1,117,400	9
法人事業税	20,225,060	38	—	—	—	—	—	—	3,619,900	3
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	13,720,357	58	—	—	—	—	—	—	729,000	3
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	37,451,474	1,239	—	—	—	—	—	—	2,209,820	124
鉱 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税については、賦課年度が不明のため合計欄にのみ計上している。したがって賦課年度別を合算したものが合計欄の数字と旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

(単位:円)

平成26年度		平成25年度		平成24年度		平成23年度		平成22年度以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
36,185,004	602	40,657,211	679	6,790,241	131	3,586,799	79	6,000,929	68
36,185,004	602	40,657,211	679	6,790,241	131	3,586,799	79	6,000,929	68
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,852,401	102	6,791,643	118	433,106	18	170,572	11	219,913	8
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11,732,328	49	4,075,484	30	1,814,527	11	107,592	3	184,447	4
2,680,573	11	11,085,530	14	1,258,637	5	1,325,345	3	255,075	2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6,677,941	23	1,125,200	14	818,401	8	332,900	3	4,036,915	7
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12,241,761	417	17,579,354	503	2,465,570	89	1,650,390	59	1,304,579	47
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

合致しない。

8(2) 欠損処分状況(税目別, 理由別)

税 目	合 計		法第18条第1項該当 (5 年)		小
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
総 計	398,081,414	10,691	83,490,630	3,367	314,590,784
(内 訳)					
普 通 税	398,081,414	10,691	83,490,630	3,367	314,590,784
個人県民税	296,116,250	8,938	83,490,630	3,367	212,625,620
均等割・所得割	296,116,250	8,938	83,490,630	3,367	212,625,620
配当割	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—
法人県民税	11,536,495	312	—	—	11,536,495
県民税利子割	—	—	—	—	—
個人事業税	19,031,778	106	—	—	19,031,778
法人事業税	20,225,060	38	—	—	20,225,060
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
不動産取得税	13,720,357	58	—	—	13,720,357
県たばこ税	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—
自動車税	37,451,474	1,239	—	—	37,451,474
鉱区税	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—

(注) 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

8(3) 欠損処分状況(県税事務所別, 理由別)

所 名	合 計		法第18条第1項該当 (5 年)		小
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
総 計	398,081,414	10,691	83,490,630	3,367	314,590,784
(内 訳)					
西 部	285,403,275	8,498	80,967,461	3,252	204,435,814
東 部	95,705,706	1,814	1,315,948	60	94,389,758
北 部	16,972,433	379	1,207,221	55	15,765,212
本 庁	—	—	—	—	—

(単位:円)

滞 納 処 分 の 停 止 中 の も の

計	法第15条の7第4項該当 (3 年)		法第18条第1項該当 (5 年)		法第15条の7第5項該当 (即 時)	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
7,324	198,801,875	4,205	100,082,510	2,682	15,706,399	437
5,246	124,370,455	3,050	68,576,113	1,937	11,489,246	259
1,754	62,937,040	974	27,407,392	612	4,045,326	168
324	11,494,380	181	4,099,005	133	171,827	10
—	—	—	—	—	—	—

9(1) 加算金収入状況(加算金別)

(単位:円, %)

区 分	調 定		収 入		不納欠損処分		収 入 未 済		収 入 率
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
平成24年度総計	266,998,264	2,235	115,020,775	1,586	73,038,449	137	78,939,040	512	43.1
平成25年度総計	167,827,214	1,853	72,797,207	1,313	22,032,855	59	72,997,152	481	43.4
平成26年度総計	139,118,090	1,747	67,398,988	1,295	13,796,737	44	57,922,365	418	48.4
平成27年度総計	118,059,470	1,861	64,009,073	1,430	5,647,905	83	48,402,492	348	54.2
平成28年度総計	108,345,592	1,806	61,822,079	1,450	10,373,119	98	36,150,394	258	57.1
平成29年度総計	92,012,966	1,581	54,941,644	1,264	1,046,287	35	36,025,035	282	59.7
平成30年度総計	113,507,330	1,505	72,384,687	1,211	7,734,012	32	33,388,631	262	63.8
(内 訳)									
過少申告加算金	11,015,552	250	10,857,210	238	52,336	4	106,006	8	98.6
不申告加算金	6,022,033	347	2,953,923	213	45,139	6	3,022,971	128	49.1
重 加 算 金	96,469,745	908	58,573,554	760	7,636,537	22	30,259,654	126	60.7

(注) 収入率=収入額/調定額×100

9(2) 加算金収入状況(県税事務所別・加算金別)

(単位:円, %)

所名	加算金区分	調 定		収 入		不納欠損処分		収 入 未 済		収 入 率
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
西 部	過少申告加算金	9,822,866	208	9,667,245	197	52,336	4	103,285	7	98.4
	不申告加算金	4,813,579	256	1,942,485	150	20,133	3	2,850,961	103	40.4
	重 加 算 金	66,696,909	708	47,263,181	593	1,708,387	21	17,725,341	94	70.9
	計	81,333,354	1,172	58,872,911	940	1,780,856	28	20,679,587	204	72.4
東 部	過少申告加算金	311,411	34	308,690	33	—	—	2,721	1	99.1
	不申告加算金	933,244	68	809,158	46	25,006	3	99,080	19	86.7
	重 加 算 金	25,468,774	193	10,039,065	162	5,928,150	1	9,501,559	30	39.4
	計	26,713,429	295	11,156,913	241	5,953,156	4	9,603,360	50	41.8
北 部	過少申告加算金	145,275	4	145,275	4	—	—	—	—	100.0
	不申告加算金	158,710	19	85,780	13	—	—	72,930	6	54.0
	重 加 算 金	4,304,062	7	1,271,308	5	—	—	3,032,754	2	29.5
	計	4,608,047	30	1,502,363	22	—	—	3,105,684	8	32.6
本 庁	過少申告加算金	736,000	4	736,000	4	—	—	—	—	100.0
	不申告加算金	116,500	4	116,500	4	—	—	—	—	100.0
	重 加 算 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	852,500	8	852,500	8	—	—	—	—	100.0
県 計	過少申告加算金	11,015,552	250	10,857,210	238	52,336	4	106,006	8	98.6
	不申告加算金	6,022,033	347	2,953,923	213	45,139	6	3,022,971	128	49.1
	重 加 算 金	96,469,745	908	58,573,554	760	7,636,537	22	30,259,654	126	60.7
	計	113,507,330	1,505	72,384,687	1,211	7,734,012	32	33,388,631	262	63.8

(注) 収入率=収入額/調定額×100

9(3) 加算金収入未済処理状況(加算金別)

区 分	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
平成 24 年度 総計	78,939,040	512	—	—	537,483	21	—	—	50,861	5
平成 25 年度 総計	72,997,152	481	—	—	3,232,626	28	5,928,150	1	8,919	3
平成 26 年度 総計	57,922,365	418	—	—	6,803,378	23	—	—	233,313	6
平成 27 年度 総計	48,402,492	348	—	—	704,742	13	—	—	362,099	4
平成 28 年度 総計	36,150,394	258	—	—	3,638,898	16	—	—	—	—
平成 29 年度 総計	36,025,035	282	—	—	6,494,904	14	—	—	216,780	1
平成 30 年度 総計	33,388,631	262	—	—	6,134,530	16	2,908,854	1	477,491	3
(内 訳)										
過少申告加算金	106,006	8	—	—	—	—	—	—	—	—
不申告加算金	3,022,971	128	—	—	9,900	1	—	—	5,317	1
重 加 算 金	30,259,654	126	—	—	6,124,630	15	2,908,854	1	472,174	2

(注)「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

(単位:円)

徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		納付確認済	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
—	—	1,721,966	6	19,479,035	159	56,764,516	317	385,179	4
—	—	1,960,354	6	24,540,751	201	37,083,128	236	243,224	6
—	—	2,183,025	10	16,234,293	211	32,436,232	166	32,124	2
—	—	3,071,780	18	19,139,622	161	25,112,624	146	11,625	6
—	—	2,167,834	15	10,851,499	93	19,392,085	126	100,078	8
—	—	2,215,400	2	10,763,153	97	16,139,513	157	195,285	11
—	—	235,941	4	6,901,443	107	16,293,221	122	437,151	9
—	—	—	—	12,767	3	93,239	5	—	—
—	—	235,941	4	990,746	57	1,769,944	63	11,123	2
—	—	—	—	5,897,930	47	14,430,038	54	426,028	7

9(4) 加算金収入未済処理状況(県税事務所別・加算金別)

所名	加算金区分	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
		金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
西 部	過少申告加算金	103,285	7	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	2,850,961	103	—	—	9,900	1	—	—	5,317	1
	重 加 算 金	17,725,341	94	—	—	3,010,137	8	—	—	472,174	2
	計	20,679,587	204	—	—	3,020,037	9	—	—	477,491	3
東 部	過少申告加算金	2,721	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	99,080	19	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	9,501,559	30	—	—	3,114,493	7	—	—	—	—
	計	9,603,360	50	—	—	3,114,493	7	—	—	—	—
北 部	過少申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	72,930	6	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	3,032,754	2	—	—	—	—	2,908,854	1	—	—
	計	3,105,684	8	—	—	—	—	2,908,854	1	—	—
本 庁	過少申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県 計	過少申告加算金	106,006	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	3,022,971	128	—	—	9,900	1	—	—	5,317	1
	重 加 算 金	30,259,654	126	—	—	6,124,630	15	2,908,854	1	472,174	2
	計	33,388,631	262	—	—	6,134,530	16	2,908,854	1	477,491	3

(注)「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

(単位:円)

徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		納付確認済	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
—	—	—	—	12,767	3	90,518	4	—	—
—	—	235,941	4	921,233	51	1,667,447	44	11,123	2
—	—	—	—	4,601,138	35	9,215,864	42	426,028	7
—	—	235,941	4	5,535,138	89	10,973,829	90	437,151	9
—	—	—	—	—	—	2,721	1	—	—
—	—	—	—	5,679	2	93,401	17	—	—
—	—	—	—	1,172,892	11	5,214,174	12	—	—
—	—	—	—	1,178,571	13	5,310,296	30	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	63,834	4	9,096	2	—	—
—	—	—	—	123,900	1	—	—	—	—
—	—	—	—	187,734	5	9,096	2	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	12,767	3	93,239	5	—	—
—	—	235,941	4	990,746	57	1,769,944	63	11,123	2
—	—	—	—	5,897,930	47	14,430,038	54	426,028	7
—	—	235,941	4	6,901,443	107	16,293,221	122	437,151	9

10(1) 県税に係る滞納処分費及び延滞金収入の状況

(単位:円)

所 名	総 収 入 額	滞 納 処 分 費	延 滞 金
平成 24 年 度 総 計	620,695,200	45,230	620,649,970
平成 25 年 度 総 計	608,819,115	666,450	608,152,665
平成 26 年 度 総 計	471,857,927	1,205,800	470,652,127
平成 27 年 度 総 計	430,176,317	85,721	430,090,596
平成 28 年 度 総 計	405,628,505	676,788	404,951,717
平成 29 年 度 総 計	368,259,657	287,200	367,972,457
平成 30 年 度 総 計	332,759,126	252,400	332,506,726
(内 訳)			
西 部	256,981,197	232,400	256,748,797
東 部	71,426,938	16,500	71,410,438
北 部	3,974,391	3,500	3,970,891
本 庁	376,600	—	376,600

10(2) 県税に係る確定延滞金収入未済の状況

(単位:円)

所 名	滞納処分中のもの	左 記 以 外	合 計
平成 24 年度 総 計	191,922,932	210,061,894	401,984,826
平成 25 年度 総 計	181,487,778	134,268,049	315,755,827
平成 26 年度 総 計	136,027,971	91,202,448	227,230,419
平成 27 年度 総 計	103,112,666	47,741,957	150,854,623
平成 28 年度 総 計	56,116,721	33,977,479	90,094,200
平成 29 年度 総 計	49,899,386	21,152,105	71,051,491
平成 30 年度 総 計	30,660,060	14,527,681	45,187,741
(内 訳)			
西 部	27,536,146	11,713,871	39,250,017
東 部	1,699,224	2,598,621	4,297,845
北 部	1,424,690	215,189	1,639,879
本 庁	—	—	—

(注) 確定延滞金とは本税が納付されて延滞金額が確定したものである。

11 税目別県税事務所別調定収入状況

税目	西部			東部			北部
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	
平成24年度総計	185,046,724,768	178,011,425,738	96.2	48,992,671,332	46,799,664,131	95.5	4,448,721,494
平成25年度総計	198,192,624,494	191,547,177,614	96.6	48,425,211,789	46,460,551,554	95.9	4,314,088,040
平成26年度総計	205,612,138,291	199,681,177,815	97.1	48,530,134,235	46,762,916,641	96.4	4,502,173,060
平成27年度総計	212,311,482,361	207,036,324,618	97.5	49,319,226,855	47,773,961,102	96.9	4,415,575,946
平成28年度総計	220,411,851,508	215,673,535,134	97.9	50,921,320,184	49,525,434,192	97.3	4,474,553,702
平成29年度総計	220,828,931,971	216,420,632,370	98.0	51,901,268,799	50,613,084,020	97.5	4,442,953,907
平成30年度総計	205,818,893,255	201,849,213,690	98.1	51,597,323,560	50,392,948,917	97.7	4,500,396,839
(内訳)							
普通税	205,804,435,355	201,834,755,790	98.1	51,590,651,160	50,386,276,517	97.7	4,496,836,639
個人県民税	63,293,396,033	60,739,742,086	96.0	25,259,371,047	24,269,263,665	96.1	2,420,439,509
均等割・所得割	58,669,658,423	56,116,004,476	95.6	25,259,371,047	24,269,263,665	96.1	2,420,439,509
配当割	2,683,844,181	2,683,844,181	100.0	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	1,939,893,429	1,939,893,429	100.0	—	—	—	—
法人県民税	12,420,677,090	12,381,638,730	99.7	2,194,311,721	2,179,797,009	99.3	136,908,153
県民税利子割	1,248,417,770	1,248,417,770	100.0	123,956,282	123,956,282	100.0	9,898,804
個人事業税	3,127,909,293	3,057,342,156	97.7	780,368,213	755,882,716	96.9	62,587,051
法人事業税	71,303,521,420	71,200,698,954	99.9	12,286,892,031	12,245,952,678	99.7	621,094,958
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	7,147,617,814	6,633,123,059	92.8	1,938,489,969	1,850,409,975	95.5	173,820,769
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	653,932,100	653,932,100	100.0	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	24,494,069,949	23,951,733,621	97.8	—	—	—	—
自動車税	22,114,893,886	21,968,127,314	99.3	9,007,261,897	8,961,014,192	99.5	1,072,087,395
鉾区税	—	—	—	—	—	—	—
目的税	14,457,900	14,457,900	100.0	6,672,400	6,672,400	100.0	3,560,200
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩猟税	14,457,900	14,457,900	100.0	6,672,400	6,672,400	100.0	3,560,200
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 収入率=収入額/調定額×100
 2 収入額は、過誤納額を含んだものである。

(単位:円, %)

部		本 庁			県 計		
収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率
4,213,815,541	94.7	51,401,778,416	51,385,363,516	100.0	289,889,896,010	280,410,268,926	96.7
4,077,255,826	94.5	49,062,240,696	49,062,240,696	100.0	299,994,165,019	291,147,225,690	97.1
4,294,825,255	95.4	52,081,403,238	52,081,403,238	100.0	310,725,848,824	302,820,322,949	97.5
4,227,041,944	95.7	84,136,429,716	84,136,429,716	100.0	350,182,714,878	343,173,757,380	98.0
4,311,716,313	96.4	78,561,181,176	78,561,181,176	100.0	354,368,906,570	348,071,866,815	98.2
4,287,282,298	96.5	74,646,313,089	74,644,284,741	100.0	351,819,467,766	345,965,283,429	98.3
4,363,197,999	97.0	76,350,177,772	76,350,145,948	100.0	338,266,791,426	332,955,506,554	98.4
4,359,637,799	96.9	75,753,337,961	75,753,306,137	100.0	337,645,261,115	332,333,976,243	98.4
2,325,608,240	96.1	—	—	—	90,973,206,589	87,334,613,991	96.0
2,325,608,240	96.1	—	—	—	86,349,468,979	82,710,876,381	95.8
—	—	—	—	—	2,683,844,181	2,683,844,181	100.0
—	—	—	—	—	1,939,893,429	1,939,893,429	100.0
135,671,863	99.1	—	—	—	14,751,896,964	14,697,107,602	99.6
9,898,804	100.0	—	—	—	1,382,272,856	1,382,272,856	100.0
61,681,351	98.6	—	—	—	3,970,864,557	3,874,906,223	97.6
618,685,021	99.6	—	—	—	84,211,508,409	84,065,336,653	99.8
—	—	57,322,411,468	57,322,411,468	100.0	57,322,411,468	57,322,411,468	100.0
—	—	9,555,193,363	9,555,193,363	100.0	9,555,193,363	9,555,193,363	100.0
142,664,246	82.1	—	—	—	9,259,928,552	8,626,197,280	93.2
—	—	2,870,264,030	2,870,232,206	100.0	2,870,264,030	2,870,232,206	100.0
—	—	—	—	—	653,932,100	653,932,100	100.0
—	—	4,520,237,200	4,520,237,200	100.0	4,520,237,200	4,520,237,200	100.0
—	—	—	—	—	24,494,069,949	23,951,733,621	97.8
1,065,428,274	99.4	1,480,782,100	1,480,782,100	100.0	33,675,025,278	33,475,351,880	99.4
—	—	4,449,800	4,449,800	100.0	4,449,800	4,449,800	100.0
3,560,200	100.0	596,839,811	596,839,811	100.0	621,530,311	621,530,311	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3,560,200	100.0	—	—	—	24,690,500	24,690,500	100.0
—	—	596,839,811	596,839,811	100.0	596,839,811	596,839,811	100.0

12(1) 平成30年度税目別県税事務所別調定収入額調

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	55,806	2,684	1,940	12,386	1,248	3,059	71,226	—	—	6,836
	収入	56,116	2,684	1,940	12,381	1,248	3,057	71,201	—	—	6,633
東 部	調定	24,292	—	—	2,180	124	761	12,250	—	—	1,869
	収入	24,269	—	—	2,180	124	756	12,245	—	—	1,850
北 部	調定	2,338	—	—	136	10	61	618	—	—	146
	収入	2,325	—	0	136	10	62	619	—	—	143
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	57,323	9,555	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	57,323	9,555	—
計	調定	82,436	2,684	1,940	14,702	1,382	3,881	84,094	57,323	9,555	8,851
	収入	82,710	2,684	1,940	14,697	1,382	3,875	84,065	57,323	9,555	8,626

(注) 調定は現年課税分、収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

(単位:百万円)

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉾区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	654	—	23,966	21,985	—	14	—	—	—	201,804
—	654	—	23,952	21,969	—	14	—	—	—	201,849
—	—	—	—	8,962	—	7	—	—	—	50,445
—	—	—	—	8,961	—	7	—	—	—	50,392
—	—	—	—	1,064	—	4	—	—	—	4,377
—	—	—	—	1,065	—	4	—	—	—	4,364
2,870	—	4,521	—	1,481	4	—	595	—	—	76,349
2,870	—	4,521	—	1,481	4	—	597	—	—	76,351
2,870	654	4,521	23,966	33,492	4	25	595	—	—	332,975
2,870	654	4,521	23,952	33,476	4	25	597	—	—	332,956

12(2) 平成30年度税目別県税事務所構成比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	0.6770	1.0000	1.0000	0.8425	0.9032	0.7882	0.8470	—	—	0.7724
	収入	0.6785	1.0000	1.0000	0.8425	0.9032	0.7890	0.8470	—	—	0.7690
東 部	調定	0.2947	—	—	0.1483	0.0897	0.1960	0.1457	—	—	0.2112
	収入	0.2934	—	—	0.1483	0.0897	0.1951	0.1457	—	—	0.2145
北 部	調定	0.0284	—	—	0.0092	0.0072	0.0158	0.0074	—	—	0.0165
	収入	0.0281	—	0.0000	0.0092	0.0072	0.0159	0.0074	—	—	0.0165
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	1.0000	1.0000	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	1.0000	1.0000	—
計	調定	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
	収入	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

(注) 調定は現年課税分, 収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉦区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	1.0000	—	1.0000	0.6564	—	0.5856	—	—	—	0.6061
—	1.0000	—	1.0000	0.6562	—	0.5856	—	—	—	0.6062
—	—	—	—	0.2676	—	0.2702	—	—	—	0.1515
—	—	—	—	0.2677	—	0.2702	—	—	—	0.1514
—	—	—	—	0.0318	—	0.1442	—	—	—	0.0131
—	—	—	—	0.0318	—	0.1442	—	—	—	0.0131
1.0000	—	1.0000	—	0.0442	1.0000	—	1.0000	—	—	0.2293
1.0000	—	1.0000	—	0.0442	1.0000	—	1.0000	—	—	0.2293
1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	—	1.0000	1.0000
1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	—	1.0000	1.0000

12(3) 平成30年度県税事務所別税目構成比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	0.2765	0.0133	0.0096	0.0614	0.0062	0.0152	0.3529	—	—	0.0339
	収入	0.2780	0.0133	0.0096	0.0613	0.0062	0.0151	0.3527	—	—	0.0329
東 部	調定	0.4816	—	—	0.0432	0.0025	0.0151	0.2428	—	—	0.0370
	収入	0.4816	—	—	0.0433	0.0025	0.0150	0.2430	—	—	0.0367
北 部	調定	0.5342	—	—	0.0310	0.0023	0.0140	0.1413	—	—	0.0333
	収入	0.5330	—	0.0000	0.0311	0.0023	0.0141	0.1418	—	—	0.0327
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	0.7508	0.1252	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	0.7508	0.1251	—
計	調定	0.2476	0.0081	0.0058	0.0442	0.0042	0.0117	0.2526	0.1722	0.0287	0.0266
	収入	0.2484	0.0081	0.0058	0.0441	0.0042	0.0116	0.2525	0.1722	0.0287	0.0259

(注) 調定は現年課税分, 収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉦区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	0.0032	—	0.1188	0.1089	—	0.0001	—	—	—	1.0000
—	0.0032	—	0.1187	0.1088	—	0.0001	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.1777	—	0.0001	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.1778	—	0.0001	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.2432	—	0.0008	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.2442	—	0.0008	—	—	—	1.0000
0.0376	—	0.0592	—	0.0194	0.0001	—	0.0078	—	—	1.0000
0.0376	—	0.0592	—	0.0194	0.0001	—	0.0078	—	—	1.0000
0.0086	0.0020	0.0136	0.0720	0.1006	0.0000	0.0001	0.0018	—	—	1.0000
0.0086	0.0020	0.0136	0.0719	0.1005	0.0000	0.0001	0.0018	—	—	1.0000

12(4) 平成30年度税目別県税事務所対前年比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	71.9	80.9	62.6	106.2	83.0	99.7	110.5	—	—	111.2
	収入	72.3	80.9	62.6	106.2	83.0	99.7	110.5	—	—	112.6
東 部	調定	100.6	—	—	94.4	116.7	98.1	96.1	—	—	112.1
	収入	100.5	—	—	94.4	116.7	97.5	96.1	—	—	113.7
北 部	調定	98.4	—	—	108.0	118.8	102.4	108.1	—	—	144.0
	収入	98.8	—	—	108.0	118.8	102.0	108.2	—	—	141.3
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	101.5	104.1	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	101.5	104.1	—
計	調定	79.2	80.9	62.6	104.3	85.4	99.4	108.1	101.5	104.1	111.8
	収入	79.4	80.9	62.6	104.3	85.4	99.3	108.1	101.5	104.1	113.2

(注) 調定は現年課税分、収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

(単位：%)

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉱区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	91.1	—	102.8	101.1	—	96.9	—	—	—	93.1
—	91.1	—	102.8	101.0	—	96.9	—	—	—	93.3
—	—	—	—	100.7	—	98.3	—	—	—	99.6
—	—	—	—	100.7	—	98.3	—	—	—	99.6
—	—	—	—	100.1	—	99.3	—	—	—	101.6
—	—	—	—	100.2	—	99.3	—	—	—	101.8
98.9	—	109.0	—	102.1	100.2	—	116.7	—	—	102.3
98.9	—	109.0	—	102.1	100.2	—	117.6	—	—	102.3
98.9	91.1	109.0	102.8	101.0	100.2	97.6	116.7	—	—	96.2
98.9	91.1	109.0	102.8	100.9	100.2	97.6	117.6	—	—	96.2

平成 30 年度 課 税 状 況

1 調定件数(税目別)

(単位：件，%)

税 目	平成30年度 ①	平成29年度 ②	平成28年度 ③	前 年 比 率	
				本 年	前 年
				①/②×100	②/③×100
総 件 数	4,243,216	4,227,439	4,206,416	100.4	100.5
(内 訳)					
普 通 税	4,238,894	4,223,144	4,202,233	100.4	100.5
個人県民税	2,810,060	2,807,230	2,795,582	100.1	100.4
均等割・所得割	2,801,706	2,799,441	2,788,147	100.1	100.4
配当割	7,833	7,210	6,991	108.6	103.1
株式等譲渡所得割	521	579	444	90.0	130.4
法人県民税	139,229	137,947	135,897	100.9	101.5
県民税利子割	8,294	10,139	10,566	81.8	96.0
個人事業税	40,606	45,824	45,292	88.6	101.2
法人事業税	64,633	62,942	63,124	102.7	99.7
地方消費税譲渡割	12	12	12	100.0	100.0
地方消費税貨物割	12	12	12	100.0	100.0
不動産取得税	33,037	31,950	31,821	103.4	100.4
県たばこ税	2,855	1,440	1,351	198.3	106.6
ゴルフ場利用税	569	568	572	100.2	99.3
自動車取得税	114,754	103,760	99,555	110.6	104.2
軽油引取税	3,245	3,305	3,395	98.2	97.3
自動車税	1,021,483	1,017,910	1,014,945	100.4	100.3
鉱区税	105	105	109	100.0	96.3
目 的 税	4,322	4,295	4,183	100.6	102.7
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—
狩 猟 税	3,831	3,823	3,706	100.2	103.2
産業廃棄物埋立税	491	472	477	104.0	99.0

2 平成30年度月別調定状況構成比(現年課税分)

税 目		月				
		4	5	6	7	8
県 民 税	個 人	14.7	0.0	0.1	79.3	0.0
		14.7	14.7	14.8	94.1	94.1
	均等割・所得割	15.5	0.0	0.0	83.1	0.0
		15.5	15.5	15.5	98.6	98.6
	配 当 割	2.5	0.4	2.7	20.1	1.0
		2.5	2.9	5.6	25.7	26.7
	株式等譲渡所得割	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
		0.1	0.3	0.4	0.5	0.7
	法 人	4.6	35.9	2.5	2.9	6.6
		4.6	40.5	43.0	45.9	52.5
利 子 割	9.7	10.1	7.7	10.1	11.1	
	9.7	19.8	27.5	37.6	48.7	
事 業 税	個 人	0.0	0.0	1.9	0.9	71.2
		0.0	0.0	1.9	2.8	74.0
法 人	4.4	34.7	2.2	2.5	5.8	
	4.4	39.1	41.3	43.8	49.6	
地 方 消 費 税	譲 渡 割	13.9	0.0	8.4	23.5	0.0
		13.9	13.9	22.3	45.8	45.8
	貨 物 割	11.6	0.0	6.7	10.9	0.0
不 動 産 取 得 税	11.6	11.6	18.3	29.2	29.2	
	15.2	4.3	7.3	5.4	2.9	
県 た ば こ 税	15.2	19.5	26.8	32.2	35.1	
	8.3	8.0	8.4	8.2	8.4	
ゴ ル フ 場 利 用 税	8.3	16.3	24.7	32.9	41.3	
	8.8	10.0	10.7	9.4	5.0	
自 動 車 取 得 税	8.8	18.8	29.5	38.9	43.9	
	7.5	7.1	8.7	8.0	7.2	
軽 油 引 取 税	7.5	14.6	23.3	31.3	38.5	
	8.8	7.9	7.9	8.0	8.5	
自 動 車 税	8.8	16.7	24.6	32.6	41.1	
	0.7	100.5	△ 0.3	0.0	△ 0.1	
鉦 区 税	0.7	101.2	100.9	100.9	100.8	
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
狩 猟 税	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	23.3	0.0	0.0	25.0	0.1	
県 税 合 計	23.3	23.3	23.3	48.3	48.4	
	9.3	21.4	3.3	26.9	3.5	
	9.3	30.7	34.0	60.9	64.4	

(注) 上段は単月、下段は累計である。
軽油引取税は新法と旧法の合算値により算出。

(単位：%)

9	10	11	12	1	2	3以降
0.0	0.1	0.0	0.2	4.1	0.0	1.5
94.1	94.2	94.2	94.4	98.5	98.5	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4
98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	100.0
0.9	1.9	0.5	6.4	62.7	0.3	0.6
27.6	29.5	30.0	36.4	99.1	99.4	100.0
0.5	0.2	0.2	0.2	98.1	0.0	0.1
1.2	1.4	1.6	1.8	99.9	99.9	100.0
2.4	4.3	27.8	2.1	2.2	7.0	1.7
54.9	59.2	87.0	89.1	91.3	98.3	100.0
10.2	7.7	7.5	7.3	9.3	5.4	3.9
58.9	66.6	74.1	81.4	90.7	96.1	100.0
0.6	0.4	23.5	0.6	0.4	0.5	0.0
74.6	75.0	98.5	99.1	99.5	100.0	100.0
1.9	6.3	30.4	2.0	2.1	6.1	1.6
51.5	57.8	88.2	90.2	92.3	98.4	100.0
3.8	13.8	0.0	9.6	15.6	0.0	11.4
49.6	63.4	63.4	73.0	88.6	88.6	100.0
14.9	12.3	0.0	15.2	13.7	0.3	14.4
44.1	56.4	56.4	71.6	85.3	85.6	100.0
6.6	12.0	22.8	9.1	4.0	3.9	6.5
41.7	53.7	76.5	85.6	89.6	93.5	100.0
8.6	10.8	6.7	7.9	8.8	8.3	7.6
49.9	60.7	67.4	75.3	84.1	92.4	100.0
7.3	7.6	9.9	10.7	9.0	6.3	5.3
51.2	58.8	68.7	79.4	88.4	94.7	100.0
8.9	8.0	8.4	8.4	7.5	8.7	11.6
47.4	55.4	63.8	72.2	79.7	88.4	100.0
8.6	8.6	8.8	8.5	8.7	7.7	8.0
49.7	58.3	67.1	75.6	84.3	92.0	100.0
△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
100.6	100.5	100.4	100.3	100.2	100.1	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	93.8	5.3	0.5	0.3	0.1	0.0
0.0	93.8	99.1	99.6	99.9	100.0	100.0
0.1	23.1	0.0	0.0	28.7	△ 0.1	△ 0.2
48.5	71.6	71.6	71.6	100.3	100.2	100.0
2.7	5.8	10.6	3.8	5.8	2.7	4.2
67.1	72.9	83.5	87.3	93.1	95.8	100.0

3 県税事務所別個人県民税(均等割・所得割)の課税状況(現年課税分)

3(1) 納税義務者数

(単位：人，%)

所 名	納 税 義 務 者 数					
	総 数		均等割 のみの 者	所得割 のみの 者	均 等 割 と 所得割 の 者	分離課 税の者
	人 員	構 成 比				
平成 24 年度 総計	1,356,419	—	86,601	38	1,260,825	8,955
平成 25 年度 総計	1,358,056	—	89,376	0	1,260,532	8,148
平成 26 年度 総計	1,354,648	—	94,636	105	1,252,485	7,422
平成 27 年度 総計	1,360,893	—	94,196	0	1,258,876	7,821
平成 28 年度 総計	1,379,049	—	95,889	0	1,275,450	7,710
平成 29 年度 総計	1,391,984	—	95,159	0	1,289,876	6,949
平成 30 年度 総計	1,400,700	100.0	97,548	0	1,296,062	7,090
伸 率	100.6	—	102.5	—	100.5	102.0
(内 訳)						
西 部	989,442	70.6	64,240	0	919,889	5,313
東 部	367,160	26.2	27,521	0	338,036	1,603
北 部	44,098	3.1	5,787	0	38,137	174

3(2) 課税額

所 名	課					
	総 額			普 通 徴 収 分		
	均 等 割	所 得 割	計	均 等 割	所 得 割	計
平成 24 年度 総計	2,016,210,777	95,760,918,701	97,777,129,478	552,285,862	20,748,633,991	21,300,919,853
平成 25 年度 総計	2,018,211,034	94,464,828,914	96,483,039,948	526,533,865	20,040,116,974	20,566,650,839
平成 26 年度 総計	2,689,148,774	94,865,293,872	97,554,442,646	679,502,902	19,555,883,691	20,235,386,593
平成 27 年度 総計	2,702,454,729	97,289,840,422	99,992,295,151	654,229,568	19,578,751,914	20,232,981,482
平成 28 年度 総計	2,739,591,772	98,974,800,247	101,714,392,019	644,468,055	19,949,694,134	20,594,162,189
平成 29 年度 総計	2,769,387,623	101,714,753,643	104,484,141,266	625,015,823	21,121,133,855	21,746,149,678
平成 30 年度 総計	2,784,589,459	76,801,539,909	79,586,129,368	616,245,304	14,831,322,662	15,447,567,966
伸 率	100.5	75.5	76.2	98.6	70.2	71.0
(内 訳)						
西 部	1,965,851,659	50,935,304,967	52,901,156,626	419,730,004	9,553,988,802	9,973,718,806
東 部	731,157,000	23,618,981,222	24,350,138,222	175,019,800	4,840,736,130	5,015,755,930
北 部	87,580,800	2,247,253,720	2,334,834,520	21,495,500	436,597,730	458,093,230

個人県民税賦課異動報告書による。(現年課税分＝本年度分＋過年度分…特別徴収分の翌年度調定分を含む。)

(単位：円，%)

税			額			分離課税に係る 所得割額
年金特別徴収分			給与特別徴収分			
均等割	所得割	計	均等割	所得割	計	所得割
242,446,733	3,953,979,371	4,196,426,104	1,221,478,182	69,942,956,776	71,164,434,958	1,115,348,563
242,821,029	3,879,713,498	4,122,534,527	1,248,856,140	69,462,115,791	70,710,971,931	1,082,882,651
322,939,829	3,888,643,236	4,211,583,065	1,686,706,043	70,383,659,599	72,070,365,642	1,037,107,346
323,194,130	3,689,337,300	4,012,531,430	1,725,031,031	73,043,283,688	74,768,314,719	978,467,520
332,143,760	3,764,553,829	4,096,697,589	1,762,979,957	74,331,204,371	76,094,184,328	929,347,913
346,136,100	3,884,320,722	4,230,456,822	1,798,235,700	75,788,492,276	77,586,727,976	920,806,790
347,192,489	3,036,901,846	3,384,094,335	1,821,151,666	57,980,708,172	59,801,859,838	952,607,229
100.3	78.2	80.0	101.3	76.5	77.1	103.5
239,179,089	1,982,471,416	2,221,650,505	1,306,942,566	38,702,740,832	40,009,683,398	696,103,917
95,114,900	949,611,460	1,044,726,360	461,022,300	17,591,512,060	18,052,534,360	237,121,572
12,898,500	104,818,970	117,717,470	53,186,800	1,686,455,280	1,739,642,080	19,381,740

4 法人県民税の課税状況(現年課税分)

区 分	総 調 定 額	均 等 割		法 人 税 割 調 定 額			確 定 法	
		納 税 義 務 者 数	調 定 額	現 事 業 分 年 度 分	過 事 業 分 年 度 分	計		事 業 年 度 数
平成 24 年度 総 計	16,839,268	68,589	3,674,145	12,934,896	230,227	13,165,123	67,575	
平成 25 年度 総 計	16,322,475	68,258	3,730,596	12,380,585	211,294	12,591,879	67,306	
平成 26 年度 総 計	18,237,888	68,277	3,705,842	14,068,387	463,659	14,532,046	67,329	
平成 27 年度 総 計	15,987,846	68,886	3,682,473	12,132,353	173,020	12,305,373	67,848	
平成 28 年度 総 計	15,004,923	69,458	3,826,975	10,934,430	243,518	11,177,948	68,321	
平成 29 年度 総 計	14,099,488	70,021	3,800,692	10,121,916	176,880	10,298,796	68,935	
平成 30 年度 総 計	14,702,474	70,387	3,826,874	10,748,627	126,973	10,875,600	69,444	
普通法人	分割 本県本店分	3,162,263	2,534	178,222	2,959,034	25,007	2,984,041	2,503
	法人 他県本店分	7,707,790	9,353	2,147,719	5,500,693	59,378	5,560,071	9,092
	県 内 法 人	3,416,507	54,748	1,384,069	1,990,949	41,489	2,032,438	54,179
	計	14,286,560	66,635	3,710,010	10,450,676	125,874	10,576,550	65,774
特 別 法 人	345,010	1,211	68,467	275,997	546	276,543	1,199	
公 益 法 人	52,200	1,534	31,920	20,202	78	20,280	1,514	
寮等のみを有する法人	830	5	830	—	—	—	—	
人 格 な き 社 団 等	10,736	439	9,189	1,075	472	1,547	408	
清 算 法 人	7,138	563	6,458	677	3	680	549	

(単位：千円)

現 事 業 年 度 分 内 訳							
人 税 割 額	確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中 間 申 告 額		確定申告が翌年度となる見 込 納 付 額		中間納付額の歳出還付額
税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	
12,244,323	8,782	4,076,642	9,338	4,380,670	46	54,060	351,346
11,850,536	9,204	4,294,973	9,774	4,135,315	86	65,190	623,687
13,108,135	9,627	3,975,427	10,659	4,622,592	84	59,833	253,016
13,118,526	10,493	4,518,841	11,146	3,107,288	102	48,680	376,207
9,895,172	10,971	3,040,478	11,780	3,763,450	103	45,969	270,021
9,720,241	11,580	3,683,332	12,287	3,661,088	117	70,045	353,874
10,117,590	12,086	3,575,023	12,556	3,818,671	126	107,738	279,651
2,863,102	898	1,069,222	909	1,079,343	9	11,033	74,778
5,067,597	4,341	1,904,710	4,595	2,137,828	96	91,490	108,488
1,888,940	6,847	601,091	7,052	601,500	21	5,215	96,385
9,819,639	12,086	3,575,023	12,556	3,818,671	126	107,738	279,651
275,997	—	—	—	—	—	—	—
20,202	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1,075	—	—	—	—	—	—	—
677	—	—	—	—	—	—	—

5 県民税利子割

5(1) 利子等種類別課税状況

所 名	総 額	公 社			
		一般公社債利子	銀行預金利子	銀行以外の金融 機関の預貯金利子	勤務先預金等 の 利 子
課 税 支 払 額	29,251,802,533	33,405,098	19,035,027,926	5,306,216,657	1,073,814,683
非 課 税 支 払 額	1,022,054,866	515,272	493,828,001	520,345,131	1,666,043
〔 非居住者外国 法人に係る額 〕	153,935,764	0	150,327,669	3,189,658	392,537
税 額	1,382,272,856	1,514,156	946,081,267	248,679,149	53,311,153
(内 訳)					
西 部	1,248,417,770	1,197,714	931,154,831	179,320,099	52,384,344
東 部	123,956,282	316,442	14,926,436	64,635,359	857,238
北 部	9,898,804	0	0	4,723,691	69,571
		公募証券投資信託の収益の分配等		金 融 類	
所 名	私募公社債等 運用投資信託	社債的受益証券	公募国外証券 投資信託	懸賞金付預貯金 等の懸賞金等	定期積金の 給付補てん金
課 税 支 払 額	390,000	330,000	0	553,344,421	111,500,231
非 課 税 支 払 額	0	0	0	0	0
〔 非居住者外国 法人に係る額 〕	0	0	0	0	0
税 額	19,500	16,500	—	28,025,485	4,923,979
(内 訳)					
西 部	19,500	16,500	0	25,513,678	2,627,337
東 部	0	0	0	2,271,281	2,121,070
北 部	0	0	0	240,526	175,572

(注) 非課税支払額のうち「金融類似商品」の内訳は未集計のため、総額のみ計上

(単位：円)

債 利 子 等					私募証券投資信託の収益の分配等
合同運用信託 の収益の分配	私募公社債投資信託 の収益の分配	郵便貯金の利子	国外一般公社債等の 利 子 等	生 命 保 険 等 の 差 益	私募証券投資信託
30,979,731	1,735	620,054	0	89,043,499	0
1,232,500	0	149	0	4,153,681	0
16,745	0	0	0	0	0
1,511,997	66	18,750	—	4,451,632	—
1,472,957	0	18,750	0	4,451,603	0
39,040	66	0	0	29	0
0	0	0	0	0	0
似 商 品					
掛金の給付 補てん金	抵当証券の利息	貴金属の売買	外貨建預金 の 差 益	一時払養老保険	
0	0	0	1,085,904	3,016,042,594	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
—	—	—	54,293	93,664,929	
0	0	0	54,293	50,186,164	
0	0	0	0	38,789,321	
0	0	0	0	4,689,444	

5(3) 県税事務所別営業所数

平成31年3月31日現在

所名	総数	営業所数							
		銀行等	郵便局	信用金庫等	農林中央 金庫等	証券会社	保険会社等	社内預金 実施企業	その他
総計	655	62	4	176	198	17	25	49	124
(内訳)									
西部	431	47	4	123	108	13	24	32	80
東部	207	14	0	50	78	4	1	17	43
北部	17	1	0	3	12	0	0	0	1

6 県民税配当割の課税状況

(単位：円)

年 度	総 額	上場株式等の配当等	公募証券投資信託
平成 24 年度 総 計	1,330,666,237	582,732,346	84,031,619
平成 25 年度 総 計	2,612,307,288	618,976,027	143,170,651
平成 26 年度 総 計	5,022,444,377	1,032,797,475	253,553,696
平成 27 年度 総 計	3,806,858,793	1,058,092,093	135,352,005
平成 28 年度 総 計	2,374,364,222	1,073,762,367	55,162,685
平成 29 年度 総 計	3,315,959,747	1,163,029,606	76,243,596
平成 30 年度 総 計	2,683,844,181	1,242,413,173	30,070,834
(課 税 支 払 額)	61,969,494,510	24,851,637,320	602,456,546
(非 課 税 支 払 額)	53,956,053,556	14,821,656,930	10,055,723,842
年 度	特定投資法人の 投資口の配当等	特定公社債割引債	源泉徴収選択 口座内配当等
平成 24 年度 総 計	—	—	663,902,272
平成 25 年度 総 計	—	—	1,850,160,610
平成 26 年度 総 計	—	—	3,736,093,206
平成 27 年度 総 計	—	9,840,109	2,603,574,586
平成 28 年度 総 計	—	59,077,540	1,186,361,630
平成 29 年度 総 計	—	52,702,047	2,023,984,498
平成 30 年度 総 計	—	44,314,657	1,367,045,517
(課 税 支 払 額)	—	887,613,555	35,627,787,089
(非 課 税 支 払 額)	—	971,597,163	28,107,075,621

7 県民税株式等譲渡所得割の課税状況

(単位：円)

年 度	特定株式等譲渡所得
平成 24 年度 総 計	352,629,846
平成 25 年度 総 計	3,995,901,821
平成 26 年度 総 計	2,709,408,693
平成 27 年度 総 計	3,451,437,233
平成 28 年度 総 計	1,301,667,583
平成 29 年度 総 計	3,098,394,074
平成 30 年度 総 計	1,939,893,429
(課 税 支 払 額)	60,044,389,887
(還 付 分 支 払 額)	22,823,058,916
(非 課 税 支 払 額)	1,750

8 個人事業税

8(1) 所得階層別所得金額

区 分	総 額		3,000,000円以下		3,000,000円超 3,500,000円以下	
	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
総 計	23,557	142,734,812	936	2,592,360	4,062	13,022,172
所 得 税 課 税 者	22,160	137,409,527	737	2,147,378	3,621	11,589,244
所 得 税 失 格 者	1,397	5,325,285	199	444,982	441	1,432,928
第 1 種 事 業	19,273	113,768,939	757	2,092,192	3,355	10,740,532
所 得 税 課 税 者	18,127	109,422,169	576	1,686,319	3,002	9,591,065
所 得 税 失 格 者	1,146	4,346,770	181	405,873	353	1,149,467
第 2 種 事 業	78	581,617	5	14,251	10	32,750
所 得 税 課 税 者	72	555,574	5	14,251	7	23,405
所 得 税 失 格 者	6	26,043	0	0	3	9,345
第 3 種 事 業	4,206	28,384,256	174	485,917	697	2,248,890
あ ん 摩 業 等 以 外 の も の	4,070	27,816,742	160	453,712	655	2,112,276
所 得 税 課 税 者	3,841	26,918,671	143	415,395	580	1,870,412
所 得 税 失 格 者	229	898,071	17	38,317	75	241,864
あ ん 摩 業 等	136	567,514	14	32,205	42	136,614
所 得 税 課 税 者	120	513,113	13	31,413	32	104,362
所 得 税 失 格 者	16	54,401	1	792	10	32,252

- (注) 1 2以上の業種を兼業するものは、主たる業種に計上した。
 2 所得金額は、事業主控除前の年所得金額である。
 3 年の途中で廃業したものは、年所得に換算した所得階層に計上した。
 4 県外分割も含んで計上した。
 5 30年度分のみ計上した。

(単位：人，千円)

3,500,000円超 4,000,000円以下		4,000,000円超 5,000,000円以下		5,000,000円超 10,000,000円以下		10,000,000円超	
人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
3,292	12,188,959	4,679	20,485,235	7,916	52,138,340	2,672	42,307,746
3,016	11,154,604	4,363	19,086,435	7,757	51,215,792	2,666	42,216,074
276	1,034,355	316	1,398,800	159	922,548	6	91,672
2,715	10,045,011	3,922	17,149,510	6,529	42,777,921	1,995	30,963,773
2,499	9,235,106	3,662	16,002,244	6,398	42,015,153	1,990	30,892,282
216	809,905	260	1,147,266	131	762,768	5	71,491
10	37,123	5	21,845	26	178,582	22	297,066
10	37,123	5	21,845	23	161,884	22	297,066
0	0	0	0	3	16,698	0	0
567	2,106,825	752	3,313,880	1,361	9,181,837	655	11,046,907
543	2,017,822	727	3,201,333	1,332	9,006,173	653	11,025,426
486	1,804,871	672	2,954,387	1,308	8,868,361	652	11,005,245
57	212,951	55	246,946	24	137,812	1	20,181
24	89,003	25	112,547	29	175,664	2	21,481
21	77,504	24	107,959	28	170,394	2	21,481
3	11,499	1	4,588	1	5,270	0	0

8(2) 業種別課税所得

(単位：人，千円)

業 種	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額	課税所得 金 額
	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計		
総 計	22,160	1,397	23,557	137,409,527	5,325,285	142,734,812	66,751,607	75,983,205
(内 訳)								
第 1 種 事 業	18,127	1,146	19,273	109,422,169	4,346,770	113,768,939	54,529,483	59,239,456
物 品 販 売 業	1,362	86	1,448	7,235,524	287,754	7,523,278	4,059,994	3,463,284
不 動 産 貸 付 業	6,879	436	7,315	53,135,153	2,114,694	55,249,847	20,746,246	34,503,601
製 造 業	641	41	682	3,562,654	141,765	3,704,419	1,936,966	1,767,453
運 送 業	425	27	452	1,978,008	78,722	2,056,730	1,285,431	771,299
駐 車 場 業	257	16	273	1,360,244	54,136	1,414,380	780,585	633,795
請 負 業	7,238	457	7,695	35,639,672	1,418,616	37,058,288	21,793,143	15,265,145
印 刷 業	16	1	17	96,579	3,844	100,423	49,300	51,123
旅 館 業	24	2	26	124,493	4,955	129,448	73,225	56,223
料 理 店 業	95	6	101	482,765	19,214	501,979	287,825	214,154
飲 食 店 業	751	48	799	3,572,078	142,063	3,714,141	2,208,857	1,505,284
代 理 業	176	11	187	831,636	33,098	864,734	529,254	335,480
そ の 他	263	15	278	1,403,363	47,909	1,451,272	778,657	672,615
第 2 種 事 業	72	6	78	555,574	26,043	581,617	220,847	360,770
畜 産 業	1	0	1	4,089	0	4,089	2,900	1,189
水 産 業	71	6	77	551,485	26,043	577,528	217,947	359,581
薪 炭 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0
第 3 種 事 業	3,961	245	4,206	27,431,784	952,472	28,384,256	12,001,277	16,382,979
医 業	241	14	255	2,345,469	79,138	2,424,607	723,732	1,700,875
税 理 士 業	554	33	587	5,195,549	175,506	5,371,055	1,695,294	3,675,761
理 容 業	221	13	234	962,647	32,452	995,099	665,068	330,031
そ の 他	2,828	169	2,997	18,428,585	610,975	19,039,560	8,548,025	10,491,535
あ ん 摩 業 等	117	16	133	499,534	54,401	553,935	369,158	184,777

- (注) 1 2以上の業種を兼業するものは、主たる業種に計上した。
2 県外分割も含んで計上した。
3 30年度分のみ計上した。
4 あん摩業等は、あん摩等の事業及び装蹄師業の合計である。

8(3) 県税事務所別課税状況

(単位：人、千円)

所 名	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額	課税所得 金 額
	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計		
平成24年度総計	18,940	1,127	20,067	117,343,312	4,318,338	121,661,650	57,241,632	64,420,018
平成25年度総計	19,032	1,274	20,306	118,452,870	4,840,933	123,293,803	57,795,522	65,498,281
平成26年度総計	19,862	1,130	20,992	124,351,931	4,224,874	128,576,805	59,751,143	68,825,662
平成27年度総計	21,018	1,124	22,142	131,224,649	4,152,055	135,376,704	62,815,047	72,561,657
平成28年度総計	21,556	1,146	22,702	135,846,658	4,320,949	140,167,607	64,572,909	75,594,698
平成29年度総計	21,910	1,248	23,158	137,032,854	4,703,632	141,736,486	65,728,616	76,007,870
平成30年度総計	22,160	1,397	23,557	137,409,527	5,325,285	142,734,812	66,751,607	75,983,205
(内 訳)								
西 部	16,579	995	17,574	106,176,391	3,786,840	109,963,231	49,871,562	60,091,669
東 部	5,161	380	5,541	28,898,288	1,448,980	30,347,268	15,625,545	14,721,723
北 部	420	22	442	2,334,848	89,465	2,424,313	1,254,500	1,169,813

8(4) 分割個人の所得金額

(単位：人，千円)

区 分	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分	
	課 税 人 員	課 税 所 得 金 額			課 税 人 員	分 割 を 受 税 け た 課 税 所 得 金 額
		本 県 分	他 県 分	計		
平成 24 年度 総 計	6	21,424	19,644	41,068	5	49,837
平成 25 年度 総 計	5	20,669	9,149	29,818	7	18,247
平成 26 年度 総 計	7	17,025	15,293	32,318	5	13,243
平成 27 年度 総 計	5	19,897	14,462	34,359	5	15,550
平成 28 年度 総 計	6	13,320	7,285	20,605	8	21,732
平成 29 年度 総 計	6	11,611	10,543	22,154	10	18,082
平成 30 年度 総 計	10	17,328	22,748	40,076	9	35,568
(内 訳)						
第 1 種 事 業	7	11,238	17,561	28,799	6	22,319
第 2 種 事 業	—	—	—	—	—	—
第 3 種 事 業	3	6,090	5,187	11,277	3	13,249

8(5) 事業専従者控除

(単位：人，千円)

区 分	総 数			青 色 申 告			白 色 申 告			
	納 税 者 数	専 従 者 数	給 与 (控 除) 額	納 税 者 数	専 従 者 数	給 与 額	納 税 者 数	専 従 者 数	控 除 額	
平成 24 年度 総 計	20,067	6,698	14,933,956	17,327	6,298	14,602,629	2,740	400	331,327	
平成 25 年度 総 計	20,306	6,667	18,616,842	17,643	6,291	18,302,069	2,663	376	314,773	
平成 26 年度 総 計	20,988	6,822	14,778,932	18,298	6,425	14,439,237	2,690	397	339,695	
平成 27 年度 総 計	22,142	7,168	15,543,570	19,476	6,774	15,205,940	2,666	394	337,630	
平成 28 年度 総 計	22,702	7,267	15,839,337	19,987	6,902	15,531,102	2,715	365	308,235	
平成 29 年度 総 計	23,158	7,253	15,619,641	20,491	6,908	15,330,708	2,667	345	288,933	
平成 30 年度 総 計	23,557	7,209	15,258,888	20,978	6,900	15,000,182	2,579	309	258,706	
(内 訳)										
第 1 種 事 業	19,273	5,452	10,855,055	16,943	5,177	10,623,954	2,330	275	231,101	
第 2 種 事 業	78	60	321,817	69	56	318,597	9	4	3,220	
第 3 種 事 業	あん摩業等以外	4,070	1,638	3,957,367	3,837	1,609	3,933,842	233	29	23,525
	あん摩業等	136	59	124,649	129	58	123,789	7	1	860

8(6) 事業税の非課税所得

(単位：人，千円)

業 種	法 人			個 人	
	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
林 業	1	1	△ 149	—	—
鉱 物 の 採 掘 事 業	—	—	—	—	—
農 業	242	242	528,977	—	—
計	243	243	528,828	—	—

9 法人事業税

9(1) 法人事業税の課税状況(現年課税分)

区 分	総 調 定 額	現 事 業				
		確 定 額			確 定 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
		事 業 年 度 数	所 得 (収 入) 金 額	税 額	事 業 年 度 数	税 額
平 成 24 年 度 総 計	45,919,291	67,501	1,207,448,422	44,335,684	8,448	16,069,887
平 成 25 年 度 総 計	46,560,884	67,208	1,339,780,677	50,250,165	8,860	16,002,399
平 成 26 年 度 総 計	54,397,839	67,247	1,453,213,207	54,487,468	9,474	17,469,055
平 成 27 年 度 総 計	59,273,584	67,776	1,537,306,601	59,878,185	10,408	19,497,914
平 成 28 年 度 総 計	68,047,104	68,275	1,579,896,276	75,261,094	10,962	25,319,281
平 成 29 年 度 総 計	77,768,228	68,893	1,604,696,805	74,499,963	11,591	27,987,105
平 成 30 年 度 総 計	84,093,972	69,408	1,703,564,429	79,519,279	12,072	27,923,615
(内 訳)						
所 得 課 税 分	79,947,393	69,133	1,263,585,452	75,471,793	11,949	26,044,350
普 通 法 人	77,892,815	63,987	1,219,656,536	73,426,486	11,949	26,044,350
{ 分 割 法 人 (本 県 本 店 分)	19,605,270	2,483	301,615,207	19,058,813	910	7,403,147
{ 分 割 法 人 (他 県 本 店 分)	41,725,751	9,023	668,033,182	39,080,493	4,508	14,043,797
{ 県 内 法 人	16,561,794	52,481	250,008,147	15,287,180	6,531	4,597,406
特 別 法 人	1,833,266	2,700	40,233,438	1,828,067	—	—
公 益 法 人	205,116	1,513	3,397,346	204,214	—	—
人 格 な き 社 団 等	10,911	385	215,178	8,129	—	—
清 算 法 人	5,285	548	82,954	4,897	—	—
収 入 金 課 税 分	4,146,579	275	439,978,977	4,047,486	123	1,879,265

- (注) 1 現事業年度分は、30年2月1日から31年1月31日までの間に終了する事業年度のもの及びそれ以後に終了するもの
 2 事業年度数は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず各事業年度毎に1件とした。
 3 中間納付額の歳出還付額は、還付の確定したものを計上した。

(単位：千円)

年 度 分					過 事 業 年 度 分		
確定申告が翌年度 になる中間申告額		確定申告期限が翌年 度となる見込納付額		中間納付 額の歳出 還付額	調 定 額	所 得 (収 入) 金 額	調 定 額
事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額				
8,978	16,386,792	50	185,242	884,683	45,750,467	24,740,369	810,417
9,609	18,083,516	92	322,681	851,715	53,553,090	25,813,497	844,749
10,574	19,903,394	96	303,299	688,874	57,947,273	48,984,083	1,326,311
11,137	25,855,565	114	416,426	781,022	67,457,705	26,147,596	589,399
11,799	28,609,121	116	398,835	1,478,034	80,446,074	31,026,123	832,654
12,285	28,554,376	92	398,497	1,256,257	76,783,247	33,386,205	984,981
12,591	29,479,798	137	797,252	1,380,499	83,252,776	36,359,098	841,196
12,445	27,514,228	136	795,051	1,379,959	79,116,244	31,051,730	831,149
12,445	27,514,228	136	795,051	1,379,959	77,070,166	30,891,330	822,649
919	7,425,624	9	54,355	305,828	19,441,473	5,155,746	163,797
4,783	15,348,614	105	702,285	287,016	41,370,175	20,062,370	355,576
6,743	4,739,990	22	38,411	787,115	16,258,518	5,673,214	303,276
—	—	—	—	—	1,828,067	87,586	5,199
—	—	—	—	—	204,615	5,046	501
—	—	—	—	—	8,129	67,468	2,782
—	—	—	—	—	5,267	300	18
146	1,965,570	1	2,201	540	4,136,532	5,307,368	10,047

で31年3月31日までに申告書が提出されたものである。

9(2) 本県本店分割法人及び県内法人の所得状況

区 分	総 額		年 所 得 400万円以下		400万円超 800万円以下	
	事 業 年度数	所 得 金 額	事 業 年度数	所 得 金 額	事 業 年度数	所 得 金 額
総 計	54,964	846,436,194	46,103	13,198,301	2,750	15,775,957
事業年度年2回法人	2	—	2	0	—	—
事業年度年1回法人	54,962	846,436,194	46,101	13,198,301	2,750	15,775,957
分 割 法 人 (軽 減 税 率 適 用)	1,602	90,974,080	905	311,993	100	581,615
分 割 法 人 (そ の 他)	881	505,453,967	293	94,262	26	156,646
県 内 法 人	52,479	250,008,147	44,903	12,792,046	2,624	15,037,696

(注) 所得金額は、普通法人の現事業年度確定分であり、県外分割法人を除く。

9(3) 分割法人の所得状況

区 分	総 額			本	
	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	法 人 数	事業年度数
平成24年度総計	12,964	14,859	591,779,600	2,548	2,796
平成25年度総計	13,055	14,920	706,429,355	2,607	2,853
平成26年度総計	13,126	15,021	784,049,943	2,627	2,881
平成27年度総計	13,340	15,260	811,186,081	2,707	2,958
平成28年度総計	13,498	15,412	904,274,212	2,750	3,000
平成29年度総計	13,709	17,720	926,488,607	2,789	3,057
平成30年度総計	13,932	15,923	997,806,259	2,802	3,066
(内 訳)					
現事業年度分	11,372	11,506	969,648,389	2,465	2,483
過事業年度分	2,560	4,417	28,157,870	337	583

(注) 総額の所得金額は、他県分を含まない。

(単位：千円)

800万円超 1,000万円以下		1,000万円超 5,000万円以下		5,000万円超 1億円以下		1億円超 10億円以下		年所得 10億円超	
事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額
771	6,888,507	3,611	80,377,059	763	53,879,106	865	231,280,836	101	445,036,428
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
771	6,888,507	3,611	80,377,059	763	53,879,106	865	231,280,836	101	445,036,428
26	234,499	293	7,493,549	113	7,948,729	155	41,790,071	10	32,613,624
13	119,022	108	3,234,941	82	5,993,109	278	96,800,088	81	399,055,899
732	6,534,986	3,210	69,648,569	568	39,937,268	432	92,690,677	10	13,366,905

(単位：千円)

県 本 店 分			他 県 本 店 分		
所得金額	所得金額の内訳		法人数	事業年度数	分割による本 県分所得金額
	本県分割額	他県分割額			
332,820,395	190,061,156	142,759,239	10,416	12,063	401,718,444
413,639,350	236,213,808	177,425,542	10,448	12,067	470,215,547
447,956,864	255,811,244	192,145,620	10,499	12,140	528,238,699
429,840,291	245,465,553	184,374,738	10,633	12,302	565,720,528
611,041,793	348,942,886	262,098,907	10,748	12,412	555,331,326
560,168,838	319,891,263	240,277,575	10,920	12,626	606,597,344
543,548,676	310,400,116	233,148,560	11,130	12,857	687,406,143
527,973,028	301,615,207	226,357,821	8,907	9,023	668,033,182
15,575,648	8,784,909	6,790,739	2,223	3,834	19,372,961

9(4) 収入金課税法人の状況

(単位：千円)

区分	総数	電気供給業	ガス供給業	生命保険事業	損害保険事業	少額短期保険業	貿易保険業
総計							
法人数	273	224	4	27	14	4	—
事業年度数	275	226	4	27	14	4	—
収入金額	439,978,977	187,918,267	48,438,999	145,880,963	57,459,502	281,246	—
県内分割法人							
法人数	7	4	3	—	—	—	—
事業年度数	7	4	3	—	—	—	—
収入金額	855,449,651	808,182,055	47,267,596	—	—	—	—
{ 本県分	200,482,279	154,208,321	46,273,958	—	—	—	—
{ 他県分	654,967,372	653,973,734	993,638	—	—	—	—
所得金額	28,063,100	26,355,484	1,707,616	—	—	—	—
県外分割法人							
法人数	51	8	—	27	14	2	—
事業年度数	51	8	—	27	14	2	—
収入金額	226,876,009	23,521,938	—	145,880,963	57,459,502	13,606	—
県内法人							
法人数	215	212	1	—	—	2	—
事業年度数	217	214	1	—	—	2	—
収入金額	12,620,689	10,188,008	2,165,041	—	—	267,640	—
所得金額	3,498,573	3,267,372	109,505	—	—	121,696	—

(注) 総計の収入金額には、他県分を含まない。

9(5) 資本金別法人数(本県本店分普通法人)

区 分	総 計	資 本 金 300万円 未 満	300万円 以 上 500万円 未 満	500万円 以 上 1,000万 円未満	1,000万 円以上 5,000万 円未満	5,000万 円以上 1 億 円 未 満	1 億 円 以 上 10 億 円 未 満	10 億 円 以 上 50 億 円 未 満	50 億 円 以 上
平成 24 年 度 総 計	52,703	3,913	22,368	7,196	17,768	1,028	358	50	22
平成 25 年 度 総 計	52,448	4,414	21,892	7,273	17,418	1,020	357	52	22
平成 26 年 度 総 計	52,551	5,058	21,483	7,380	17,185	1,021	351	51	22
平成 27 年 度 総 計	52,803	5,712	21,152	7,525	16,963	1,027	355	48	21
平成 28 年 度 総 計	52,964	6,373	20,687	7,709	16,736	1,043	350	44	22
平成 29 年 度 総 計	53,376	7,121	20,373	7,840	16,591	1,029	355	45	22
平成 30 年 度 総 計	53,659	7,793	20,018	7,961	16,432	1,036	351	46	22
(内 訳)									
利 益 法 人	18,659	2,477	5,793	2,699	6,787	573	267	42	21
欠 損 法 人	35,000	5,316	14,225	5,262	9,645	463	84	4	1
分 割 法 人	2,452	114	238	185	1,338	328	195	34	20
利 益 法 人	1,514	41	99	84	844	230	165	32	19
2 県にまたがるもの	843	34	86	62	532	81	42	6	—
3 県以上にまたがるもの	671	7	13	22	312	149	123	26	19
欠 損 法 人	938	73	139	101	494	98	30	2	1
2 県にまたがるもの	683	66	130	88	331	54	13	—	1
3 県以上にまたがるもの	255	7	9	13	163	44	17	2	—
県 内 法 人	51,207	7,679	19,780	7,776	15,094	708	156	12	2
利 益 法 人	17,145	2,436	5,694	2,615	5,943	343	102	10	2
欠 損 法 人	34,062	5,243	14,086	5,161	9,151	365	54	2	—
不 申 告 法 人	2,956	1,271	882	481	306	10	6	—	—
休 業 中 の 法 人	1,466	448	586	198	229	5	—	—	—
清 算 中 の 法 人	1,195	172	515	159	334	14	1	—	—
所 在 不 明 法 人	317	69	133	47	58	8	2	—	—

- (注) 1 収入金課税法人は含まない。
2 年2回決算法人については、上期、下期のいずれかに利益があれば利益法人とした。
3 資本金の区分は、事業年度の末日のものである。

9(6) 県税事務所別法人数

平成31年3月31日現在

所 名	普 通 法 人								特 別 法 人			公 益 法 人	準 法 人 そ の 他	合 計
	非 分 割		県 内 分 割 (県内本店)		県 外 分 割 (県外本店)		計		非 分 割	県 内 分 割	県 外 分 割			
	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年						
西 部	37,755	2	1,818	0	7,949	0	47,522	2	1,744	21	51	1,587	323	51,250
東 部	15,072	0	653	0	1,137	1	16,862	1	726	9	5	502	260	18,365
北 部	1,472	0	43	0	77	0	1,592	0	136	1	2	78	56	1,865
合 計	54,299	2	2,514	0	9,163	1	65,976	3	2,606	31	58	2,167	639	71,480

9(7) 決算期別法人数

平成31年3月31日現在

区 分	普 通 法 人								特 別 法 人			公 益 法 人	準 法 人 そ の 他	合 計
	非 分 割		県 内 分 割 (県内本店)		県 外 分 割 (県外本店)		計		非 分 割	県 内 分 割	県 外 分 割			
	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年						
2 月	3,558	0	138	0	548	0	4,244	0	63	0	1	5	15	4,328
3 月	9,323	1	762	0	4,359	0	14,444	1	968	19	37	1,963	500	17,932
4 月	3,957	0	137	0	218	0	4,312	0	129	1	0	5	6	4,453
5 月	4,779	0	160	0	387	0	5,326	0	162	1	2	14	13	5,518
6 月	5,495	1	224	0	548	1	6,267	2	175	0	2	19	10	6,475
7 月	4,398	0	168	0	300	0	4,866	0	208	5	3	12	14	5,108
8 月	5,029	0	195	0	398	0	5,622	0	194	3	5	25	14	5,863
9 月	5,891	0	239	0	655	0	6,785	0	221	1	4	26	16	7,053
10 月	2,692	0	83	0	210	0	2,985	0	58	1	0	2	3	3,049
11 月	2,039	0	64	0	180	0	2,283	0	18	0	0	5	4	2,310
12 月	5,205	0	251	0	1,133	0	6,589	0	386	0	4	81	34	7,094
1 月	1,933	0	93	0	227	0	2,253	0	24	0	0	10	10	2,297
合 計	54,299	2	2,514	0	9,163	1	65,976	3	2,606	31	58	2,167	639	71,480

9(8) 法人事業税業種別調定状況

(単位：千円、%)

別掲

業 種		平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	29年度伸率	30年度伸率 (B) / (A)	平成30年度 構成比	平成30年度 地方法人特別税
製 造 業	食 品 ・ た ば こ	1,626,565	1,410,741	108.8	86.7	1.7	761,787
	織 維	898,557	887,584	95.7	98.8	1.1	308,227
	パ ル プ ・ 紙	265,708	261,942	160.0	98.6	0.3	49,557
	化 学	1,857,165	1,816,906	83.7	97.8	2.2	957,313
	ゴ ム	412,998	320,553	78.5	77.6	0.4	126,806
	窯 業	223,190	254,839	102.6	114.2	0.3	111,135
	鉄 鋼	1,954,045	2,567,269	176.2	131.4	3.1	1,015,167
	非 鉄 金 属	1,008,111	944,519	116.3	93.7	1.1	469,364
	金 属 製 品	1,599,616	1,558,087	118.6	97.4	1.9	630,601
	機 械	4,361,202	4,890,686	100.2	112.1	5.8	2,675,272
	電 気 機 器	2,383,973	4,408,133	167.2	184.9	5.2	646,605
	自 動 車	3,465,237	4,481,476	48.3	129.3	5.3	1,804,396
	造 船	697,744	865,047	67.3	124.0	1.0	258,929
	精 密 機 械	371,450	388,136	136.6	104.5	0.5	196,671
	そ の 他 製 造	2,953,356	3,412,338	107.0	115.5	4.1	2,131,681
	計	24,078,917	28,468,256	92.9	118.2	33.9	12,143,511
非 製 造 業	農 水 産 鉱 業	424,165	312,754	96.8	73.7	0.4	154,995
	建 設 業	6,280,849	6,573,072	99.0	104.7	7.8	3,347,198
	商 業	16,163,811	17,014,340	100.9	105.3	20.2	8,302,165
	金 融	5,287,289	4,757,659	81.2	90.0	5.7	3,020,964
	証 券	878,474	1,275,787	83.4	145.2	1.5	604,446
	不 動 産	3,323,737	3,792,498	98.1	114.1	4.5	2,056,294
	陸 運	2,460,931	2,582,739	91.0	104.9	3.1	1,119,789
	海 運	513,137	520,554	87.5	101.4	0.6	241,466
	倉 庫 運 輸 関 連	671,903	613,767	106.8	91.3	0.7	280,442
	通 信	2,111,845	2,166,796	76.6	102.6	2.6	1,804,275
	サ ー ビ ス	10,581,878	10,886,025	104.7	102.9	12.9	4,923,673
	計	48,698,019	50,495,991	96.4	103.7	60.0	25,855,707
収 入 金 課 税	3,816,252	4,134,914	98.8	108.4	4.9	1,782,502	
修 更 正 ・ 清 算 ・ 過 年	1,175,040	994,811	122.2	84.7	1.2	543,001	
法 人 事 業 税 計	77,768,228	84,093,972	95.7	108.1	100.0	40,324,721	
法 人 県 民 税 計	14,099,488	14,702,474	94.0	104.3	—	0	
法 人 二 税 計	91,867,716	98,796,446	95.4	107.5	—	40,324,721	

(注) 端数はその他製造欄，サービス欄，修更正・清算・過年欄で調整

10 不動産取得税

10(1) 家屋の課税状況

区 分	建築又は移転		課税対象とならないもの		課 税 対 象		
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	評 価 額
総 計	33,923	4,827,340	15,485	1,385,608	18,438	3,441,732	198,919,353
(内 訳)							
木 造	17,001	1,710,969	9,770	974,093	7,231	736,876	22,478,535
建築分	10,728	986,374	8,077	798,312	2,651	188,062	15,167,081
専用住宅	10,068	927,491	8,076	798,308	1,992	129,183	11,305,388
併用住宅	200	18,968	0	0	200	18,968	1,445,450
その他	460	39,915	1	4	459	39,911	2,416,243
承継分	6,273	724,595	1,693	175,781	4,580	548,814	7,311,454
非 木 造	16,922	3,116,371	5,715	411,515	11,207	2,704,856	176,440,818
建築分	10,218	1,505,087	3,856	266,090	6,362	1,238,997	117,915,315
専用住宅	7,516	462,006	3,851	266,052	3,665	195,954	26,825,502
併用住宅	1,257	64,918	0	0	1,257	64,918	8,074,328
その他	1,445	978,163	5	38	1,440	978,125	83,015,485
承継分	6,704	1,611,284	1,859	145,425	4,845	1,465,859	58,525,503

10(2) 土地の課税状況

区 分	原始取得又は移転		課税対象とならないもの		課 税 対 象		
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	価 格
総 計	34,888	30,511,426	6,495	5,521,397	28,393	24,990,029	128,527,287
住宅用宅地	27,839	11,530,035	482	29,647	27,357	11,500,388	127,154,219
以外の宅地	783	190,751	704	188,120	79	2,631	691,175
農 地	1,907	1,973,403	1,377	565,456	530	1,407,947	159,095
山 林	2,955	16,050,522	2,615	4,198,738	340	11,851,784	310,410
そ の 他	1,404	766,715	1,317	539,436	87	227,279	212,388

- (注) 1 課税対象とならないものは、免税点以下のもの、全額控除のものをいう。
 2 控除したものは、課税対象となったもので、全額控除及び一部控除のもの並びに特例控除後、免税点以下と
 3 宅地の価格については、課税標準の特例適用後の価格をいう。

(単位：千円, m²)

控除したもの		課税標準	課税額	減額、納税義務免除及び減免等 したもの		調定額
件数	金額			件数	金額	
2,089	26,472,320	172,447,033	6,248,686	330	307,110	5,941,576
713	7,472,663	15,005,872	481,290	77	5,909	475,381
684	7,410,950	7,756,131	258,737	20	2,770	255,967
592	6,538,790	4,766,598	142,976	0	0	142,976
85	869,011	576,439	21,732	2	447	21,285
7	3,149	2,413,094	94,029	18	2,323	91,706
29	61,713	7,249,741	222,553	57	3,139	219,414
1,376	18,999,657	157,441,161	5,767,396	253	301,201	5,466,195
1,204	17,763,394	100,151,921	3,788,771	216	296,392	3,492,379
1,125	12,890,017	13,935,485	417,297	89	27,633	389,664
61	3,622,159	4,452,169	146,315	12	1,651	144,664
18	1,251,218	81,764,267	3,225,159	115	267,108	2,958,051
172	1,236,263	57,289,240	1,978,625	37	4,809	1,973,816

(単位：千円, m²)

控除したもの		課税標準	課税額	法第73条の24の規定 により減額されるもの		法第73条の24以外の規定 の適用により減額、 納税義務免除及び減免 等したもの		調定額
件数	金額			件数	金額	件数	金額	
32	185,707	128,341,580	3,871,336	11,030	936,446	143	25,303	2,909,587
30	185,401	126,968,818	3,830,237	11,030	936,446	64	4,642	2,889,149
0	0	691,175	20,661	—	—	79	20,661	0
2	306	158,789	4,754	—	—	0	0	4,754
0	0	310,410	9,312	—	—	0	0	9,312
0	0	212,388	6,372	—	—	0	0	6,372

なったものをいう。

10(3) 年度別課税状況(家屋)

(単位：千円, m²)

区 分	課 税 対 象			控除したもの		課 税 標 準	課 税 額	減額、納 税義務免 除及び減 免等した もの	調 定 額
	件 数	面 積	評 価 額	件 数	金 額				
平成24年度総計	14,240	2,369,315	126,103,052	1,356	18,140,768	107,962,284	3,919,918	109,550	3,810,368
平成25年度総計	14,196	2,488,533	133,895,587	3,243	20,887,159	113,008,428	4,131,381	81,905	4,049,476
平成26年度総計	14,474	2,586,253	130,669,544	3,129	19,718,789	110,950,755	4,025,446	90,180	3,935,266
平成27年度総計	16,490	2,989,820	157,611,868	4,466	24,403,864	133,208,004	4,837,115	128,095	4,709,020
平成28年度総計	16,989	2,975,189	163,129,852	3,440	24,105,404	139,024,448	5,027,887	66,508	4,961,379
平成29年度総計	16,203	3,080,789	163,714,586	2,424	24,410,224	139,304,362	4,985,981	163,522	4,822,459
平成30年度総計	18,438	3,441,732	198,919,353	2,089	26,472,320	172,447,033	6,248,686	307,110	5,941,576

10(4) 年度別課税状況(土地)

(単位：千円)

区 分	課 税 対 象		控除したもの		課税標準	課 税 額	法第73条の24 の規定により 減額されるも の	旧法附則 第11条の3 の規定に 該当した もの	法第73条の24 以外の規定の 適用により減 額、納税義務 免除及び減免 等したもの	調 定 額
	件 数	価 格	件 数	金 額						
平成24年度総計	23,255	116,573,298	33	192,872	116,380,426	3,459,563	801,358	0	22,877	2,635,328
平成25年度総計	25,947	124,584,090	19	792,315	123,791,775	3,685,279	886,531	0	5,398	2,793,350
平成26年度総計	26,105	128,534,410	30	114,706	128,419,704	3,851,440	873,942	0	19,974	2,957,524
平成27年度総計	26,743	127,897,305	16	75,411	127,821,894	3,826,167	854,358	0	5,397	2,966,412
平成28年度総計	27,500	134,568,191	30	675,050	133,893,141	4,006,967	903,150	0	9,666	3,094,151
平成29年度総計	27,997	134,382,258	23	240,573	134,141,685	4,041,419	911,997	0	33,530	3,095,892
平成30年度総計	28,393	128,527,287	32	185,707	128,341,580	3,871,336	936,446	0	25,303	2,909,587

11 県たばこ税の課税状況

(単位：千本, 千円, %)

区 分	県内販売本数 (課税標準額)	課 税 額	対前年比
平成 24 年 度 総 計	4,001,818	5,889,327	98.7
平成 25 年 度 総 計	3,954,006	3,528,565	59.9
平成 26 年 度 総 計	3,778,861	3,167,618	89.8
平成 27 年 度 総 計	3,750,267	3,141,288	99.2
平成 28 年 度 総 計	3,651,205	3,067,588	97.7
平成 29 年 度 総 計	3,431,256	2,901,415	94.6
平成 30 年 度 総 計	3,423,837	2,870,264	98.9
(内 訳)			
平成 30 年 3 月 実 績 分	281,706	238,036	93.1
平成 30 年 4 月 実 績 分	268,089	228,995	94.8
平成 30 年 5 月 実 績 分	281,944	240,573	93.6
平成 30 年 6 月 実 績 分	277,536	236,757	94.8
平成 30 年 7 月 実 績 分	280,922	239,706	96.8
平成 30 年 8 月 実 績 分	294,110	248,267	96.5
平成 30 年 9 月 実 績 分	361,603	309,006	125.4
平成 30 年 10 月 実 績 分	210,835	193,702	79.3
平成 30 年 11 月 実 績 分	246,815	227,132	98.6
平成 30 年 12 月 実 績 分	274,956	253,074	100.5
平成 31 年 1 月 実 績 分	407,210	237,757	111.2
平成 31 年 2 月 実 績 分	238,111	217,259	105.8

12 ゴルフ場利用税の課税状況

(単位：千円)

区 分	店 舗 (施 設) 数			利 用 人 員	課 税 額
	常 設	仮 設	計		
平成 24 年度 総 計	51	—	51	1,431,057	826,595
平成 25 年度 総 計	51	—	51	1,394,539	805,809
平成 26 年度 総 計	50	—	50	1,356,436	772,047
平成 27 年度 総 計	49	—	49	1,390,925	778,401
平成 28 年度 総 計	48	—	48	1,326,792	739,299
平成 29 年度 総 計	48	—	48	1,299,789	717,580
平成 30 年度 総 計	48	—	48	1,202,023	653,932
(内 訳)					
18ホールを超えるもの	6	—	6	212,061	86,644
18 ホール	39	—	39	963,554	562,006
9 ホール	3	—	3	26,408	5,282

- (注) 1 施設数は2月末日の数値である。
2 利用人員は非課税利用人員を除く。

13 鉱区税の課税状況

(単位：百a, 千m, 千円)

区 分	総 鉱 区			課 税 鉱 区			課 税 額
	件 数	面 積	延 長	件 数	面 積	延 長	
平成 24 年度 総 計	115	12,525	—	115	12,578	—	5,018
平成 25 年度 総 計	111	12,041	—	112	12,384	—	4,846
平成 26 年度 総 計	111	12,041	—	111	12,092	—	4,836
平成 27 年度 総 計	109	11,701	—	111	12,092	—	4,780
平成 28 年度 総 計	103	10,999	—	109	11,752	—	4,660
平成 29 年度 総 計	105	11,151	—	105	11,201	—	4,440
平成 30 年度 総 計	105	11,151	—	105	11,201	—	4,450
(内 訳)							
試 掘 鉱 区	2	152	—	2	153	—	31
採 掘 鉱 区	103	10,999	—	103	11,048	—	4,419
砂 鉱 区	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 総鉱区の件数、面積及び延長は年度末のものである。

14 狩猟税の課税状況

(単位：千円)

区 分	狩 猟 者 の 数 登 録 件 数	課 税 額	
平 成 24 年 度 総 計	3,601	38,780	
平 成 25 年 度 総 計	3,517	37,165	
平 成 26 年 度 総 計	3,677	37,461	
平 成 27 年 度 総 計	3,673	25,273	
平 成 28 年 度 総 計	3,706	25,066	
平 成 29 年 度 総 計	3,823	25,293	
平 成 30 年 度 総 計	3,831	24,691	
(内 訳)			
網・わな猟 免許又は第 1種銃猟免 許者で	(県民税の所得割の 納付を要する者) (県民税の所得割の 納付を要しない者) [課税免除]	2,657 460 631	21,988 2,308 —
第 2 種 銃 猟 免 許 者	83	395	

15 自動車税

15(1) 自動車税の課税状況

(単位：千円)

車種	賦課期日現在の台数							年度末現在の課税台数	調定額 (決算額)
	登録台数	非課税台数	課税免除台数	減免台数	課税台数	合衆国軍隊の構成員分等	積雪による軽減税率適用分		
平成24年度総計	1,016,500	5,981	1,565	28,450	948,241	58	—	943,638	34,106,412
平成25年度総計	1,012,139	5,632	1,589	28,863	942,399	48	—	938,787	33,865,419
平成26年度総計	1,008,839	5,549	1,622	29,302	937,755	45	—	931,092	33,422,569
平成27年度総計	1,002,541	5,345	1,649	29,485	930,136	46	—	928,519	33,136,466
平成28年度総計	1,000,844	5,253	1,664	29,510	927,676	47	—	932,857	32,985,847
平成29年度総計	1,005,595	5,095	1,076	29,136	932,077	42	—	935,417	33,168,228
平成30年度総計	1,006,590	4,973	1,681	27,114	934,605	38	—	934,051	33,492,184
(平成30年度内訳)									
乗用車	854,291	2,109	—	24,134	795,668	36	—	793,789	30,528,485
営業用	6,607	12	—	12	6,523	—	—	6,431	65,779
1,000cc以下	10	—	—	—	10	—	—	14	78
1,000～1,500cc	396	—	—	7	389	—	—	511	3,907
1,500～2,000cc	5,652	—	—	5	5,588	—	—	5,335	52,899
2,000～2,500cc	203	—	—	—	203	—	—	237	3,126
2,500～3,000cc	329	12	—	—	316	—	—	313	5,294
3,000～3,500cc	9	—	—	—	9	—	—	10	194
3,500～4,000cc	2	—	—	—	2	—	—	2	43
4,000～4,500cc	2	—	—	—	2	—	—	3	80
4,500～6,000cc	4	—	—	—	4	—	—	5	158
6,000cc超	—	—	—	—	—	—	—	1	—
自家用	847,684	2,097	—	24,122	789,145	36	—	787,358	30,462,706
1,000cc以下	38,057	13	—	1,127	35,855	3	—	41,882	1,211,181
1,000～1,500cc	348,126	1,026	—	10,697	329,425	14	—	327,315	11,125,467
1,500～2,000cc	280,644	635	—	7,253	259,373	12	—	258,172	10,174,593
2,000～2,500cc	123,576	302	—	3,339	114,691	1	—	113,050	5,043,020
2,500～3,000cc	27,103	93	—	894	23,022	2	—	21,307	1,141,742
3,000～3,500cc	15,738	14	—	497	14,606	3	—	14,028	822,596
3,500～4,000cc	5,086	2	—	89	4,014	—	—	3,971	272,687
4,000～4,500cc	3,687	5	—	117	2,984	—	—	2,533	204,359
4,500～6,000cc	5,321	6	—	101	4,848	1	—	4,741	425,841
6,000cc超	346	1	—	8	327	—	—	359	41,220

(単位：千円)

車種	賦課期日現在の台数							年度末現在の課税台数	調定額 (決算額)
	登録台数	非課税台数	課税免除台数	減免台数	課税台数	合衆国軍隊の構成員分等	積雪による軽減税率適用分		
トラック	120,346	999	—	285	114,232	2	—	115,518	2,305,793
けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除く	78,572	400	—	98	74,924	—	—	75,515	1,540,517
1 t 以下	11,158	56	—	25	10,212	—	—	9,669	80,293
1 t ～ 2 t	30,691	244	—	40	28,944	—	—	28,935	344,634
2 t ～ 3 t	13,366	39	—	31	13,059	—	—	13,738	218,542
3 t ～ 4 t	9,338	47	—	1	8,980	—	—	9,031	180,484
4 t ～ 5 t	1,063	2	—	—	1,023	—	—	997	24,701
5 t ～ 6 t	417	1	—	—	407	—	—	423	11,931
6 t ～ 7 t	711	3	—	—	698	—	—	732	23,528
7 t ～ 8 t	780	1	—	—	764	—	—	795	29,578
8 t 超	11,048	7	—	1	10,837	—	—	11,195	626,826
けん引車	1,900	1	—	—	1,816	—	—	1,884	30,654
被けん引車	2,237	24	—	—	2,185	—	—	2,249	163,954
貨客兼用車	37,637	574	—	187	35,307	2	—	35,870	570,668
総排気量10以下	19	—	—	—	19	—	—	20	278
〃 10 ～ 1.5 0	16,074	295	—	19	15,431	—	—	15,522	218,044
〃 1.5 0超	21,544	279	—	168	19,857	2	—	20,328	352,346
バス	5,234	242	—	112	4,820	—	—	4,636	139,923
一般乗合用	1,869	54	—	3	1,812	—	—	1,630	36,286
定員30人以下	123	16	—	2	105	—	—	98	1,187
30人～40人	107	17	—	—	90	—	—	86	1,244
40人～50人	158	7	—	—	151	—	—	145	2,566
50人～60人	400	9	—	1	390	—	—	325	6,515
60人～70人	284	2	—	—	282	—	—	262	6,084
70人～80人	745	3	—	—	742	—	—	652	16,807
80人超	52	—	—	—	52	—	—	62	1,883

(単位：千円)

車 種	賦 課 期 日 現 在 の 台 数							年度末現在の課税台数	調 定 額 (決 算 額)
	登録台数	非課税台数	課税免除台数	減免台数	課税台数	合衆国軍隊の構成員分等	積雪による軽減税率適用分		
自家用・その他	3,365	188	—	109	3,008	—	—	3,006	103,637
定員30人以下	2,424	150	—	99	2,132	—	—	2,114	63,886
30人～40人	205	12	—	5	186	—	—	190	5,286
40人～50人	151	12	—	4	129	—	—	126	5,460
50人～60人	448	10	—	1	429	—	—	424	19,802
60人～70人	85	4	—	—	80	—	—	99	5,461
70人～80人	33	—	—	—	33	—	—	35	2,296
80人超	19	—	—	—	19	—	—	18	1,446
三 輪 車	35	—	—	—	27	—	—	24	168
特 種 用 途 車	26,684	1,623	1,681	2,584	19,858	—	—	20,084	517,815

15(2) 県税事務所別自動車台数

平成31年3月31日現在

事務所名	課 税 台 数				非 課 税 等 台 数					USA軍隊 構成員等 所有分	合 計
	普 通	電 気 自動車	天然ガス 自動車	小 計	減 免	課税免除	賦課保留	非課税	小 計		
西 部	642,900	1,043	151	644,094	18,192	902	26,041	3,992	49,127	—	693,221
東 部	258,204	509	123	258,836	8,372	524	9,518	777	19,191	—	278,027
北 部	31,038	42	—	31,080	1,261	182	1,966	240	3,649	—	34,729
本 庁	41	—	—	41	1	—	3	—	4	(45)	45
総 計	932,183	1,594	274	934,051	27,826	1,608	37,528	5,009	71,971	(45)	1,006,022

(注) () 書きは内数である。

16(3) 自動車取得税の取得価額段階別課税状況
(新車)

区分	合計		50万円以下のもの 台数	50万円を超え 100万円以下のもの		100万円を超え 150万円以下のもの	
	課税台数	取得価額		台数	取得価額	台数	取得価額
総計 (内訳)	98,768	205,813,464	—	9,539	8,474,968	43,466	54,674,233
自動車	50,184	146,881,390	—	165	158,241	9,419	12,354,588
乗用車	41,556	103,396,920	—	160	154,149	8,053	10,498,129
普通車	20,672	69,554,376	—	3	2,105	25	33,525
小型車	20,884	33,842,544	—	157	152,044	8,028	10,464,604
トラック	7,390	33,838,949	—	3	2,460	1,360	1,848,429
けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	4,312	25,502,200	—	1	590	180	256,786
けん引車	159	2,033,618	—	—	—	—	—
被けん引車	110	892,790	—	2	1,870	—	—
貨客兼用車	2,809	5,410,341	—	—	—	1,180	1,591,643
バス	168	2,438,853	—	—	—	—	—
三輪車	—	—	—	—	—	—	—
特殊用途車	1,070	7,206,668	—	2	1,632	6	8,030
軽自動車	48,584	58,932,074	—	9,374	8,316,727	34,047	42,319,645
四輪乗用車	38,895	49,468,154	—	3,515	3,231,010	30,337	38,138,328
四輪トラック	9,689	9,463,920	—	5,859	5,085,717	3,710	4,181,317
三輪車	—	—	—	—	—	—	—

(中古車)

区分	合計		50万円以下のもの 台数	50万円を超え 70万円以下のもの		70万円を超え 90万円以下のもの	
	課税台数	取得価額		台数	取得価額	台数	取得価額
総計 (内訳)	15,986	18,687,371	122,484	6,153	3,632,925	3,295	2,606,588
自動車	12,211	16,284,235	64,560	3,310	1,961,387	2,394	1,904,134
乗用車	11,234	14,053,519	55,993	3,103	1,838,883	2,295	1,825,366
普通車	8,651	12,030,999	18,918	1,992	1,186,031	1,494	1,193,817
小型車	2,583	2,022,520	37,075	1,111	652,852	801	631,549
トラック	794	1,837,453	6,834	179	105,983	83	66,136
けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	581	1,567,009	4,775	99	58,645	46	36,845
けん引車	20	80,056	29	3	1,791	1	862
被けん引車	3	2,212	53	1	655	2	1,557
貨客兼用車	190	188,176	1,977	76	44,892	34	26,872
バス	26	66,368	134	3	1,683	1	893
三輪車	—	—	—	—	—	—	—
特殊用途車	157	326,895	1,599	25	14,838	15	11,739
軽自動車	3,775	2,403,136	57,924	2,843	1,671,538	901	702,454
四輪乗用車	3,465	2,224,604	46,481	2,543	1,500,731	891	694,729
四輪トラック	310	178,532	11,443	300	170,807	10	7,725
三輪車	—	—	—	—	—	—	—

17 軽油引取税の課税状況

区 分	引 取 数 量	そ の 他 量 の 数 量	課 税 対 象 と な ら な								
			アメリカ 合衆国軍 隊関係等	法第144条 の 5 関 係	法第144条 の 6 関 係		法 附 則 第 1				
					使用者数	数 量	船 舶 関 係		農 業 者		
						使用者数	数 量	使用者数	数 量	使用者数	数 量
平成 24 年度 総 計	821,643	3,306	—	25,690	1	37	3,924	82,495	1,422	991	
平成 25 年度 総 計	906,919	2,954	10	24,283	1	48	3,604	135,565	1,576	977	
平成 26 年度 総 計	873,966	2,838	10	30,391	1	40	3,529	101,362	1,618	1,097	
平成 27 年度 総 計	939,611	2,880	—	37,167	1	36	3,601	163,791	1,686	1,098	
平成 28 年度 総 計	873,455	2,159	—	38,376	1	32	3,336	89,013	1,517	1,146	
平成 29 年度 総 計	862,525	5,573	298	36,285	1	32	3,275	67,014	1,423	1,174	
平成 30 年度 総 計	941,690	5,559	121	35,342	1	32	2,974	129,683	1,316	1,200	

- (注) 1 その他の数量欄は、みなす課税等引取数量に含まない数量を計上した。
 2 特別徴収義務者数は、2月末日現在の登録数である。
 3 課税対象とならない数量欄の使用者は、2月末日現在の免税軽油使用者の数である。
 4 平成21年度税制改正により、免税軽油は石油化学製品製造業の用途(法第144条の6)のみとなり、それ以外の用途(法附則第12

(単位：k1, 千円)

い 数 量					欠 減 量	課 税 標 準 量	課 税 額	特 別 徴 収 者	
2 条 の 2 の 7								元 業 者	特 業 者
鉱 物 掘 採 業		そ の 他		計					
使用 者 数	数 量	使用 者 数	数 量						
39	5,240	179	16,560	105,286	6,543	687,472	22,067,820	22	228
36	5,363	202	18,224	160,129	6,871	718,544	23,065,261	22	222
37	5,401	189	17,396	125,256	6,853	714,260	22,927,753	21	220
37	5,368	189	19,575	189,832	6,807	708,652	22,747,741	22	216
36	5,121	198	18,603	113,883	6,847	716,479	22,998,962	22	209
41	5,075	185	24,875	98,138	6,960	726,385	23,316,939	21	213
41	5,036	179	22,058	157,977	7,168	746,609	23,966,163	21	211

条の2の7)は令和3年3月31日までの措置となった。

18 産業廃棄物埋立税の課税状況

(単位：トン、円、者)

区 分	課税標準量	課 税 額	特別徴収義務者
平成 24 年 度 総 計	500,944.217	500,944,217	52
平成 25 年 度 総 計	512,615.412	512,615,412	50
平成 26 年 度 総 計	543,019.216	543,019,216	50
平成 27 年 度 総 計	520,291.257	520,291,257	49
平成 28 年 度 総 計	487,564.768	487,564,768	49
平成 29 年 度 総 計	509,697.969	509,697,969	49
平成 30 年 度 総 計	594,811.463	594,811,463	49
(内 訳)			
平成 30 年 1 月 ~ 平成 30 年 3 月 分	138,601.391	138,601,391	—
平成 30 年 4 月 ~ 平成 30 年 6 月 分	149,202.684	149,202,684	—
平成 30 年 7 月 ~ 平成 30 年 9 月 分	137,236.786	137,236,786	—
平成 30 年 10 月 ~ 平成 30 年 12 月 分	169,770.602	169,770,602	—

事 務 運 營

1 電子計算組織による県税事務処理の概要

1 移行事務の経過

昭和43年	4月	自動車税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同 8月	個人事業税の賦課事務，収納事務及び統計事務
昭和44年	10月	自動車税納税証明（継続検査用）事務
昭和46年	4月	娯楽施設利用税，料理飲食等消費税，軽油引取税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同	鉾区税の定期賦課事務及び定期賦課に係る統計事務
	同	法人県民税及び法人事業税に係る申告書用紙及び納付書用紙の作成
昭和47年	4月	法人県民税及び法人事業税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同 5月	自動車登録情報（分配テープ）の利用による自動車税の賦課事務
昭和48年	4月	不動産取得税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同	滞納繰越分の管理事務，収納事務及び統計事務
昭和50年	4月	証紙徴収に係る自動車税，自動車取得税の賦課事務及び統計事務
昭和53年	1月	県税・県税税外調定収入等管理事務
昭和58年	7月	「税務事務オンライン化検討プロジェクト」発足。オンライン化の可能性について検討
昭和59年	4月	昭和61年4月稼動を目途に税務オンライン・システムの開発に着手
	同 6月	税務事務のオンライン化に関する要望等について調査
昭和60年	4月	磁気テープ交換による口座振替分収納事務
	同 7月	たばこ流通情報管理システムの事務
昭和61年	4月	税務オンライン・システム運用開始
昭和62年	4月	県税決算事務
昭和63年	1月	過誤納金等還付充当事務
	同 4月	県民税利子割の賦課事務，収納事務及び統計事務
平成 元年	4月	ゴルフ場利用税及び特別地方消費税の賦課事務，収納事務及び統計事務
平成 2年	4月	軽油流通情報管理システムの事務
平成 5年	4月	オンラインによる軽油引取税免税証発行
平成 8年	4月	「税務電算システム調査研究会」を設立し，トータルシステム化を検討
平成 9年	4月	地方消費税市町村交付金算定システムの事務
	同	平成12年7月稼動を目途に税務トータルシステムの開発に着手
平成12年	9月	税務トータルシステム運用開始
平成15年	4月	産業廃棄物埋立税システム運用開始
平成16年	2月	県民税配当割・株式譲渡所得割システム運用開始

平成16年11月	外形標準課税に対応する法人二税システム等運用開始
平成18年 1月	地方税電子申告システム運用開始
平成18年 5月	自動車税のコンビニ収納開始
平成19年 4月	納税証明書（自動車継続検査用）自動発行機の運用開始
同	税務システムの効率化（ダウンサイジング）を検討
平成20年 2月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器）
平成21年 4月	組織再編に伴う税務トータルシステム端末機器等の再配置
同	県税事務所へ地方税電子申告端末配置
平成21年 6月	地方法人特別税に対応する法人二税システム等運用開始
平成23年 3月	ダウンサイジング終了，新システムの運用開始
	端末共用化の整備（LANPC共用化）
	税務システムにEUC機能を追加
	徴収支援システムの運用開始
平成23年 4月	eLTAX国税連携システムに係る個人事業税賦課処理の運用開始
平成23年 5月	口座振替分収納事務を磁気テープ交換からデータ伝送方式に変更
平成24年 4月	マルチペイメント納付を開始（個人事業税，不動産取得税，自動車税）
	コンビニ納付対象税目を拡大（個人事業税及び不動産取得税を追加）
	口座振替対象機関にゆうちょ銀行を追加
平成25年 8月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器，自動発行機）
平成26年 4月	法人二税申告書等のPDF化による保管作業
平成26年 7月	徴収状況集計システムの運用開始
平成26年10月	税務ファイルサーバの運用開始
平成27年 4月	自動車税納付確認システム（JNK S）稼動に係る連携開始
平成28年 2月	税務サーバ等一部更新（運用管理サーバ，バックアップサーバ，ラインプリンター等）
平成28年 3月	番号制度（マイナンバー）に対応する法人二税システムの運用開始
平成28年 5月	自動車税（定期賦課分）のクレジット収納開始
平成28年10月	税務サーバ等機器更新
平成29年 4月	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用開始
平成30年 7月	自動車税納付確認システム（JNK S）の自動連携開始
平成31年 4月	Pay B（ペイビー）納付を開始（個人事業税，不動産取得税，自動車税）

2 事務処理の範囲

(1) 法人県民税及び法人事業税の賦課事務

- 課税額及び加算金額の計算（手作業分を除く。）
- 申告書用紙，納付書用紙及び申告書受付整理簿の作成
- 更正・決定通知書兼納付通知書の作成
- 課税標準額等の通知書，同計算書及び同報告書の作成
- 調定決議書兼調定集計書の作成
- 主要法人調定状況一覧表及び法人事業税調定状況調の作成
- 法人索引簿及び未処理（不申告）法人調査表の作成
- 各種統計資料の作成

(2) 個人事業税の賦課事務

- 課税額の計算
- 納税通知書，納付書の作成
- 決定決議書兼調定集計書及び決定決議書兼調定異動集計書の作成
- 個人事業税台帳一覧表の作成
- 各種統計資料の作成

(3) 不動産取得税の賦課事務

- 評価額（評価計算を除く。），控除額及び課税標準額等の検算並びに課税額の計算
- 納税通知書及び不動産取得税の納付について（お知らせ）の作成
- 決定決議書兼調定集計書，調定異動集計書，調定明細書，調定異動明細書，不動産の価格決定通知書等の作成
- 各種減額及び徴収猶予処理
- 各種統計資料の作成

(4) ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課事務

- 課税額及び加算金額の計算
- 申告書用紙及び納入（付）書用紙の作成
- 更正・決定通知書兼納入（付）通知書の作成
- 申告納入・納付決議書（不申告加算金決定決議書），調定集計書及び調定異動集計書の作成
- 特別徴収義務者等一覧表及び申告書受付整理簿の作成
- 軽油引取税報償金算定資料の作成
- ゴルフ場利用税市町村交付金算定資料の作成
- 各種統計資料の作成

(5) 自動車税の賦課事務

- 課税額の計算
- 納税通知書及び納付書の作成
- 納税証明書（継続検査用）の作成

- 調定明細書甲，納付異動決議書（証紙徴収分）及び調定明細書乙の作成
- 各種統計資料の作成
- (6) 鉦区税の賦課事務
 - 課税額の計算
 - 納税通知書の作成
 - 決定決議書兼調定集計書の作成
 - 台帳一覧表の作成
- (7) 県民税利子割の賦課事務
 - 課税額及び加算金額の計算
 - 申告書用紙の作成
 - 調定決議書兼調定集計書の作成
 - 更正・決定通知書兼納入通知書の作成
 - 特別徴収義務者一覧表の作成
 - 利子割市町村交付金算定資料の作成
 - 各種統計資料の作成
- (8) たばこ流通情報管理システムの事務
 - 申告書のデータチェック及びチェック済報告データの作成
- (9) 軽油流通情報管理システムの事務
 - 各種報告書の作成
 - 不突合リストの作成
- (10) 地方消費税市町村交付金算定システムの事務
 - 地方消費税市町村交付金算定資料の作成
- (11) 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の賦課事務
 - 証紙徴収税額の計算
 - 納付（異動）決議書兼調定（異動）集計書の作成
 - 自動車取得税市町村交付金算定資料の作成
 - 各種統計資料の作成
- (12) 滞納処分等の管理事務
 - 徴収簿兼滞納整理簿（収納マスタ）の作成，整理
 - 欠損処分該当者一覧表の作成
 - 欠損処分完結者一覧表の作成
 - 各種統計資料の作成
 - 徴収支援システムによる徴収整理票の作成，収入・未納の管理
- (13) 収納事務
 - 徴収簿兼滞納整理簿（収納マスタ）の作成，整理
 - 個人事業税及び自動車税に係る口座振替データの作成及び金融機関への伝送

- 領収済明細一覧表, 未納額異動一覧表, 消込保留等一覧表及び県税収入取消等一覧表の作成
- 延滞金の計算
- 督促状, 催告書及び差押予告通知用納付書の作成
- 納期内納入(付)状況一覧表の作成
- 徴収猶予に係る納入(付)書及び徴収猶予状況調(法人二税, 不動産取得税及び軽油引取税のみ)の作成
- 確定延滞金納付書(法人二税, 個人事業税, 不動産取得税, 自動車税, 軽油引取税, ゴルフ場利用税)の作成

(14) 過誤納金等還付充当事務

- 還付加算金の計算
- 過誤納金・未済金明細一覧表, 靡誤納リスト, 還付追加項目チェックリスト, モニタリスト(外形対象法人), 延滞金確認リスト(外形対象法人), 県税過誤納金等整理簿, 過誤納金等還付充当計算書兼還付加算金計算書, 過誤納金等還付充当通知書, 戻出充当調書, 支出調書, 送金通知書, 送金案内書(案内発行簿), 振出通知書合計表, 口座振替通知書, 口座振替案内書(案内発行簿)及び債権者内訳書の作成
- 口座振替払データ及び指定隔地払データの作成及び金融機関への伝送

(15) 県税管理事務

- 県税調定収入済額調及び税外調定収入済額調の作成
- 調定収入状況調の作成
- 収入報告データ及び調定報告データの作成
- 歳入歳出外現金受払報告データ及び支出報告データの作成

(16) オンライン処理事務

- 入力(宛名, 課税, 収入未納, 還付充当, 徴収支援, 処分等)業務
- 照会(宛名, 課税, 収入未納, 還付充当, 徴収支援, 処分等)業務
- 発行(納税証明書, 納付書, 軽油免税証等)業務
- 配信(各種エラーリスト, 未納額異動一覧表)業務

(17) 県税決算事務

- 滞納繰越分明細一覧表の作成
- 県税収入状況報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入欠損処分報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入繰越状況報告書の作成
- 滞納繰越状況調書の作成
- 県税徴収猶予状況報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入滞納処分の停止状況報告書の作成
- 県税過誤納金処理状況報告書の作成
- 決算報告資料の作成

(18) 産業廃棄物埋立税の賦課事務

- パソコンによる課税・収入・未納の管理

- 申告書用紙・納付書用紙の作成
- (19) 県民税配当割・株式譲渡所得割の賦課事務
 - パソコンによる課税・収入・未納の管理
 - 申告書用紙の作成
 - 調定決議書兼調定明細書及び調定集計書の作成

3 端末機器等の設置状況

令和元年8月1日現在

区 分	パソコン	ページ プリンタ	インサータ プリンタ	OCR 読取機	エルタックス 端末	
本 庁	5	3	1	0	2	
西部県税事務所	本 所	14	31	2	0	31
	(観音庁舎)	5	3	0	0	0
	廿日市分室	2	4	1	0	0
	呉分室	2	4	1	0	0
	東広島分室	6	5	2	2	0
東部県税事務所	本 所	7	14	1	0	12
	(松永庁舎)	2	2	0	0	0
	尾道分室	2	3	1	0	0
北部県税事務所	本 所	3	4	1	0	2
合 計	48	73	10	2	47	

- (注) 1 パソコンの台数は税務TS専用端末のみを計上
2 ページプリンタは税務TS用を計上

4 オンライン稼働状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

区 分	入力件数	照会件数	発行件数
法人二税	74,127	974,379	—
県民税利子割	3,245	3,795	—
個人事業税	18,004	94,455	—
不動産取得税	29,621	109,078	—
間税三税	661	7,981	—
自動車税	54,410	1,091,667	—
還付充当	25,434	—	—
徴 収	9,304	3,183	—
徴収支援	—	1,576,223	—
その他(収入管理, 口座等)	63,752	452,382	—
オンライン発行	—	—	123,397
EUC	—	50,663	—
合 計	278,558	4,363,806	123,397

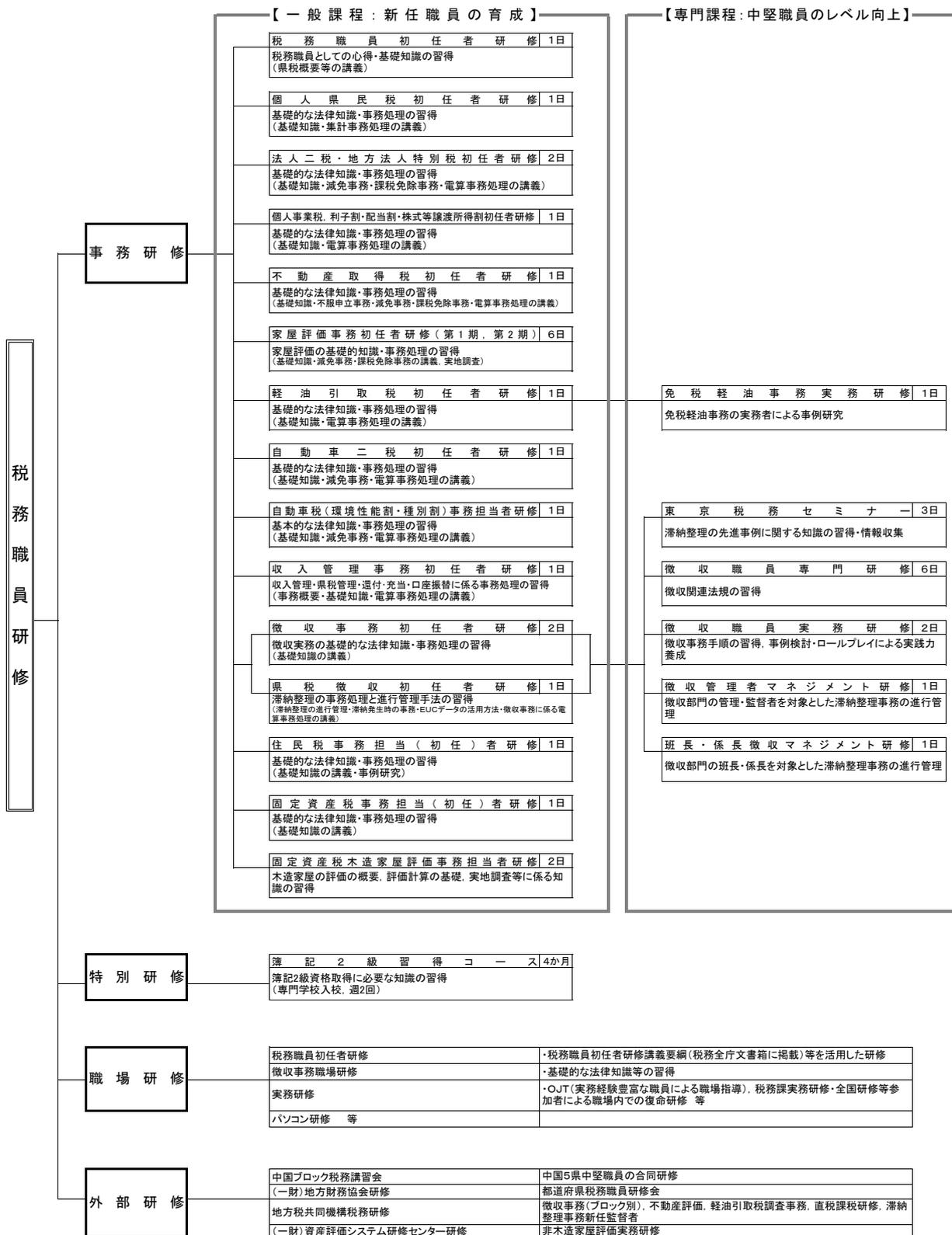
※徴収支援は入力と照会の区分が不明のため、照会として一括計上した。

5 サーバ等の機器構成

令和元年8月1日現在

区分	型 式	数 量	備 考
APサーバ	S814	2	
DBサーバ	S814	2	
WEBサーバ	BS520A	20	
徴収支援・EUCサーバ	BS520A	2	
電子帳票・プレプリサーバ	BS520A	1	
運用管理サーバ	HA8000/RS220AM2	1	
バックアップサーバ	HA8000/RS220AM2	1	LT0ライブラリ30連装付
開発機器用サーバ	Power 720 Express外	4	
その他サーバ(保守・予備用等)	BS520A外	5	
税務ファイルサーバ	HDL-Z4WL12CR2	2	ハードディスク容量12TB
マイナンバー領域用サーバ	HDL-Z4WL16IR2	2	
JNKS自動連携サーバ	HA8000/RS110AN1	1	
ラインプリンタ	GX5601P	2	800行/分
連続紙プリンタ	LB-F100A	2	6900行/分
カット紙プリンタ	PRO-1107	1	A4:110枚/分

2 令和元年度税務職員研修体系



3 令和元年度税務職員研修実施計画

実施月	科 目	実施日	日程	会場	主 な 研 修 内 容	対象者
4月	県税徴収初任者研修	5日(金)	1日	広島	滞納整理の進行管理、滞納発生時の事務、EUCデータの活用方法、徴収事務に係る電算事務処理	県税事務所職員
	個人県民税初任者研修	5日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、集計事務処理	県税事務所職員
	自動車二税初任者研修	16日(火)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免事務、電算事務処理	県税事務所職員
	税務職員初任者研修	17日(水)	1日	広島	税務職員の心得、危機管理・服务等、財政と税金、県税の概要、滞納処分、税務T Sの概要及びマイナンバー制度の概要	県税事務所職員 嘱託員・臨時職員
	不動産取得税初任者研修	18日(木)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、不服申立事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
	軽油引取税初任者研修	19日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、免税軽油事務、調査事務、電算事務処理	県税事務所職員
	法人二税・地方法人特別税初任者研修	22日(月) ～23日(火)	2日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
	徴収事務初任者研修	22日(月) ～23日(火)	2日	広島	基礎的な法律知識(地方税法総則・国税徴収法)、徴収事務の基礎知識	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	収入管理事務初任者研修	23日(火)	1日	広島	収入管理事務(収入・県税管理、還付・充当、口座振替、納税証明等)、電算事務処理	県税事務所職員
	個人事業税、利子割・配当割・株式等譲渡所得割初任者研修	24日(水)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
6月	家屋評価事務初任者研修(第1期)	4日(火) ～7日(金)	4日	広島	家屋評価の概要、評価計算の基礎、実地調査	県税事務所職員 市町職員
	固定資産税事務担当(初任)者研修	17日(月)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務	県税事務所職員 市町職員
	簿記2級習得コース	6月下旬 ～10月上旬	1日	広島 福山	簿記2級資格取得に必要な知識(専門学校入校、週2回)	県税事務所職員
7月	徴収管理者マネジメント研修	17日(水)	1日	福山	徴収部門の管理・監督者を対象とした滞納整理事務の進行管理	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	住民税事務担当(初任)者研修	26日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、意見交換	県税事務所職員 市町職員
	東京税務セミナー	7月～8月	3日	東京	滞納整理の先進事例に関する知識の習得及び情報収集	税務課職員 県税事務所職員
	固定資産税木造家屋評価事務担当者研修	30日(火) ～31日(水)	2日	広島	木造家屋の評価の概要、評価計算の基礎、実地調査等	県税事務所職員 市町職員
8月	家屋評価事務初任者研修(第2期)	22日(木) ～23日(金)	2日	広島	評価計算の基礎	県税事務所職員
	班長・係長徴収マネジメント研修	23日(金)	1日	広島	徴収部門の班長・係長を対象とした滞納整理事務の進行管理	県税事務所職員 市町職員
9月	自動車税(環境性能割・種別割)事務担当者研修	9日(月)	1日	広島	基礎的な法律知識、減免事務、電算事務処理	県税事務所職員
	徴収職員専門研修(国税徴収法・地方税法総則)	10日(火) ～12日(木)	3日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員
10月	徴収職員実務研修(事例検討)	中旬	1日	広島	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
	中国ブロック税務講習会	16日(水) ～18日(金)	3日	広島	中国5県の合同研修	県税事務所職員
11月	徴収職員実務研修(搜索・質問及び検査)	8日(金)	1日	広島	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
	免税軽油事務実務研修	22日(金)	1日	広島	免税軽油事務の事例研究	県税事務所職員
12月	徴収職員専門研修(徴収担当者のための民法)	16日(月) ～18日(水)	3日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員

4 令和元年度県税広報計画（平成31年4月1日現在）

実施月	広報事項	時期	媒体	摘要
4月	自動車税の納期内納付の勧奨	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
	自動車税・自動車取得税のグリーン化税制について	上旬	ホームページ	
	県税のあらし	上旬	県税のしおり	冊子配布、ホームページ掲載
		上旬	あなたと県税	リーフレット配布、ホームページ掲載
		上旬	ホームページ	各税目ページ(税制改正分等を更新)
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ	
5月	県税予算について	上旬	ホームページ	新年度予算を掲載
	自動車税の納期内納付の勧奨及び納税方法について	中旬 ～ 下旬	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー
			ポスター、チラシ	金融機関、各庁舎等に掲示するほか、県政情報コーナーにチラシ配架
			デジタルサイネージ	広島銀行店舗等
			全庁掲示板	庁内広報
			パソコン啓発画面	庁内広報
			SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
		ホームページ、ローテーションバナー	PRページ(クレジット納付受付期間告知)	
	自動車税の納期内納付の勧奨について	上旬～下旬	懸垂幕	本庁南館に掲出
	口座振替加入勧奨について	随時	ホームページ、ローテーションバナー	
6月	地方消費税税率引き上げに係る広報について	上旬	ポスター、チラシ	各庁舎、各市町等で配布
	自動車税環境性能割の導入に係る広報について	上旬	ポスター、チラシ	各庁舎、各市町等で配布
	個人住民税の特別徴収の県内一斉実施について	下旬	チラシ	各市町で配布
7月	個人住民税の特別徴収の更なる推進について	初旬	ポスター	各庁舎、市町で掲示
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ	
	不正軽油ホットラインについて	随時	ホームページ	
	軽油の県内購買勧奨について	随時	ホームページ	
8月	個人事業税(1期分)の納期内納付の勧奨について	中旬	ホームページ SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
	口座振替加入勧奨について	随時	ホームページ、ローテーションバナー	
9月	不正軽油ホットラインについて	随時	ホームページ	
10月	不正軽油撲滅の強化月間について	上旬	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー
			ホームページ	
			SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
	個人事業税(2期分)の納期内納付の勧奨について	中旬	ホームページ	
			SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ	
	個人住民税の特別徴収の更なる推進について	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
11月	個人住民税の特別徴収の更なる推進について	上旬	チラシ	各庁舎、市町で配布
		上旬	デジタルサイネージ	広島銀行店舗等
		下旬	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー
	地方税納税推進強化月間の実施について	上旬	ポスター	各庁舎、市町で掲示
		上旬	ホームページ	
	自動車の移転・抹消登録の促進について	上旬	ホームページ	
	税を考える週間について	上旬 ～ 中旬	ポスター	各庁舎、市町で掲示
			全庁掲示板	庁内広報
			ホームページ	PRページ
		SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@	
	税務統計要覧について	下旬	ホームページ	令和元年度版を掲載

実施月	広報事項	時期	媒体	摘要
1 2 月	自動車税納税通知書用封筒裏面広告の募集について 広島県知事賞受賞作品の紹介 (税に関する作文・習字・納貯連主催)	上旬	ホームページ	
		上旬	ホームページ	
		中旬	県民ギャラリー展示	
		中旬	SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
1 月	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ	
2 月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の確定申告について	中旬	ホームページ	PRページ
			SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
		下旬	全庁掲示板	庁内広報
			パソコン啓発画面 懸垂幕	庁内広報 本庁南館等に掲出
	自動車移転・抹消登録の促進について	中旬 ～ 下旬	リーフレット	各庁舎、市町で配布
			ホームページ	
			SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
3 月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の確定申告について	随時	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー
		初旬～中旬	ホームページ	PRページ
		初旬～中旬	SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
	自動車移転・抹消登録の促進について	随時	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー
		下旬	SNS	ツイッター、フェイスブック、LINE@
口座振替納付の推進について	上旬～中旬	ローテーションバナー		
通 年	電子納付について	随時	ホームページ、チラシなど機会があるごとに	
	コンビニ収納について	随時	ホームページなど機会があるごとに	
	口座振替について	随時	ホームページ、チラシなど機会があるごとに	
	ふるさと納税について	随時	ホームページ、イベントなど機会があるごとに	

【広報課所管の広報媒体】

平成31年4月1日現在

媒体	局名等	番組名等	時間等	放送時間等	放送日等
テレビ	広島ホームテレビ	ひろしま県民テレビ	6分	20:54～	月2回 日曜日
印刷 広報	ひろしま県民だより			新聞朝刊折込	年4回 (4, 7, 10, 1月の1日)
ホームページ	広島県ホームページ (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/)				
S N S	広島県公式Facebook (https://www.facebook.com/pref.hiroshima) 広島県公式Twitter (https://twitter.com/hiroshima_pref) 広島県公式LINE@ (https://page.line.me/hiroshima_pref)				

県 税 機 構



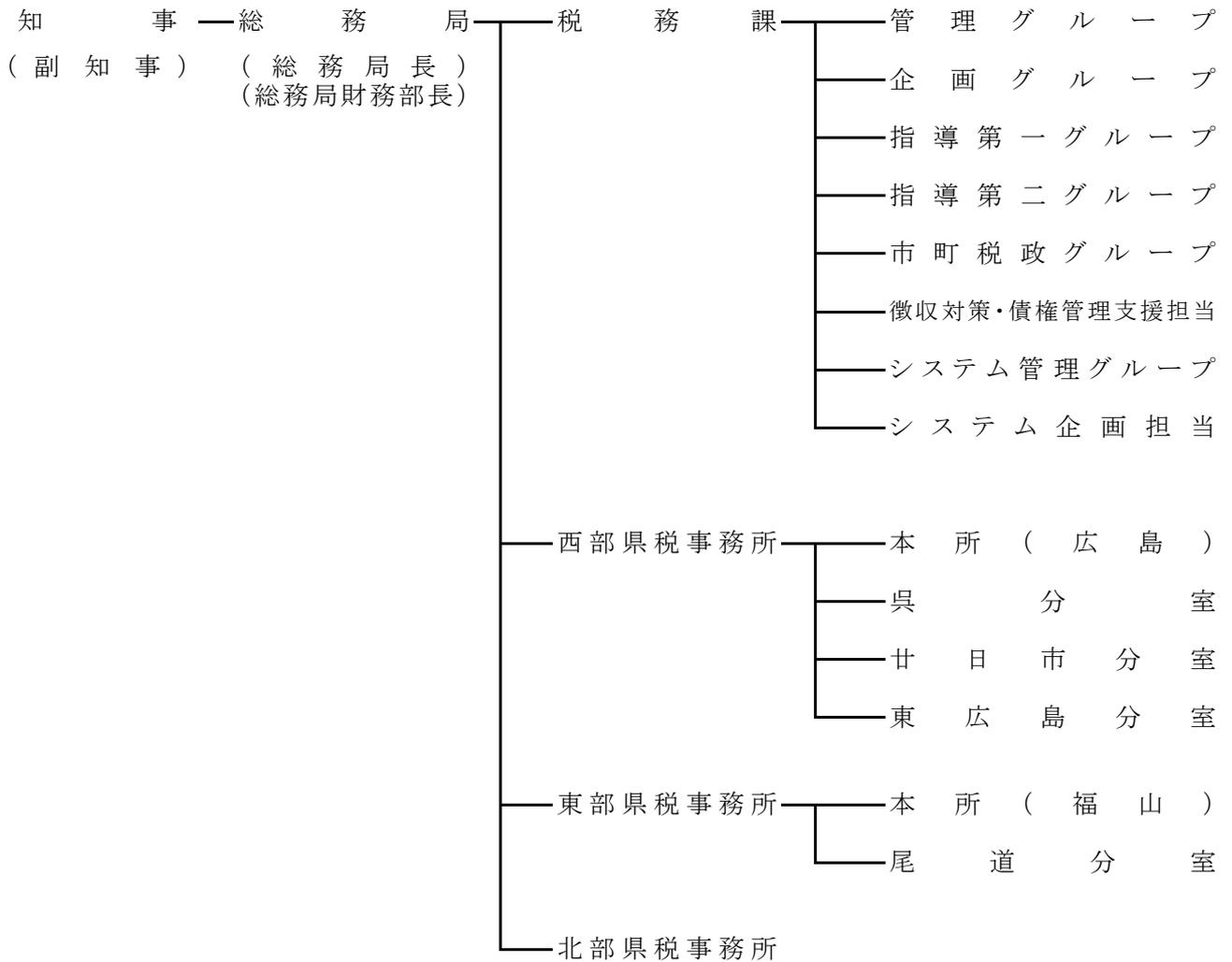
1 税 務 機 構

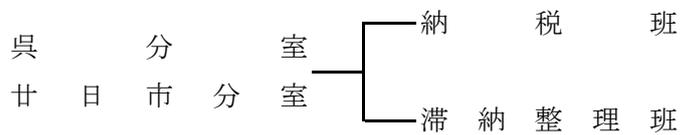
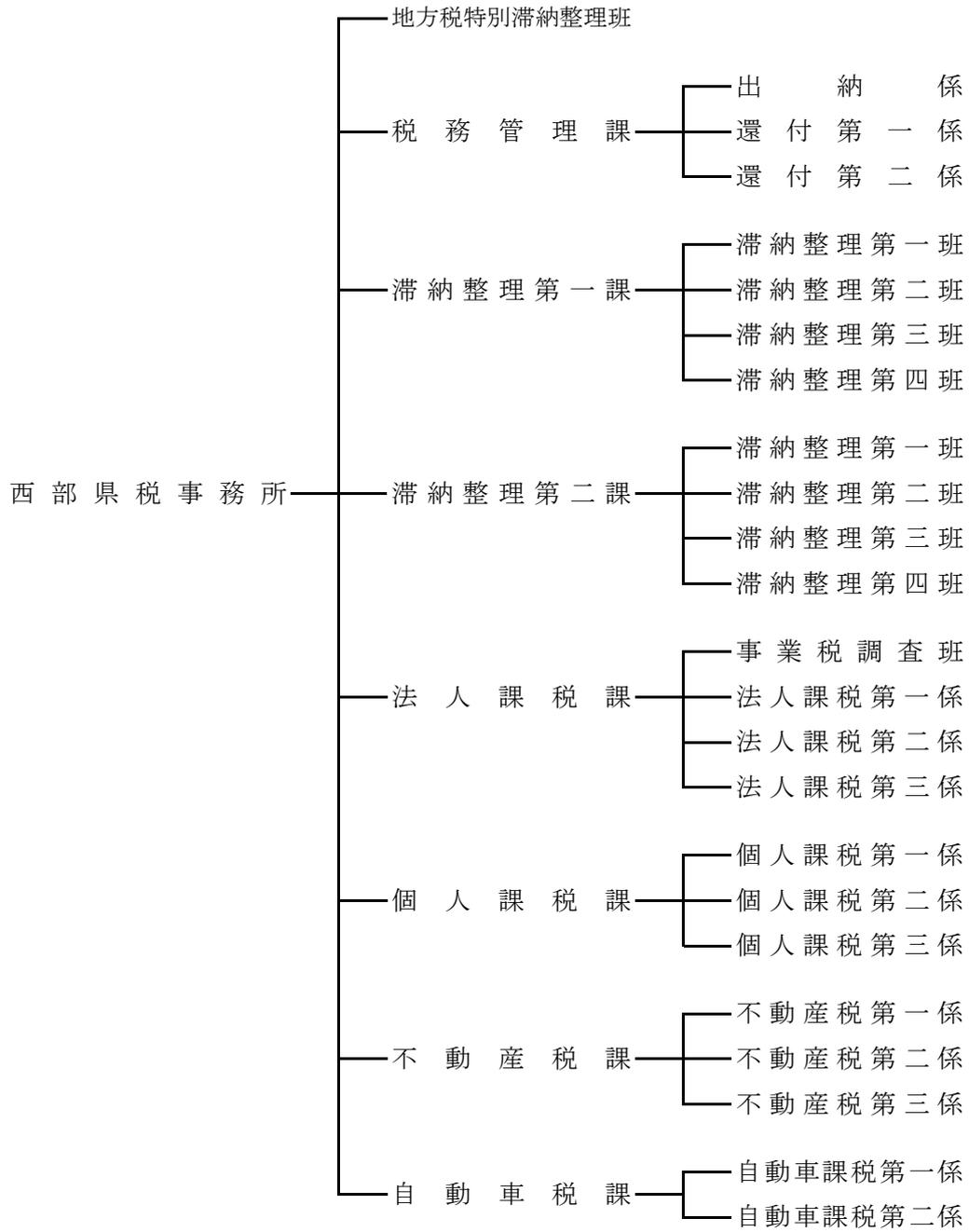
(1) 機構の概要

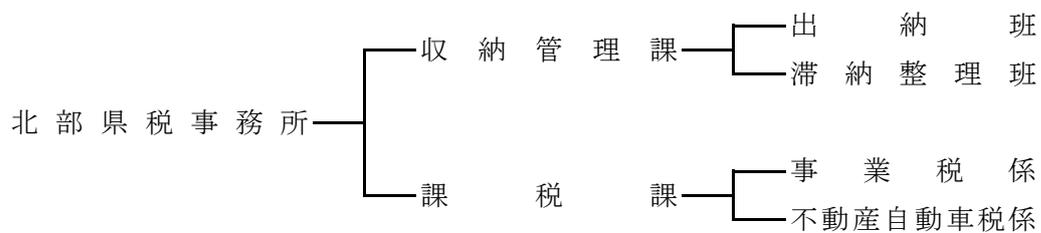
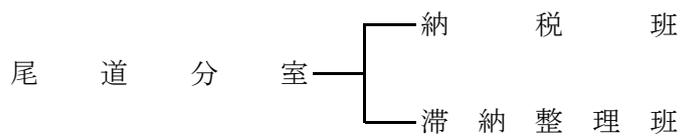
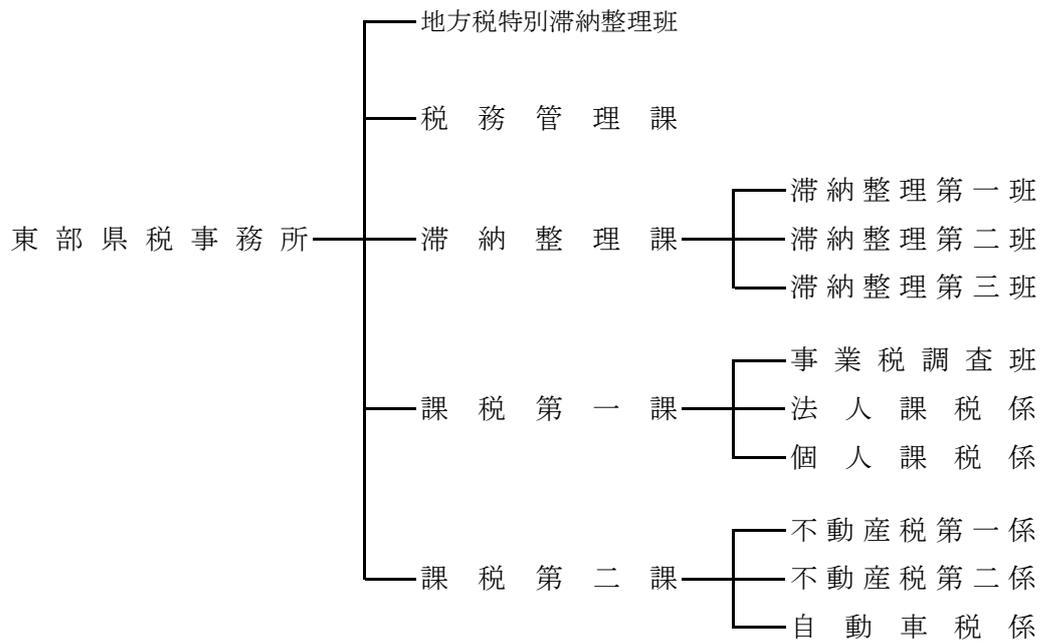
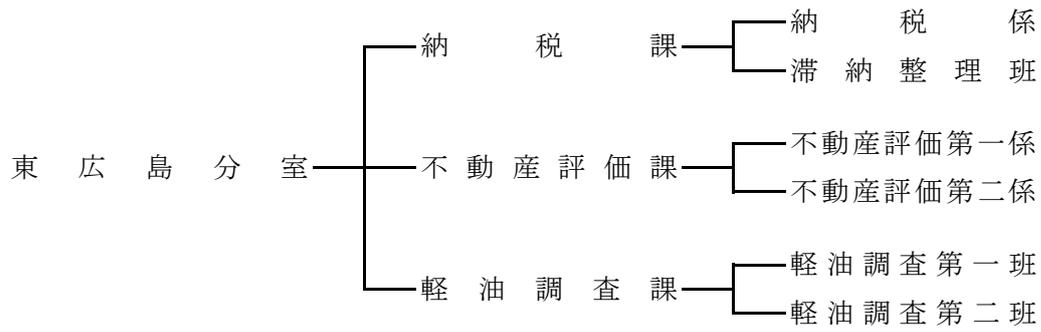
県税の賦課徴収事務を担当する行政機関として、本庁では総務局に税務課、地方機関として西部・東部・北部に県税事務所を設置している。

税務に関する知事の権限は、一部を除きこれらの県税事務所長に委任されており(広島県税条例第6条)、県税に関する事務は、県税事務所において所掌することとなっている。

(2) 機 構







2 事務分掌

税務課

平成31年4月1日現在

グループ	分 掌 事 務
管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の身分、服務及び福利厚生に関すること 2 税務組織に関すること 3 歳出予算及び支出に関すること 4 物品の出納及び管理に関すること 5 文書の収発整理に関すること 6 公有財産の管理に関すること 7 税理士資格に関すること 8 他のグループの所掌に属さないこと
企画グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び県税に係る税外収入の予算、決算及び調定収入の整理 2 県税関係法規及び通達に関すること 3 納税貯蓄組合に関すること 4 地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること 5 税務職員の研修に関すること 6 課税状況等の報告に関すること 7 県税統計に関すること 8 地方交付税の基準財政収入に関すること 9 県税に係る陳情、請願に関すること 10 県税に係る広報に関すること 11 口座振替制度に関すること 12 県税事務所の事務実態調査及び定例監査に関すること
指導第一グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人二税及び自動車二税の総括 2 鉱区税の賦課徴収に関すること 3 県たばこ税及び狩猟税に関すること 4 県税の課税免除に関すること 5 地方消費税に関すること 6 指導第一グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること
指導第二グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、不動産取得税の総括 2 産業廃棄物埋立税に関すること 3 寄付金税制に関すること 4 利子割精算金に関すること 5 県税の犯則取締に関すること 6 県税のほ税調査及びその指導に関すること 7 指導第二グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること

グループ	分 掌 事 務
市町税政グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町の徴収対策に関すること 2 個人住民税特別徴収の推進に関すること 3 固定資産税の課税免除に関すること 4 市町民税に関すること 5 国民健康保険税に関すること 6 普通交付税（基準財政収入額）に関すること 7 特別土地保有税に関すること 8 固定資産税・都市計画税に関すること 9 固定資産評価審議会に関すること 10 国有資産等所在市町村交付金・納付金に関すること 11 基地交付金に関すること
徴収対策・債権管理支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税の滞納整理に関すること 2 インターネット公売及び電話加入権合同公売に関すること 3 市町税の徴収指導（個人県民税の徴収対策を含む。）に関すること 4 回収困難案件に対する指導・助言に関すること 5 税外債権の管理回収に係る研修に関すること 6 広島県債権管理会議に関すること 7 その他、税外債権の管理・回収に係る支援全般に関すること
システム管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務トータルシステムの運用管理に関すること 2 地方税電子申告審査システムの運用管理に関すること 3 軽油流通情報管理システム及びたばこ流通情報管理システムに関すること 4 県税領収済通知書の管理に関すること 5 地方税の電子申告に関すること 6 自動車登録手続のワンストップサービス（O S S）に関すること 7 電子納税に関すること 8 E U Cシステムに関すること
システム企画担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 次期税務トータルシステムの再構築に関すること 2 税務トータルシステムのシステム改善の総合調整に関すること 3 税務端末機器等の管理に関すること

所	課	係・班	分 掌 事 務
西 部 県 税 事 務 所 （ 本 所 ）	地方税特別滞納整理班		1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること 2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること 3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
	税務管理課	出納係 還付第一係 還付第二係	1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること 7 納税証明に関すること 8 前各号のほか，他課の所掌に属しないこと
	滞納整理第一課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班 滞納整理第四班	1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	滞納整理第二課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班 滞納整理第四班	1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	法人課税課	事業税調査班 法人課税第一係 法人課税第二係 法人課税第三係	1 法人の県民税，法人の事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 法人の県民税，法人の事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること 3 eLTAXの普及・利用促進に関すること
	個人課税課	個人課税第一係 個人課税第二係 個人課税第三係	1 個人の県民税，利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税，特定株式等譲渡所得金額に係る県民税，個人の事業税及び狩猟税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 個人の県民税，利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税，特定株式等譲渡所得金額に係る県民税，個人の事業税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること 3 市町が処理する県民税に係る事務に関すること 4 軽油引取税の免税証の管理に関すること
	不動産税課	不動産税第一係 不動産税第二係 不動産税第三係	1 不動産取得税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること 3 不動産取得税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること
	自動車税課	自動車課税第一係 自動車課税第二係	1 自動車税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 2 自動車税の課税標準の調査に関すること 3 証紙徴収に係る自動車取得税及び自動車税の申告書の受理等（広島運輸支局所管の自動車に限る。） 4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例第四条の自動車税の徴収に関すること

所	課	係・班	分 掌 事 務
呉・廿日市・尾道分室	納 滞 納 税 整 理 班	納 滞 納 税 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 2 徴収金及び過料の収入整理に関すること 3 納税証明に関すること 4 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 5 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に関すること 6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること 7 自動車税の減免に関すること 8 軽油引取税の免税証の管理に関すること
東広島分室	納 税 課	納 滞 納 税 係 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 2 徴収金及び過料の収入整理に関すること 3 納税証明に関すること 4 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 5 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に関すること 6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること 7 自動車税の減免に関すること
	不動産評価課	不動産評価第一係 不動産評価第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産取得税及び固定資産税の課税標準となるべき価格の調査及び決定に関すること
	軽油調査課	軽油調査第一班 軽油調査第二班	<ol style="list-style-type: none"> 1 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 2 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 3 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関すること 4 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締に関すること 5 軽油引取税の免税証の管理に関すること

所	課	係・班	分 掌 事 務
東 部 県 税 事 務 所 (本 所)	地方税特別滞納整理班		<ol style="list-style-type: none"> 1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること 2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること 3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
	税 務 管 理 課		<ol style="list-style-type: none"> 1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること 7 納税証明に関すること 8 前各号のほか，他課の所掌に属しないこと
	滞納整理課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	課税第一課	事業税調査班 法人課税係 個人課税係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること 3 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税に係る犯則取締に関すること 4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること
	課税第二課	不動産税第一係 不動産税第二係 自動車税係	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産取得税，自動車税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 不動産取得税，自動車税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること 3 不動産取得税，自動車税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること 4 証紙徴収に係る自動車取得税及び自動車税の申告書の受理等（福山自動車検査登録事務所所管の自動車に限る。） 5 軽油引取税の免税証の管理に関すること
北 部 県 税 事 務 所	収納管理課	出 納 班 滞 納 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること 7 納税証明に関すること 8 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 9 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること 10 納税貯蓄組合の育成指導に関すること 11 前各号のほか，他課の所掌に属さないこと
	課 税 課	事 業 税 係 不 動 産 自 動 車 税 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 県税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること 3 軽油引取税の免税証の管理に関すること 4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること

3 税務職員配置状況(1)

平成31年4月1日現在

区 分	総 数	所 長・ 分室長	次 長・ 地方税総括管理監	課 長・ 参事	主 幹員・ 主任税 務査察 員・ 主査・ 係長・ 主査・ 事業調 整査員 ・ 税務査 査員	主 任	主 任 (エル ダー)	主 事	事 務 種 類 別 内 訳			
									総 務	収 納	直 税	間 税
平成20年度総計	394	9	16	39	208	85	18	19	36	164	163	31
平成21年度総計	371	8	17	29	210	76	19	12	36	156	146	33
平成22年度総計	365	8	14	29	214	71	22	7	37	146	151	31
平成23年度総計	359	8	14	36	201	66	23	11	36	145	148	30
平成24年度総計	346	8	15	38	203	50	20	12	35	139	142	30
平成25年度総計	337	8	14	37	210	39	15	14	35	138	142	22
平成26年度総計	335	8	13	35	199	37	26	17	33	143	137	22
平成27年度総計	328	8	13	34	210	23	21	19	33	140	134	21
平成28年度総計	327	8	13	34	191	25	39	17	33	134	139	21
平成29年度総計	336	8	13	34	201	21	38	21	34	136	144	22
平成30年度総計	335	8	13	34	199	21	39	21	34	136	143	22
令和元年度総計	331	8	13	33	188	20	39	30	35	130	145	21
(内 訳)												
税 務 課	39	1	1	2	23	4	1	7	24	3	11	1
西 部 県 税 事 務 所	134	1	4	14	77	11	19	8	2	63	68	1
西 呉 部 県 税 分 事 務 所 室	12	1	1	0	7	0	3	0	1	6	3	2
西 廿 部 県 税 市 事 務 所 分 室	13	1	1	0	8	0	2	1	1	8	3	1
西 東 部 県 税 島 事 務 所 分 室	36	1	1	5	23	1	2	3	2	7	14	13
東 部 県 税 事 務 所	65	1	3	9	34	3	8	7	2	28	34	1
東 尾 部 県 道 税 事 務 所 分 室	11	1	1	0	6	0	2	1	1	6	3	1
北 部 県 税 事 務 所	21	1	1	3	10	1	2	3	2	9	9	1

(注1) 税務課長は所長・分室長欄へ、税務システム担当監は次長・地方税総括管理監の欄へ計上。

(注2) 市町からの派遣職員及び嘱託員を除く。

3 税務職員配置状況(2)

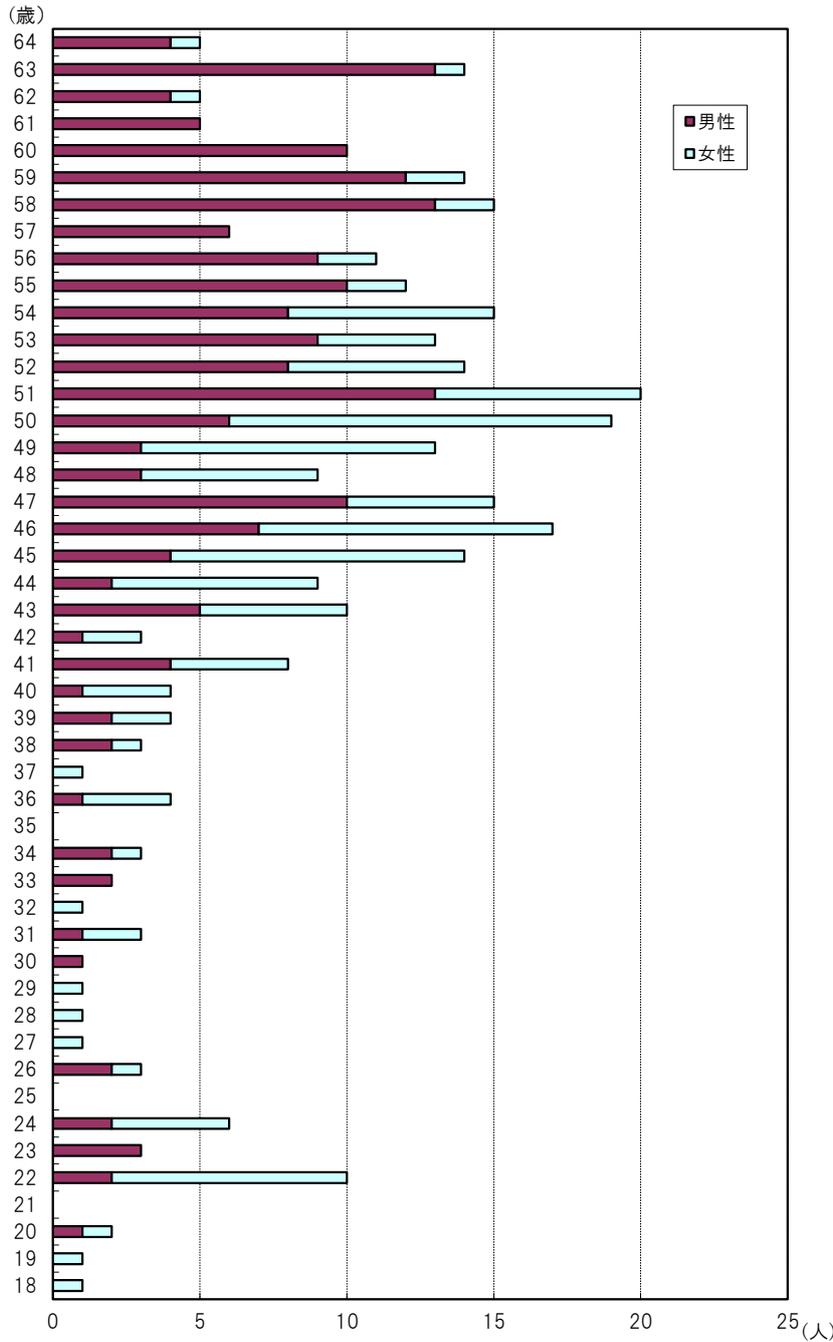
平成31年4月1日現在

所名	課名	職員数 (人)	所名	課名	職員数 (人)
西部県税事務所	地方税特別滞納整理班	9	東広島分室	納税課	13
	税務管理課	19		不動産評価課	10
	滞納整理第一課	18		軽油調査課	13
	滞納整理第二課	20		小計	36
	法人課税課	20	東部県税事務所	地方税特別滞納整理班	6
	個人課税課	14		税務管理課	10
	不動産税課	20		滞納整理課	15
	自動車税課	14		課税第一課	12
	小計	134		課税第二課	22
呉分室	納税班	6	尾道分室	納税班	5
	滞納整理班	6		滞納整理班	6
	小計	12		小計	11
廿日市分室	納税班	5	北部県税事務所	収納管理課	11
	滞納整理班	8		課税課	10
	小計	13		小計	21
			税務課		39
			合計		331

(注) 市町からの派遣職員及び嘱託員を除く。

4 税務職員年齢別・男女別人員分布

平成31年4月1日現在



年齢 (歳)	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	構成比 (%)	構成比 (%)
64	(5)	(4)	(1)		(1.5)
63	(14)	(13)	(1)		(4.2)
62	(5)	(4)	(1)		(1.5)
61	(5)	(5)	(0)		(1.5)
60	(10)	(10)	(0)		(3.0)
59	14	12	2	4.8	(4.2)
58	15	13	2	5.1	(4.5)
57	6	6	0	2.1	(1.8)
56	11	9	2	3.8	(3.3)
55	12	10	2	4.1	(3.6)
54	15	8	7	5.1	(4.5)
53	13	9	4	4.5	(3.9)
52	14	8	6	4.8	(4.2)
51	20	13	7	6.8	(6.0)
50	19	6	13	6.5	(5.7)
49	13	3	10	4.5	(3.9)
48	9	3	6	3.1	(2.7)
47	15	10	5	5.1	(4.5)
46	17	7	10	5.8	(5.1)
45	14	4	10	4.8	(4.2)
44	9	2	7	3.1	(2.7)
43	10	5	5	3.4	(3.0)
42	3	1	2	1.0	(0.9)
41	8	4	4	2.7	(2.4)
40	4	1	3	1.4	(1.2)
39	4	2	2	1.4	(1.2)
38	3	2	1	1.0	(0.9)
37	1	0	1	0.3	(0.3)
36	4	1	3	1.4	(1.2)
35	0	0	0	0.0	(0.0)
34	3	2	1	1.0	(0.9)
33	2	2	0	0.7	(0.6)
32	1	0	1	0.3	(0.3)
31	3	1	2	1.0	(0.9)
30	1	1	0	0.3	(0.3)
29	1	0	1	0.3	(0.3)
28	1	0	1	0.3	(0.3)
27	1	0	1	0.3	(0.3)
26	3	2	1	1.0	(0.9)
25	0	0	0	0.0	(0.0)
24	6	2	4	2.1	(1.8)
23	3	3	0	1.0	(0.9)
22	10	2	8	3.4	(3.0)
21	0	0	0	0.0	(0.0)
20	2	1	1	0.7	(0.6)
19	1	0	1	0.3	(0.3)
18	1	0	1	0.3	(0.3)
計	292 (331)	155 (191)	137 (140)	100.0	(100.0)

(注) () 内はエルダー職員を含む構成比。

※平均年齢の推移

(歳)

区分	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
全体平均	46.5 (48.3)	47.2 (48.9)	46.6 (48.3)	46.6 (48.3)	46.6 (47.6)	46.2 (47.5)	46.4 (47.1)	46.0 (47.0)	45.8 (46.8)	45.8 (46.7)	45.7 (46.5)	45.4 (46.1)
男性平均	48.9 (51.3)	49.4 (51.6)	48.6 (50.7)	48.3 (50.4)	48.6 (49.7)	48.5 (50.0)	49.0 (49.9)	48.5 (49.6)	48.3 (49.4)	48.3 (49.3)	48.4 (49.2)	48.0 (48.7)
女性平均	43.8 (44.3)	44.2 (44.7)	43.7 (44.3)	44.0 (44.6)	43.2 (43.7)	42.5 (42.8)	41.8 (41.8)	40.9 (41.1)	40.5 (40.9)	40.2 (40.6)	39.1 (39.9)	38.6 (39.3)

(注) () 内はエルダー職員を含む平均年齢。

5 事務所別管轄区域面積・人口一覽

課・所名	管轄区域	面積 (km ²)	人口 (人)	備 考
税 務 課		30.10.1現在 (県計) 8,479.59	31.1.1現在 (県計) 2,838,632	
西部県税事務所	広島市中区	15.32	134,039	東区の一部、安芸区及び安芸郡の府中町・海田町・熊野町・坂町は海田県税事務所廃止により平成13年度に移管された。 佐伯郡の沖美町・能美町・大柿町は昭和56年度に呉県税事務所から移管され、平成13年度の組織再編により呉地域事務所へ移管された。 平成21年度の組織再編により芸北税務局の廃止、廿日市・呉・東広島市の分室化に伴い、広島市の安佐南区・安佐北区・佐伯区、呉市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市及び山県郡・豊田郡の各市区町が移管された。
廿日市分室	〃 東区	39.42	120,840	
呉分室	〃 南区	26.46	142,479	
東広島分室	〃 西区	35.61	189,823	
	〃 安佐南区	117.03	244,241	
	〃 安佐北区	353.33	145,463	
	〃 安芸区	94.08	80,113	
	〃 佐伯区	225.43	139,140	
	呉市	352.81	224,922	
	竹原市	118.23	25,690	
	大竹市	78.66	27,212	
	東広島市	635.16	187,718	
	廿日市市	489.48	117,483	
	安芸高田市	537.75	28,808	
	江田島市	100.71	23,501	
	安芸郡府中町	10.41	52,224	
	〃 海田町	13.79	30,009	
	〃 熊野町	33.76	24,180	
	〃 坂町	15.69	13,048	
	山県郡安芸太田町	341.89	6,275	
	〃 北広島町	646.20	18,780	
	豊田郡大崎上島町	43.11	7,538	
	計	4,324.33	1,983,526	
東部県税事務所	三原市	471.51	94,384	福山市の芦田町・駅家町は昭和51年度に府中県税事務所から移管された。 府中市、旧芦品郡新市町(現：福山市)、甲奴郡の各町、神石郡の各町は府中県税事務所廃止により平成5年度に移管された。 うち甲奴郡の各町は平成13年度の組織再編により備北地域事務所に移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に備北地域事務所から移管された。 平成21年度の組織再編により、三原市・尾道市・世羅町が尾三税務局から移管された。
尾道分室	尾道市	285.11	137,643	
	福山市	518.14	469,960	
	府中市	195.75	39,595	
	世羅郡世羅町	278.14	16,309	
	神石郡神石高原町	381.98	9,103	
	計	2,130.63	766,994	
北部県税事務所	三次市	778.14	52,556	庄原市及び比婆郡の各町は庄原県税事務所廃止により昭和51年度に移管された。 甲奴郡の各町は平成13年度に福山県税事務所から移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に福山地域事務所へ移管された。
	庄原市	1,246.49	35,556	
	計	2,024.63	88,112	

(注)

*管轄区域面積は、国土交通省国土地理院の「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」による。

*管轄区域人口は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳による(住民基本台帳法の適用対象となる外国人を含む)。

*各県税事務所の管轄区域は、平成31年4月1日現在のものである。

*三次市と安芸高田市の面積は境界未定により不詳であるため、総務省自治行政局発行の全国市町村要覧に掲載されている面積を掲げている。

事務所名	電話	郵便番号	所在地
西部県税事務所	(082)228-2111	730-0011	広島市中区基町10-23
〃 廿日市分室	(0829)32-1181	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68
〃 呉分室	(0823)22-5400	737-0811	呉市西中央一丁目3-25
〃 東広島分室	(082)422-6911	739-0014	東広島市西条昭和町13-10
〃 観音庁舎	(082)232-7694	733-0036	広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)
東部県税事務所	(084)921-1311	720-8511	福山市三吉町一丁目1-1
〃 尾道分室	(0848)25-2011	722-0002	尾道市古浜町26-12
〃 松永庁舎	(084)933-3171	729-0115	福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)
北部県税事務所	(0824)63-5181	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1
税務課	(082)513-2319	730-8511	広島市中区基町10-52

徵 稅 費 等

1 徴税費

(単位：千円)

区 分		29 年 度 決 算 額	30 年 度 決 算 額	元年度当初 予 算 額		
税 収 入	予 算 額 ①	341,141,000	330,049,000	328,483,000		
	調 定 (見 込) 額 ②	351,819,468	338,266,791	333,926,000		
	収 入 (見 込) 額 ③	345,965,283	332,955,507	—		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	1,357,749	1,354,793	1,312,260	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	46,417	49,224	46,371
			税 務 特 勤 手 当	51,343	51,619	46,268
			そ の 他 の 手 当	786,940	820,900	800,821
			小 計	884,700	921,743	893,460
		そ の 他 の 人 件 費	609,609	607,084	583,141	
	計 A	2,852,058	2,883,620	2,788,861		
	旅 費 B	11,980	11,640	18,875		
	需 用 費	需 用 費	40,527	42,611	58,567	
		通 信 運 搬 費	90,792	94,030	104,025	
		備 品 費	3,869	0	306	
		そ の 他	849,925	1,207,527	1,045,516	
	計 C	985,113	1,344,168	1,208,414		
	徴 収 取 扱 費	県 民 税 の 徴 収 取 扱 費	県 納 税 義 務 者 数	4,143,561	4,191,021	4,388,319
			県 払 込 金 額 分	4,412	2,852	4,534
そ の 他			191,909	215,091	226,411	
小 計			4,339,882	4,408,964	4,619,264	
地 方 消 費 税		225,382	234,357	217,000		
小 計		4,565,264	4,643,321	4,836,264		
納 税 貯 蓄 組 合 関 連 費		331	345	377		
特 別 徴 収 義 務 者 対 する 交 付 金		産 業 廃 棄 物 埋 立 税	11,432	13,081	14,780	
		ゴ ル フ 場 利 用 税	1,389	1,250	1,392	
		軽 油 引 取 税	575,365	584,452	649,827	
小 計	588,186	598,783	665,999			
そ の 他	41,616	30,324	36,903			
計 D	5,195,397	5,272,773	5,539,543			
合 計 A + B + C + D ④	9,044,548	9,512,201	9,555,693			
税 収 入 に 対 する 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 ④ / ①	2.65	2.88	2.91		
	対 調 定 額 ④ / ②	2.57	2.81	2.86		
	対 収 入 額 ④ / ③	2.61	2.86	—		
徴 税 吏 員 数	吏 員	336	335	331		
	そ の 他 の 職 員	37	37	38		
	計 ⑤	373	372	369		
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 額 ③ / ⑤	927,521	895,042	—			
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 費	人 件 費 (含 旅 費)	7,679	7,783	7,610		
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等)	16,570	17,788	18,288		
	計 ④ / ⑤	24,249	25,571	25,897		

2 還付金の状況

(単位：円，%)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(A)	平成 30 年度(B)	対前年比 (B)/(A)×100	
戻 出	法人県民税	276,475,677	278,325,287	196,260,573	180,547,927	92.0
	県民税利子割	304,389	483,795	305,852	37,149	12.1
	県民税配当割	—	294,369	29,279	3,115	10.6
	個人事業税	15,031,496	11,871,397	12,294,309	11,004,693	89.5
	法人事業税	1,416,119,213	1,975,791,675	1,888,079,200	1,311,424,490	69.5
	地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
	地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
	不動産取得税	135,027,425	143,457,048	134,673,115	128,536,100	95.4
	県たばこ税	2,912	6,742	12,456	223,314	1,792.8
	ゴルフ場利用税	24,600	2,635,200	1,178,400	200,700	17.0
	自動車税	1,107,111,837	1,092,230,763	1,148,203,009	1,254,652,181	109.3
	鉱区税	56,700	40,800	—	—	—
	自動車取得税	4,432,800	5,043,800	6,873,800	58,583,100	852.3
	軽油引取税	5,820,073	47,425,482	87,305,844	19,699,161	22.6
	狩猟税(入猟税)	—	—	—	—	—
	産業廃棄物埋立税	15,930	1,210	—	876,654	—
	その他	—	—	—	—	—
合 計	2,960,423,052	3,557,607,568	3,475,215,837	2,965,788,584	85.3	
支 出	法人県民税	590,052,174	421,257,683	433,186,882	322,426,783	74.4
	確定減	392,287,442	268,623,086	363,655,400	290,716,360	79.9
	更正減	57,258,000	65,416,700	68,535,629	31,705,119	46.3
	利子割控除	140,506,732	87,217,897	995,853	5,304	0.5
	県民税利子割	59,390	268,598	1,101,658	356,301	32.3
	個人事業税	6,652,100	8,965,900	8,331,300	10,249,100	123.0
	法人事業税	1,466,493,200	2,273,868,781	1,762,634,494	1,727,760,557	98.0
	確定減	1,253,340,200	2,056,474,584	1,535,073,960	1,502,003,840	97.8
	更正減	213,153,000	217,394,197	227,560,534	225,756,717	99.2
	地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
	地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
	不動産取得税	204,647,400	247,640,500	228,715,700	291,509,400	127.5
	県たばこ税	—	—	—	—	—
	ゴルフ場利用税	—	—	—	15,000	—
	自動車税	8,624,863	8,077,404	6,624,643	6,317,908	95.4
	鉱区税	—	—	—	—	—
	自動車取得税	1,730,400	5,465,800	2,626,800	3,297,600	125.5
軽油引取税	17,848,775	4,319,426	13,619,758	3,521,373	25.9	
狩猟税(入猟税)	—	—	—	—	—	
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	
小 計	2,296,108,302	2,969,864,092	2,456,841,235	2,365,454,022	96.3	
その他	1,515,535	12,542,011	1,739,822	1,980,144	113.8	
還付加算金	25,114,465	38,996,411	26,770,245	24,852,314	92.8	
小 計	26,630,000	51,538,422	28,510,067	26,832,458	94.1	
合 計	2,322,738,302	3,021,402,514	2,485,351,302	2,392,286,480	96.3	

(注) 「その他」は、個人県民税、延滞金及び各種加算金を示す。

3 各種交付金等の推移

(単位：円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
徴収取扱費	支 出	個人県民税徴収取扱費 市 町 交 付 金	4,298,010,865	4,287,849,511	4,324,608,727	4,339,882,784	4,408,964,975
		地方消費税事務取扱費	181,336,562	224,331,577	212,604,408	225,381,621	234,356,895
		合 計	4,479,347,427	4,512,181,088	4,537,213,135	4,565,264,405	4,643,321,870
市 町 交 付 金	支 出	利 子 割 交 付 金	1,066,031,000	820,401,000	439,000,000	880,990,000	914,114,000
		地 方 消 費 税 交 付 金	33,603,447,000	56,571,608,000	50,834,637,000	52,484,412,000	53,162,965,000
		ゴルフ場所在市町交付金	536,706,478	544,000,000	530,501,647	504,585,674	452,000,000
		自動車取得税交付金	1,258,999,959	2,230,788,830	2,167,885,120	3,090,569,560	3,229,999,172
		軽油引取税指定市交付金	5,405,000,000	5,560,460,665	5,435,231,160	5,285,000,000	5,606,582,560
		配 当 割 交 付 金	2,977,069,000	2,266,907,000	1,409,271,000	1,970,921,000	1,592,837,000
		株式等譲渡所得割交付金	1,608,118,000	2,051,688,000	771,879,000	1,840,781,000	1,153,121,000
		分離課税所得割指定市交付金	0	0	0	224,745,000	234,973,000
		県 民 税 所 得 割 指 定 市 臨 時 交 付 金	0	0	0	23,454,957,000	3,099,887,000
		合 計	46,455,371,437	70,045,853,495	61,588,404,927	89,736,961,234	69,446,478,732
都 道 府 県 精 算 金	収 入	利 子 割 精 算 金	14,114,242	15,085,287	12,036,063	28,320	1,501
		地 方 消 費 税 清 算 金	66,195,172,330	111,432,483,453	100,131,002,137	103,862,618,837	103,778,851,000
		合 計	66,209,286,572	111,447,568,740	100,143,038,200	103,862,647,157	103,778,852,501
	支 出	利 子 割 精 算 金	7,855,044	7,659,013	7,650,057	806	0
		地 方 消 費 税 清 算 金	44,751,194,330	74,349,857,453	66,914,519,137	63,129,000,000	63,840,000,000
		合 計	44,759,049,374	74,357,516,466	66,922,169,194	63,129,000,806	63,840,000,000

4 平成30年度市町交付金一覧

	市町名	利子 交付金	地方消費 税交付金	ゴルフ場 所在市町 交付金	自動車 取得税 交付金	軽油引 取税指 定市 交付金
西 部	広島市	437,968,000	22,672,283,000	51,843,878	839,740,000	
	呉市	69,574,000	4,212,186,000	19,598,825	193,013,000	
	竹原市	6,552,000	480,196,000	21,719,332	33,519,000	
	大竹市	7,997,000	532,306,000	0	25,847,000	
	東広島市	60,726,000	3,539,254,000	97,621,302	229,275,000	
	廿日市市	37,022,000	2,026,275,000	64,754,517	104,038,000	
	安芸高田市	6,698,000	547,433,000	25,077,762	70,203,000	
	江田島市	6,187,000	427,030,000	0	29,232,000	
	府中町	18,977,000	950,065,000	0	27,650,000	
	海田町	9,484,000	547,377,000	0	18,809,000	
	熊野町	6,357,000	385,397,000	0	21,813,000	
	坂町	3,655,000	265,096,000	0	10,511,000	
	安芸太田町	1,288,000	121,008,000	0	21,529,000	
	北広島町	4,192,000	372,708,000	15,119,135	79,775,000	
大崎上島町	1,553,000	147,930,000	0	16,651,000		
	小計	678,230,000	37,226,544,000	295,734,751	1,721,605,000	0
東 部	三原市	25,838,000	1,793,059,000	76,189,126	149,956,000	
	尾道市	37,568,000	2,563,150,000	9,238,492	151,514,000	
	福山市	136,748,000	8,661,858,000	48,100,886	440,606,000	
	府中市	9,852,000	760,267,000	0	53,556,000	
	世羅町	3,450,000	298,315,000	5,636,217	67,066,000	
	神石高原町	1,583,000	160,481,000	4,381,282	80,829,000	
		小計	215,039,000	14,237,130,000	143,546,003	943,527,000
北 部	三次市	13,173,000	1,016,314,000	6,124,148	152,759,000	
	庄原市	7,672,000	682,977,000	6,595,098	148,327,000	
		小計	20,845,000	1,699,291,000	12,719,246	301,086,000
	県合計	914,114,000	53,162,965,000	452,000,000	2,966,218,000	0
	指定都市分 (広島市)				263,781,172	5,606,582,560
	総計	914,114,000	53,162,965,000	452,000,000	3,229,999,172	5,606,582,560
	広島市計	437,968,000	22,672,283,000	51,843,878	1,103,521,172	5,606,582,560

配 交	当 付	割 金	株 式 等 譲 渡 所 得 割 付 金	分 離 課 税 所 得 割 付 金	指 定 市 民 税 所 得 割 付 金	指 定 市 臨 時 交 付 金	合 計
	762,963,000		552,175,000				25,316,972,878
	120,893,000		87,219,000				4,702,483,825
	11,370,000		8,190,000				561,546,332
	13,900,000		10,033,000				590,083,000
	107,226,000		78,876,000				4,112,978,302
	64,341,000		46,431,000				2,342,861,517
	11,650,000		8,414,000				669,475,762
	10,748,000		7,751,000				480,948,000
	33,140,000		24,055,000				1,053,887,000
	16,567,000		12,028,000				604,265,000
	11,044,000		7,965,000				432,576,000
	6,359,000		4,594,000				290,215,000
	2,229,000		1,599,000				147,653,000
	7,295,000		5,272,000				484,361,135
	2,694,000		1,938,000				170,766,000
	1,182,419,000		856,540,000	0	0		41,961,072,751
	44,897,000		32,393,000				2,122,332,126
	65,344,000		47,201,000				2,874,015,492
	238,082,000		172,181,000				9,697,575,886
	17,155,000		12,408,000				853,238,000
	5,987,000		4,313,000				384,767,217
	2,746,000		1,975,000				251,995,282
	374,211,000		270,471,000	0	0		16,183,924,003
	22,857,000		16,461,000				1,227,688,148
	13,350,000		9,649,000				868,570,098
	36,207,000		26,110,000	0	0		2,096,258,246
	1,592,837,000		1,153,121,000	0	0		60,241,255,000
				234,973,000	3,099,887,000		9,205,223,732
	1,592,837,000		1,153,121,000	234,973,000	3,099,887,000		69,446,478,732
	762,963,000		552,175,000	234,973,000	3,099,887,000		34,522,196,610

5 税 務 手 当

職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）（昭和26年広島県条例第24号）

（税務職員の特殊勤務手当）

第3条 税務職員の特殊勤務手当は、県税の賦課及び徴収に関する事務（次項において「賦課徴収事務」という。）に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当は、次に掲げる額とする。

(1) 賦課徴収事務に常時従事する者

勤務1月につき1万5,300円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 前号以外の者で、賦課徴収事務に従事したもの

賦課徴収事務に従事した日1日につき550円

職員の特殊勤務手当に関する規則（抄）（昭和26年人事委員会規則第4号）

（税務職員の特殊勤務手当）

第20条 特殊勤務手当条例第3条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務1月につき1万5,300円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

（参 考）

勤 務 場 所	支 給 額
県税事務所に勤務する職員	勤務1月につき 15,300円
本庁に勤務する職員	賦課徴収事務に従事した日1日につき 550円

納 税 獎 励

1 納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の現況

(平成31年4月1日現在)

所 名	納税貯蓄組合 連合会数	納税貯蓄組合数
西 部	10	52
東 部	3	92
北 部	2	105
合 計	15	249
平 成 30 年 度	15	261

2 平成30年度口座振替実績

(単位:人, %)

区分 所名	個人事業税		
	課税者数 A	利用者数 B	利用率 B / A
西部	12,292	2,658	21.6
東部	3,760	736	19.6
北部	416	91	21.9
合計 ①	16,468	3,485	21.2
前年度同期 ②	22,119	5,147	23.3
前年比 ① / ②	74.5	67.7	

(注) 平成30年8月31日現在(第1期分)の調である。
平成30年7月豪雨災害による納期限延長により課税が保留されている納税者は除く。

(単位:台, %)

区分 所名	自動車税		
	課税台数 A	利用台数 B	利用率 B / A
西部	644,215	61,830	9.6
東部	259,075	30,227	11.7
北部	31,303	4,165	13.3
合計 ①	934,593	96,222	10.3
前年度同期 ②	932,062	97,171	10.4
前年比 ① / ②	100.3	99.0	

(注) 平成30年5月31日現在の調である。

減免及び過疎法等に係る課税免除

1 平成30年度減免状況

1(1) 事務所別・税目別

(単位：千円)

税目 所名	法人県民税		個人事業税		不動産取得税		自動車税		自動車取得税		合計	
	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数
西 部	7,944	386	32	1	169,521	157	740,501	19,748			917,998	20,292
東 部	6,576	313			7,256	16	338,916	8,879			352,748	9,208
北 部	1,127	56			368	5	55,701	1,490			57,196	1,551
本 庁	—	—	—	—	—	—	66,046	5,163	171,054	4,120	237,100	9,283
合 計	15,647	755	32	1	177,145	178	1,201,164	35,280	171,054	4,120	1,565,042	40,334

1(2) 理由別

(単位：千円)

税目	理由	減免税額	件数
法人 県民 税	認可地縁団体の減免	5,538	270
	特定非営利活動法人の減免	10,109	485
	小計	15,647	755
個人 事業 税	事業用資産に災害を受けた場合の減免	0	0
	住宅・家財に損害を受けた場合の減免	32	1
	生活保護法の適用を受ける者に対する減免	0	0
	特別な理由	0	0
	小計	32	1
不動 産 取 得 税	補助金の交付を受けた不動産に対する減免	53,126	41
	親族間における贈与の取消しに係る減免	218	3
	災害により被害を受けた不動産に対する減免	14	2
	災害による代替不動産に対する減免	420	11
	幼稚園の設置者に対する減免	0	0
	宅地造成工事施工のための土地の取得に対する減免	185	1
	自治会又は町内会が取得した不動産に対する減免	1,667	27
	第一種市街地再開発事業の権利変換手続による不動産取得に対する減免	119,679	74
	公用又は公共用施設の用に供する土地に対する減免	1,836	19
	特別な理由	0	0
	小計	177,145	178
自 動 車 税	災害により被害を受けた自動車に対する減免	0	0
	地方公共団体の使用する自動車に対する減免	270	14
	レントゲン自動車等に対する減免	3,414	129
	身体障害者の使用等に対する減免	903,147	23,763
	知的障害者の使用等に対する減免	72,295	1,840
	精神障害者の使用等に対する減免	9,914	252
	障害者等の利用に供する特殊構造車に対する減免	87,402	3,122
	公的医療機関の救急自動車に対する減免	6	2
	社会福祉事業を行う者等が所有する自動車に対する減免	78,326	2,165
	生活路線を運行する一般乗合用バスに対する減免	3,267	146
	指定自動車教習所の教習用自動車に対する減免	12,190	623
	中古商品自動車販売業者の所有する自動車に係る減免	29,560	3,190
	特別な理由	1,373	34
	小計	1,201,164	35,280
自 動 車 取 得 税	災害による代替自動車に対する減免	76,741	2,170
	身体障害者等の使用等に対する減免	67,093	1,462
	障害者等の利用に供する特殊構造車に対する減免	17,760	355
	日本赤十字社の救急自動車等に対する減免	0	0
	公的医療機関の救急自動車等に対する減免	0	0
	社会福祉事業を行う者等が取得する自動車に対する減免	9,460	133
	特別な理由	0	0
	小計	171,054	4,120
合	計	1,565,042	40,334

2 平成30年度過疎法等に係る課税免除状況

(単位：千円)

税 目		区 分		過 疎 法 【課税免除】	半 島 振 興 法 【不均一課税】	離 島 振 興 法 【課税免除】	地 域 再 生 法 【不均一課税】	合 計
		個 人	法 人					
事 業 税	個 人	—	—	—	—	—	—	—
	法 人	80,432	417	—	—	—	80,849	
不 動 産 取 得 税		39,674	2,214	—	—	31,795	73,683	
固 定 資 産 税 (大 規 模 償 却 資 産)		—	—	—	—	—	—	
合 計		120,106	2,631	—	—	31,795	154,532	

争訟及び犯則事件

参 考 资 料

1 県税の税率等の推移

(1) 県民税, 事業税, 不動産取得税, 道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30		
		25	26								
道 府 県 民 税	個人	個人	個人					(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%			
				法人	法人					(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
						利子割					
	事業 税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円		基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	
			税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%			
		人	その他					特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。			
		法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%					普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%		
	人		その他		申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。		
	県 税	不動産取得税							(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	
		道府県 たばこ税 〔道府県たば こ消費税〕							(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清 算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (7)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (4)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%) (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (7)～(エ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56. 8. 1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等については5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成4年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成7年6月30日まで延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……0.48% ・資本割……0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円 (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・ 所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・ 収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9% 【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28
<p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率を500円引上げ (平成26年度～平成35年度)</p>	<p>ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)</p>	<p>○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の1/2に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用)</p>
<p>法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)</p>	<p>○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設</p>
	<p>○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)</p>	
<p>○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下… 2.2% 年800万円以下… 3.2% 年800万円超及び清算所得… 4.3% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下… 3.4% 年800万円以下… 5.1% 年800万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年400万円以下… 3.4% 年400万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を1/3に縮小し、法人事業に還元)</p>	<p>○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年400万円以下 1.6% 年800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用) ○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を65%に制限 (中小法人等を除く) (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年400万円以下 0.3% 年800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成28年4月1日以後に開始する事業年度に適用) ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を60%に制限 (中小法人等を除く) (平成28年4月1日以後開始事業年度から適用)</p>
<p>○耐震改修(取得日後6ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万控除)の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日)</p>	<p>○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成29年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成29年3月31日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成18年4月1日から平成30年3月31日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～平成30年3月31日)</p>	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～平成30年3月31日)</p>
		<p>3級品1,000本につき481円 (4月1日以降)</p>

29	30	元	
	指定都市への税源移譲により、所得割税率変更 道府県民税… 2% 市民税… 8% (平成 30 年度以後の個人住民税から適用)	○ふるさと納税の対象となる地方団体の指定制度の創設 ○住宅ローン控除の拡充(令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日) 控除期間の 3 年延長 建物購入価格の 2%の範囲で減税	個 県
		法人税割の税率改正 標準税率… 1.0% 制限税率… 1.8% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)	法 県
			利 子 割
			個 事
			法 事
		○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 0.4% 年 800 万円以下… 0.7% 年 800 万円超 … 1.0% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 800 万円以下… 5.3% 年 800 万円超 … 7.0% 特別法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 400 万円超 … 4.9% 電気供給業等収入金… 1.0% ○地方法人特別税の廃止 (～令和元年 9 月 30 日開始事業年度まで適用) ○特別法人事業税の創設 外形標準課税法人… 260.0% 所得割課税法人(普通法人)… 37.0% 所得割課税法人(特別法人)… 34.5% 収入金課税法人 … 30.0% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)	法 事
	○ガス供給業を行うもののうちガス中 小事業者について所得課税とした。 (平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年 度から適用) ○事業税の確定申告書、中間申告書及 び修正申告書への自署押印の廃止 (平成 30 年 4 月 1 日以後提出される ものから適用)		
○買取再販に係る減額措置適用期限 を 2 年延長(～平成 31 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係 る課税標準の特例及び土地に係る減 額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日)	○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (～平成 33 年 3 月 31 日までの取得) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 33 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置 の適用期限を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の 特例(1300 万円控除)を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日)	○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長(～令和 3 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土 地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日)	不 動 産
3 級品 1,000 本につき 551 円 (4 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 656 円 (4 月 1 日以降) 3 級品以外 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)	た ば こ

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

年度		25	26	27	28	29	30
道 府	税目						
	ゴルフ場利用税	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の1/2に 引き下げた。		入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
県	特別地方消費税	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 (非課税) 10% 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。
	税	料理飲食等 消費税 遊興飲食税					

31	32	33～35	36	37	38～40	41	42～43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 <p style="text-align: right;">200円</p>		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">400円</p>	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">600円</p> (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 <p style="text-align: right;">15%</p> 宿泊及び上記以外の飲食 <p style="text-align: right;">10%</p> (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">300円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">150円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">800円以下</p> (基礎控除) 1人1泊 <p style="text-align: right;">500円</p>		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">500円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">250円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,000円以下</p>	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 <p style="text-align: right;">15%</p> 3,000円以下 <p style="text-align: right;">10%</p> (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) <p style="text-align: right;">10%</p> (旅館における基礎控除) <p style="text-align: right;">800円</p>		(免税点) 旅館 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,200円</p> 飲食店等 1人1回 <p style="text-align: right;">600円</p> チケット制食堂 1品 <p style="text-align: right;">300円</p> (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		<p>ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して1/3 交付</p>	<p>ゴルフ場について は定額税率によっ て課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2 交付</p>		
<p>(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)</p>	<p>(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)</p>

51	52	53	54~56	57	58	59~63	元
	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円				ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付
	（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1施行） （チケット制食堂1品1,000円は据え置き）	（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1施行）		・特別地方消費税に名称変更 （税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1施行）

2	3～8	9	10	11	12～14	15	16～元	
						非課税区分を新設 対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会 での使用 ・ 学生等の利用		ゴルフ場 利用税
(免税点) 旅館 1 人 1 泊 15,000 円 飲食店等 7,500 円 (3. 7. 1 施行) (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5 交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)				特別地方 消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

税目		年度								
		25	26	27	28	29	30	31	32	
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及び バスにつ いて「揮発 油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000 円	税率 1キロリッ トル 8,000 円	
	税	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附加価値 税の実施 は昭和 28 年 1 月 1 日からと 延期され た。 漁業権税 は廃止さ れた。 狩猟者税 の税率が 改正され た。	附加価値税 の実施は昭 和 29 年 1 月 1 日か らと延期さ れた。 狩猟者税の 税率が改正 された。	附加価値税 は廃止され た。	大規模償 却資産に 対する固 定資産税 の特例が 創設され た。		

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 24,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超 40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超 60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超 80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超 40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超 60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超 80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54
<p> 自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 小型四輪車 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 小型四輪車 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 </p> <p> トラック 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 39,000円 一般乗合用 14,000円 その他 34,500円 (条例) </p> <p> 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。 </p> <p> 当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック </p> <p> 1/11の税額を控除 </p> <p> 次期規制適合車 電気自動車 </p> <p> 1/2の税額を控除 </p> <p>(特例条例)</p>		<p> トラック 最大積載量が8トンを超える被けん引車 ・自家用 8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額 ・営業用 7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額 </p>	<p> 自家用乗用車 普通車 3リットル以下 71,000円 3リットル超 77,000円 6リットル以下 129,000円 6リットル超 25,500円 1リットル超 30,000円 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 34,500円 営業用乗用車 普通車 3リットル以下 24,000円 3リットル超 26,000円 6リットル以下 52,000円 6リットル超 52,000円 </p> <p> トラック 自家用 22,000円 バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗合用のもの以外のもの 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 (条例) 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。 </p> <p> 当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック </p> <p> 1/11の税額を控除 </p> <p> 次期規制適合車 電気自動車 </p> <p> 1/2の税額を控除 </p> <p>(特例条例)</p>
<p> 税率 1キロリットル 19,500円 </p>			<p> 税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで) 1キロリットル 24,300円 </p>
	<p> 自動車取得税 (税率) 昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。 鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。 </p>		<p> 狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。 入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。 </p>

55	56	57	58	59	60	61	62																																																																				
			<p>超過課税の廃止</p>	<table border="0"> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>トラック</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4トン超5トン以下</td> </tr> <tr> <td>3リットル以下</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>81,500円</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>3リットル超</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>6リットル以下</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>88,500円</td> <td>バス</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>148,500円</td> <td>乗車定員40人超</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>3リットル以下</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>3リットル超</td> <td>一般乗合用</td> </tr> <tr> <td>6リットル以下</td> <td>乗車定員30人超</td> </tr> <tr> <td>27,500円</td> <td>40人以下</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>54,500円</td> <td>一般乗合用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>四輪以上の小型自動車</td> <td>乗車定員40人超</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>29,500円</td> <td>三輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td>1リットル超</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>34,500円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>39,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9,500円</td> <td></td> </tr> </table>	普通乗用車	トラック	自家用	4トン超5トン以下	3リットル以下	自家用	81,500円	25,500円	3リットル超	営業用	6リットル以下	18,500円	88,500円	バス	6リットル超	自家用	148,500円	乗車定員40人超	営業用	50人以下	3リットル以下	49,000円	25,000円	営業用	3リットル超	一般乗合用	6リットル以下	乗車定員30人超	27,500円	40人以下	6リットル超	14,500円	54,500円	一般乗合用以外のもの	四輪以上の小型自動車	乗車定員40人超	自家用	50人以下	1リットル以下	38,000円	29,500円	三輪の小型自動車	1リットル超	自家用	1.5リットル以下	6,000円	34,500円	営業用	1.5リットル超	4,500円	39,500円		営業用		1リットル以下		7,500円		1リットル超		1.5リットル以下		8,500円		1.5リットル超		9,500円				
普通乗用車	トラック																																																																										
自家用	4トン超5トン以下																																																																										
3リットル以下	自家用																																																																										
81,500円	25,500円																																																																										
3リットル超	営業用																																																																										
6リットル以下	18,500円																																																																										
88,500円	バス																																																																										
6リットル超	自家用																																																																										
148,500円	乗車定員40人超																																																																										
営業用	50人以下																																																																										
3リットル以下	49,000円																																																																										
25,000円	営業用																																																																										
3リットル超	一般乗合用																																																																										
6リットル以下	乗車定員30人超																																																																										
27,500円	40人以下																																																																										
6リットル超	14,500円																																																																										
54,500円	一般乗合用以外のもの																																																																										
四輪以上の小型自動車	乗車定員40人超																																																																										
自家用	50人以下																																																																										
1リットル以下	38,000円																																																																										
29,500円	三輪の小型自動車																																																																										
1リットル超	自家用																																																																										
1.5リットル以下	6,000円																																																																										
34,500円	営業用																																																																										
1.5リットル超	4,500円																																																																										
39,500円																																																																											
営業用																																																																											
1リットル以下																																																																											
7,500円																																																																											
1リットル超																																																																											
1.5リットル以下																																																																											
8,500円																																																																											
1.5リットル超																																																																											
9,500円																																																																											
			<p>暫定税率が2年間延長される。</p>		<p>暫定税率が3年間延長される。</p>																																																																						
<p>自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。</p>			<p>鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。</p>		<p>自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。</p>																																																																						

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 自家用 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円	4リットル超 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円						
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400円 6リットル超 88,800円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成15年3月31日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 通常税率の概ね25%軽課 低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 通常税率の概ね13%軽課 ・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね50%軽課 ・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75% NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10% NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75% NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10% NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設（2年間）</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長（ただし、暫定税率は4月のみ失効）</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長（ただし、4月のみ従前の制度による）</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設（平成20年5月1日～平成22年3月31日）</p>	<p>自動車取得税の用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長 <特例措置> ・低公害車に対する特例措置 ・低燃費車特例措置 ・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置 ・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</p>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 <特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・リアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28	29	
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成26年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下,12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成27年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を2年延長(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成27年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下,12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成28年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成28年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下,12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+20%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成29年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を3年延長(平成28~31年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成29年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成30年排出ガス規制達成車両総重量12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+30%達成車かつ30年排出ガス規制50%軽減または17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ30年排出ガス規制50%軽減または17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成30年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p>	自動車税
	課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成30年3月31日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業			軽油引取税
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成28年3月31日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月31日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成29年3月31日まで延長 <特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5t超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成31年3月31日まで延長 <特例措置> ・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成31年3月31日までに取得)</p>	その他

30	元	
<p>グリーン化税制</p> <p>・ 軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車 かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減 または 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 75%軽減</p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車 かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減 または 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽減</p> <p>・ 重課措置 平成 31 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過 しているディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過 しているディーゼル車 通常税率の概ね 15%重課</p>	<p>令和元年 10 月 1 日から自動車税に環境性能割が導入、現行の自動車税は自動車税の種別割に変更</p> <p>(環境性能割) ・ 税率 自動車の燃費性能等に応じて自家用は非課税から 3%、営業用は非課税から 2%の税率を適用</p> <p>・ 税率の臨時的軽減 令和元年 10 月から令和 2 年 9 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p> <p>・ 課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車の取得に対する軽減措置</p> <p>(種別割) ・ 税率の引下げ 令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から適用 (キャンピング車含む)</p> <p>・ グリーン化税制 令和 3 年 3 月 31 日までに新車新規登録された環境負荷の小さい自動車は、取得した翌年度の自動車税が軽減 環境負荷の大きい自動車 (初回新規登録から一定期間経過した自動車) は税率上乘せ</p> <p>(軽自動車税環境性能割) ・ 市町の税金であるが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は、納付のあった翌々月に市町に払い込む。</p>	自動車税
<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。 【縮減業種】 電気供給業(対象用途のうち、ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外) 【廃止業種】 地熱資源開発事業</p>		軽油引取税
<p>自動車取得税の免税点は、15 万円を 50 万円としている措置を平成 31 年 9 月 30 日まで延長</p> <p>自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p>	<p>地方消費税 (10 月 1 日から) ・ 標準税率 2.2% (消費税額の 22/78) ・ 軽減税率 1.76% (消費税額の 176/624)</p> <p>自動車取得税は廃止(令和元年 9 月 30 日)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充 (令和 6 年 3 月 31 まで)</p>	その他

2 特例条例に関すること

○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地，障害者療育支援センター，身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 税 率

平成 27 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 4.0 とする。

（平成 27 年 2 月議会において 5 年間延長）

※ 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率については，100 分の 1.8 とする。

(2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については，税額から 4.0 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

※ 令和元年 10 月 1 日以後に開始する各事業年度分の法人税割については，税額から 1.8 分の 0.8 を控除する。

(3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

（参 考）

大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

（設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，次に掲げる金額の合算額とし，予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより、広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（相殺のための取崩し）

第 6 条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 2 条第 2 項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第 2 条第 1 項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第 2 条第 1 項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第 49 条第 2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 49 条第 2 項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

(2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

(3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～令和 3 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（平成 29 年 2 月議会において 5 年間延長）

(4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策，里山林対策，森林病虫害被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発，森林・林業体験への支援など

(5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 29 年 4 月 1 日）

(参 考)

ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 法定外税に関すること

○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため，この条例を制定する。

2 条例の内容

(1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため，法定外目的税として，産業廃棄物埋立税を課する。

(2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

(3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

(4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

(5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

(7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし，他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

(8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

(9) 税収の用途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

3 条例の施行日及び失効日

(1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 30 年 3 月 20 日）

(2) 失効

施行日から起算して 20 年を経過した日に効力を失う。

（平成 29 年 9 月議会において，5 年間延長）

(参考1)

広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は，この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は，第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し，又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は，基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし，又は信託している場合において，当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは，当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため，基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，基金に関し必要な事項は，知事が定める。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

(参考2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

平成31年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
新潟						①100分の8.5 ②33,000円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行
鹿児島						①100分の8.5 ②48,450円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行
宮城						①100分の12 ②7,000円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月21日施行
島根						①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力
愛媛	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	①100分の8.5 ②44,000円/千Kw(3ヶ月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和54年1月16日施行			
佐賀	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの	①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和54年4月1日施行			
福井	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月)(廃止措置中は2分の1) ③250円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行			

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①36,500円/kg ②38,350円/千kw(3カ月) ③核燃料価額の100分の8.5 ④19,400円/kg ⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg) ⑥52,400円/m ³ ⑦1,614,600円/本	平成3年9月28日施行
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500円/千kw(3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100円/kg ④1,500円/kg ⑤1,594,000円/m ³ ⑥1,219,000円/本 ⑦5,100円/kg ⑧106,000円/m ³ ⑨5,100円/m ³	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/k1	【課税免除】 1 揮発油の販売で輸出として行われるもの 2 揮発油の販売で県外移出として行われるもの 3 揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのもの 4 既に石油価格調整税を課された揮発油の販売 【施行期日】 昭和47年6月1日

(2) 法定外目的税

平成 31 年 4 月現在

都道府県名	税 目	課 税 客 体	課 税 標 準	納 税 義 務 者	徴収方法	税 率	備 考
三 重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000 円/トン	【免税点】 年間搬入量 1,000 トン未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成 14 年 4 月 1 日
滋 賀							【免税点】 年間搬入量 500 トン以下の場合 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
岡 山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収（自社処分は申告納付）	1,000 円/トン	【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
広 島	産業廃棄物埋立税				特別徴収 ※申告納付	1,000 円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
鳥 取	産業廃棄物処分場税				※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの（下水処理汚泥等） 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日		
青 森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収（自社処分は申告納付）		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考	
岩手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年1月1日	
秋田						1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成16年1月1日	
奈良						1,000円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日	
山口						特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日
新潟						特別徴収 (自社処分は申告納付)		【施行期日】 平成16年4月1日
京都							【施行期日】 平成17年4月1日	
宮城							【施行期日】 平成17年4月1日	
熊本							【施行期日】 平成17年4月1日	
島根					産業廃棄物減量税		【施行期日】 平成17年4月1日	
福島					産業廃棄物税			1,000円/トン 自社処分の場合は1/2,年間搬入量10,000トン超の部分は1/2
愛知			1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成18年4月1日				
沖縄			1,000円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日				

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
山形	産業廃棄物税					1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税					(自社処分及び設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル・旅館への宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上：200円 ※令和2年7月1日から同年9月30日までの3ヶ月の間に行われた宿泊に対しては、課税を停止	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
大阪		ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者		1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 〔※令和元.6.1以後 7千円以上1万5千円未満：100円〕 1万5千円以上2万円未満：200円 2万円以上：300円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 〔※令和元.6.1以後 宿泊料金1人1泊7千円未満の宿泊〕 【施行期日】 平成29年1月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

4 税目別納期限等一覧表

平成 31 年 4 月 1 日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1 月 1 日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6 月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超える場合は, 当該事業年度又は計算期間開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から 2 月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から 1 月以内 (4) 地方税法第 53 条第 19 項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4 月 30 日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月 10 日まで	特別徴収 (申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月 10 日まで (源泉徴収選択口座内配当等については, 特別徴収した日の属する年の翌年の 1 月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年 1 月 10 日まで (年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には, 提出等があった日の属する月の翌月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
個人事業税	なし	第 1 期 8 月 15 日から同月 31 日まで 第 2 期 10 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6 月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超えるものは, 当該事業年度又は計算期間開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から 2 月以内 ロ 残余財産確定の日から 1 月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間, 国 (税務署) が, 消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ, 国 (税関長) に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入）
自動車税	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条, 第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について, 地方税法第 151 条第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り, 当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉦区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車取得税	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については, 登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合, 使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については, 当該事由のあった日から 15 日以内 〔その日前に当該登録等を受けたときは, 当該登録等の日〕	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで 〔元売業者及び特約業者以外の者が, 軽油を輸入する場合は, 輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

5 平成30年度都道府県税決算(見込)額調

(単位：千円，%)

都道府県名	税目	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
		税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	30年度	29年度
北海道		595,327,514	97.3	604,914,007	96.7	595,428,159	96.9	98.4	98.2
青森		142,662,839	77.5	144,854,136	77.7	142,930,479	77.6	98.7	98.9
岩手		134,169,000	102.9	136,049,350	102.3	134,226,826	102.2	98.7	98.7
宮城		298,765,000	95.3	302,596,885	95.2	299,032,794	95.3	98.8	98.7
秋田		92,097,041	102.6	93,612,593	101.7	92,415,897	102.0	98.7	98.5
山形		111,300,000	99.9	112,999,118	99.9	111,682,392	99.9	98.8	98.8
福島		238,482,508	99.4	243,256,946	99.5	238,888,731	99.4	98.2	98.3
茨城		382,556,888	101.3	388,201,305	101.1	382,972,298	101.3	98.7	98.5
栃木		249,500,000	100.8	252,576,604	99.7	248,853,152	100.0	98.5	98.3
群馬		248,300,000	102.5	252,470,811	101.8	248,573,382	102.0	98.5	98.3
埼玉		765,400,000	98.1	782,774,606	97.6	768,576,451	98.0	98.2	97.8
千葉		978,502,000	101.8	1,002,161,477	101.0	984,657,252	101.2	98.3	98.1
東京都		4,135,212,033	105.2	4,127,153,352	104.0	4,088,293,260	104.1	99.1	98.9
神奈川県		1,155,907,096	91.3	1,168,560,176	90.5	1,152,816,197	90.6	98.7	98.6
新潟		260,514,000	98.1	263,172,693	98.1	260,723,964	98.1	99.1	99.0
富山		139,663,000	101.4	143,290,365	101.1	140,933,813	101.2	98.4	98.2
石川		151,033,935	102.3	157,405,492	103.3	155,022,856	103.5	98.5	98.3
福井		116,392,254	104.6	119,467,967	104.2	118,096,865	104.5	98.9	98.6
山梨		95,654,282	101.8	98,301,541	102.1	97,030,882	102.6	98.7	98.3
長野		234,713,236	101.4	237,698,982	101.3	235,221,682	101.5	99.0	98.8
岐阜		242,900,000	102.5	249,893,149	101.7	245,264,339	101.8	98.1	98.0
静岡		483,600,000	97.6	490,230,679	96.8	483,849,829	97.0	98.7	98.5
愛知		1,219,800,000	103.1	1,241,337,020	102.7	1,227,508,460	103.0	98.9	98.7
三重		263,099,000	109.3	269,172,722	107.7	265,932,511	108.0	98.8	98.6
滋賀		169,313,300	102.8	173,366,945	102.4	170,038,221	102.7	98.1	97.9
京都		267,684,000	92.9	270,312,137	92.9	267,480,821	93.0	99.0	98.8
大阪		1,460,943,000	97.9	1,472,057,915	97.2	1,456,952,831	97.1	99.0	99.0
兵庫県		522,299,825	72.2	720,916,553	98.0	710,644,900	98.2	98.6	98.4
奈良		119,500,000	99.3	122,514,901	99.0	120,029,890	99.2	98.0	97.8
和歌山		93,127,000	100.3	95,141,829	99.7	93,677,219	99.8	98.5	98.3
鳥取		53,047,064	97.8	53,871,215	97.5	53,327,956	97.7	99.0	98.8
島根		68,344,064	101.5	68,870,033	100.8	68,381,128	100.9	99.3	99.2
岡山		232,317,092	97.6	237,507,894	98.2	234,419,472	98.4	98.7	98.6
広島		330,049,000	96.7	338,266,791	96.1	332,955,507	96.2	98.4	98.3
山口		177,829,026	101.7	181,131,637	99.8	179,080,975	99.9	98.9	98.8
徳島		76,500,000	100.5	78,999,274	99.4	78,112,905	99.6	98.9	98.7
香川		123,689,011	101.0	125,740,283	100.2	124,256,454	100.3	98.8	98.7
愛媛		148,400,000	100.3	149,779,088	100.0	148,452,486	100.2	99.1	98.9
高知		65,778,951	101.6	65,958,432	100.5	65,282,396	100.7	99.0	98.8
福岡		625,010,170	97.2	637,186,073	96.9	628,313,569	97.0	98.6	98.5
佐賀		88,310,000	103.9	90,132,289	103.3	89,155,505	103.5	98.9	98.7
長崎		121,062,443	103.9	122,722,985	103.6	121,211,454	103.7	98.8	98.7
熊本		160,639,275	97.1	163,235,734	95.0	160,868,515	95.0	98.5	98.6
大分		124,547,000	100.3	126,213,269	100.2	124,606,585	100.3	98.7	98.6
宮崎		100,700,000	102.4	102,498,582	101.9	101,256,578	102.2	98.8	98.5
鹿児島		148,922,923	100.3	151,669,853	100.2	149,484,436	100.2	98.6	98.5
沖縄		129,507,126	104.0	132,239,763	103.0	131,067,723	103.4	99.1	98.8
合 計		18,143,071,896	99.1	18,562,485,451	99.5	18,327,989,996	99.6	98.7	98.6

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		145,823,926	139,820,646	95.9	2,134,988	2,134,988	100.0	1,842,211	1,842,211	100.0
青森		35,491,289	33,790,225	95.2	341,464	341,464	100.0	273,429	273,429	100.0
岩手		37,150,698	36,011,937	96.9	404,063	404,063	100.0	375,689	375,689	100.0
宮城		65,513,642	62,600,204	95.6	1,196,111	1,196,111	100.0	1,024,209	1,024,209	100.0
秋田		26,786,174	25,801,666	96.3	307,141	307,141	100.0	275,824	275,824	100.0
山形		32,864,730	31,738,276	96.6	454,211	454,211	100.0	411,163	411,163	100.0
福島		63,691,818	60,841,612	95.5	969,636	969,636	100.0	760,657	760,657	100.0
茨城		110,401,897	106,443,461	96.4	2,353,051	2,353,051	100.0	2,028,064	2,028,064	100.0
栃木		74,669,996	71,330,065	95.5	1,530,303	1,530,303	100.0	1,379,215	1,379,215	100.0
群馬		71,827,334	68,620,520	95.5	1,571,050	1,571,050	100.0	1,305,032	1,305,032	100.0
埼玉		289,144,162	276,848,007	95.7	7,386,240	7,386,252	100.0	6,786,080	6,786,080	100.0
千葉		264,331,677	250,319,271	94.7	7,577,899	7,577,899	100.0	6,975,009	6,975,009	100.0
東京都		899,533,103	871,994,362	96.9	31,841,226	31,841,226	100.0	25,950,037	25,950,037	100.0
神奈川県		336,155,556	325,064,850	96.7	13,490,020	13,490,020	100.0	11,825,881	11,825,881	100.0
新潟		59,389,151	57,351,954	96.6	1,517,945	1,517,945	100.0	1,172,988	1,172,988	100.0
富山		39,589,164	37,837,535	95.6	1,075,999	1,075,999	100.0	899,151	899,151	100.0
石川		42,722,042	41,005,246	96.0	910,079	910,079	100.0	907,538	907,538	100.0
福井		28,436,692	27,289,950	96.0	716,174	716,174	100.0	616,540	616,540	100.0
山梨		29,680,097	28,695,786	96.7	628,919	628,919	100.0	527,665	527,665	100.0
長野		70,887,383	68,906,041	97.2	1,537,480	1,537,480	100.0	1,288,462	1,288,462	100.0
岐阜		74,288,265	71,187,345	95.8	1,828,766	1,828,766	100.0	1,556,825	1,556,825	100.0
静岡県		122,491,261	117,139,624	95.6	3,468,265	3,468,265	100.0	3,464,713	3,464,713	100.0
愛知県		303,476,365	292,052,915	96.2	12,583,061	12,583,061	100.0	9,538,365	9,538,365	100.0
三重		69,551,122	66,859,484	96.1	1,994,017	1,994,017	100.0	1,600,796	1,600,796	100.0
滋賀		53,845,468	51,843,167	96.3	1,307,002	1,307,002	100.0	1,209,333	1,209,333	100.0
京都		72,377,493	70,436,633	97.3	3,721,506	3,721,506	100.0	2,840,369	2,840,369	100.0
大阪		284,912,251	274,579,920	96.4	11,910,194	11,910,194	100.0	10,100,939	10,100,939	100.0
兵庫県		199,125,206	190,784,683	95.8	9,069,284	9,069,284	100.0	7,171,997	7,171,997	100.0
奈良		49,913,665	48,257,678	96.7	2,479,570	2,479,570	100.0	1,990,024	1,990,024	100.0
和歌山		28,946,494	28,049,133	96.9	1,063,407	1,063,407	100.0	885,058	885,058	100.0
鳥取		16,180,026	15,770,954	97.5	382,352	382,352	100.0	298,870	298,870	100.0
島根		20,264,325	19,883,639	98.1	407,658	407,658	100.0	352,021	352,021	100.0
岡山		53,554,261	51,352,548	95.9	1,883,126	1,883,126	100.0	1,526,470	1,526,470	100.0
広島		86,349,469	82,710,877	95.8	2,683,844	2,683,844	100.0	1,939,893	1,939,893	100.0
山口		45,889,189	44,258,126	96.4	1,117,838	1,117,838	100.0	1,015,712	1,015,712	100.0
徳島		23,067,506	22,440,957	97.3	1,104,718	1,104,718	100.0	954,044	954,044	100.0
香川		33,314,867	32,139,832	96.5	1,182,536	1,182,536	100.0	876,948	876,948	100.0
愛媛		41,138,553	40,142,378	97.6	1,031,769	1,031,769	100.0	868,236	868,236	100.0
高知		20,994,534	20,467,465	97.5	437,874	437,874	100.0	395,134	395,134	100.0
福岡		138,596,382	132,669,057	95.7	3,678,222	3,678,222	100.0	3,371,022	3,371,022	100.0
佐賀		24,265,336	23,639,932	97.4	349,759	349,759	100.0	326,482	326,482	100.0
長崎		39,603,553	38,335,306	96.8	548,588	548,588	100.0	558,706	558,706	100.0
熊本		41,379,412	39,454,703	95.3	741,247	741,247	100.0	720,991	720,991	100.0
大分		33,814,604	32,877,148	97.2	537,230	537,230	100.0	486,816	486,816	100.0
宮崎		29,861,781	28,999,687	97.1	377,905	377,905	100.0	352,500	352,500	100.0
鹿児島		44,845,622	43,248,609	96.4	523,091	523,091	100.0	465,361	465,361	100.0
沖縄		40,000,261	38,524,986	96.3	336,728	336,728	100.0	320,829	320,829	100.0
合計		4,716,137,801	4,540,418,399	96.3	144,693,555	144,693,567	100.0	121,813,298	121,813,298	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人県民税			利子割			個人事業税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		19,964,188	19,808,766	99.2	1,549,007	1,549,007	100.0	5,149,636	4,849,080	94.2
青森		3,932,061	3,922,247	99.8	349,452	349,452	100.0	988,265	967,816	97.9
岩手		5,490,067	5,476,616	99.8	301,005	301,005	100.0	1,240,144	1,204,177	97.1
宮城		14,076,676	14,043,524	99.8	558,375	558,375	100.0	3,375,604	3,254,062	96.4
秋田		3,280,389	3,269,228	99.7	277,917	277,917	100.0	832,993	817,429	98.1
山形		4,162,380	4,144,664	99.6	366,404	366,404	100.0	1,145,400	1,103,859	96.4
福島		8,941,254	8,831,769	98.8	523,404	523,404	100.0	2,262,212	2,113,632	93.4
茨城		14,144,877	14,089,512	99.6	995,520	995,520	100.0	3,261,073	3,145,589	96.5
栃木		10,706,261	10,676,055	99.7	694,362	694,362	100.0	2,207,671	2,147,045	97.3
群馬		11,737,904	11,705,642	99.7	706,858	706,858	100.0	2,112,179	2,056,576	97.4
埼玉		26,897,505	26,805,912	99.7	2,583,939	2,583,942	100.0	13,566,472	13,287,625	97.9
千葉		24,452,759	24,286,444	99.3	2,247,269	2,247,269	100.0	8,310,615	8,082,695	97.3
東京都		254,385,126	252,598,886	99.3	9,618,679	9,618,679	100.0	53,732,245	52,821,393	98.3
神奈川県		44,817,985	44,742,616	99.8	3,137,060	3,137,061	99.9	19,240,928	18,867,124	98.1
新潟		9,775,178	9,754,322	99.8	727,931	727,931	100.0	2,243,927	2,182,228	97.3
富山		5,271,985	5,251,816	99.6	461,110	461,110	100.0	1,278,020	1,201,036	94.0
石川		7,011,580	6,965,406	99.3	437,851	437,851	100.0	1,628,153	1,556,945	95.6
福井		4,206,989	4,189,380	99.6	359,611	359,611	100.0	985,486	955,148	96.9
山梨		5,522,268	5,502,531	99.6	288,437	288,437	100.0	1,027,569	995,899	96.9
長野		9,481,910	9,453,908	99.7	820,955	820,955	100.0	2,024,037	1,961,379	96.9
岐阜		9,128,709	9,046,360	99.1	1,119,104	1,119,104	100.0	2,789,807	2,650,145	95.0
静岡県		19,762,185	19,713,421	99.8	1,778,700	1,778,700	100.0	5,895,179	5,775,724	98.0
愛知県		67,457,002	67,458,892	100.0	4,315,846	4,315,846	100.0	14,294,824	13,974,787	97.8
三重		11,576,928	11,548,741	99.8	958,332	958,332	100.0	2,376,863	2,322,793	97.7
滋賀		8,023,763	8,001,649	99.7	647,992	647,992	100.0	1,541,071	1,486,722	96.5
京都		14,817,798	14,810,850	100.0	1,081,735	1,081,735	100.0	4,083,648	3,992,707	97.8
大阪		77,050,984	76,933,270	99.8	4,920,603	4,920,603	100.0	15,735,513	15,418,196	98.0
兵庫		22,349,772	22,276,304	99.7	2,945,694	2,945,694	100.0	7,305,736	7,139,404	97.7
奈良		3,601,705	3,584,531	99.5	767,277	767,277	100.0	1,353,155	1,331,432	98.4
和歌山		3,538,351	3,532,418	99.8	582,753	582,753	100.0	1,032,212	1,028,759	99.7
鳥取		2,018,143	2,015,107	99.8	262,132	262,132	100.0	539,293	520,223	96.5
島根		2,584,936	2,578,544	99.8	372,512	372,512	100.0	711,190	687,992	96.7
岡山		8,815,008	8,771,261	99.5	873,855	873,855	100.0	1,926,908	1,842,088	95.6
広島		14,751,897	14,697,107	99.6	1,382,273	1,382,273	100.0	3,970,864	3,874,906	97.6
山口		6,753,403	6,745,809	99.9	760,771	760,771	100.0	1,593,966	1,550,570	97.3
徳島		3,568,274	3,550,617	99.5	381,415	381,415	100.0	584,672	567,813	97.1
香川		5,379,773	5,349,887	99.4	554,653	554,653	100.0	912,281	897,551	98.4
愛媛		6,073,496	6,060,950	99.8	623,472	623,472	100.0	1,339,682	1,278,903	95.5
高知		2,359,559	2,354,632	99.8	439,883	439,883	100.0	846,110	837,569	99.0
福岡		26,902,474	26,703,556	99.3	1,593,161	1,593,161	100.0	7,298,448	7,089,393	97.1
佐賀		3,250,339	3,238,817	99.6	277,470	277,470	100.0	957,166	934,288	97.6
長崎		4,582,124	4,569,415	99.7	384,734	384,734	100.0	1,381,592	1,352,770	97.9
熊本		7,001,069	6,982,207	99.7	499,523	499,523	100.0	2,061,722	2,009,554	97.5
大分		4,483,632	4,441,334	99.1	376,454	376,454	100.0	1,082,334	1,050,680	97.1
宮崎		3,616,023	3,591,508	99.3	239,985	239,985	100.0	1,122,913	1,094,456	97.5
鹿児島		5,530,461	5,492,771	99.3	467,109	467,109	100.0	1,380,054	1,347,834	97.7
沖縄		5,278,921	5,292,886	100.3	195,146	195,146	100.0	1,767,872	1,724,898	97.6
合計		838,516,070	834,862,088	99.6	55,807,730	55,807,734	100.0	212,497,704	207,352,894	97.6

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	北	116,589,286	116,088,631	99.6	110,821,089	110,821,089	100.0	26,055,939	26,055,939	100.0
	青森	24,099,281	24,081,074	99.9	20,785,885	20,785,885	100.0	1,862,982	1,862,982	100.0
	岩手	27,323,191	27,149,044	99.4	21,642,315	21,642,315	100.0	126,275	126,275	100.0
	宮城	73,421,743	73,317,976	99.9	55,020,983	55,020,983	100.0	13,770,505	13,770,505	100.0
	秋田	17,985,344	17,968,686	99.9	14,745,213	14,745,213	100.0	996,579	996,579	100.0
	山形	21,415,488	21,396,284	99.9	19,616,130	19,616,130	100.0	1,044,229	1,044,229	100.0
	福島	58,218,937	57,729,503	99.2	36,301,600	36,301,600	100.0	1,714,837	1,714,837	100.0
	茨城	83,407,488	83,215,521	99.8	50,612,113	50,612,113	100.0	17,909,377	17,909,377	100.0
	栃木	55,523,952	55,449,754	99.9	34,400,520	34,400,520	100.0	313,693	313,693	100.0
	群馬	56,647,607	56,408,294	99.6	41,065,983	41,065,983	100.0	194,959	194,959	100.0
	埼玉	140,657,774	140,486,338	99.9	117,073,650	117,073,650	100.0	455,936	455,936	100.0
	千葉	139,084,214	138,649,797	99.7	95,238,736	95,238,736	100.0	297,967,751	297,967,751	100.0
	東京都	1,095,853,301	1,090,658,300	99.5	1,313,449,242	1,313,449,242	100.0	172,903,834	172,903,834	100.0
	神奈川県	262,723,533	263,021,979	99.9	164,380,020	164,380,020	100.0	122,836,310	122,836,310	100.0
	新潟	58,754,008	58,670,443	99.9	48,412,387	48,412,387	100.0	10,697,831	10,697,831	100.0
	富山	29,990,003	29,930,464	99.8	28,031,104	28,031,104	100.0	2,387,076	2,387,076	100.0
	石川	35,497,984	35,373,778	99.7	29,135,327	29,135,327	100.0	2,801,608	2,801,608	100.0
	福井	27,463,256	27,433,417	99.9	18,353,149	18,353,149	100.0	1,050,805	1,050,805	100.0
	山梨	23,564,317	23,513,150	99.8	11,659,714	11,659,714	100.0	102,716	102,716	100.0
	長野	52,673,792	52,585,628	99.8	37,162,226	37,162,226	100.0	127,424	127,424	100.0
	岐阜	49,481,588	49,297,883	99.6	46,711,114	46,711,114	100.0	205,675	205,675	100.0
	静岡県	128,872,010	128,777,904	99.9	69,852,860	69,852,860	100.0	15,860,283	15,860,283	100.0
	愛知	334,304,150	334,946,520	100.2	154,500,981	154,500,981	100.0	102,055,186	102,055,186	100.0
	三重	63,994,575	63,924,178	99.9	29,526,375	29,526,375	100.0	25,578,995	25,578,995	100.0
	滋賀	45,179,214	45,127,625	99.9	20,599,806	20,599,806	100.0	130,722	130,722	100.0
	京都	78,754,061	79,145,078	100.5	35,162,468	35,162,468	100.0	861,367	861,367	100.0
	大阪	364,600,743	364,920,959	100.1	353,030,939	353,030,939	100.0	158,691,028	158,691,028	100.0
	兵庫	145,160,575	145,006,458	99.9	98,582,556	98,582,556	100.0	92,316,834	92,316,834	100.0
	奈良	19,054,063	19,016,205	99.8	14,270,664	14,270,664	100.0	4,686	4,686	100.0
	和歌山	18,471,737	18,462,681	100.0	14,656,242	14,656,242	100.0	3,828,947	3,828,947	100.0
	鳥取	10,746,088	10,729,440	99.8	8,552,230	8,552,230	100.0	450,248	450,248	100.0
	島根	14,568,098	14,545,696	99.8	11,781,334	11,781,334	100.0	494,384	494,384	100.0
	岡山	48,753,290	48,652,994	99.8	38,037,219	38,037,219	100.0	24,872,867	24,872,867	100.0
	広島	84,211,509	84,065,337	99.8	57,322,412	57,322,412	100.0	9,555,193	9,555,193	100.0
	山口	37,318,338	37,308,553	100.0	24,679,107	24,679,107	100.0	22,579,092	22,579,092	100.0
	徳島	17,081,160	16,973,301	99.4	10,448,542	10,448,542	100.0	1,834,775	1,834,775	100.0
	香川	27,786,887	27,712,338	99.7	23,938,691	23,938,691	100.0	3,538,286	3,538,286	100.0
	愛媛	33,000,479	32,982,904	99.9	22,248,998	22,248,998	100.0	8,683,884	8,683,884	100.0
	高知	12,348,562	12,334,312	99.9	12,002,173	12,002,173	100.0	317,192	317,192	100.0
	福岡	138,373,135	137,522,596	99.4	123,105,053	123,105,053	100.0	61,282,909	61,282,909	100.0
	佐賀	17,617,123	17,584,339	99.8	13,764,178	13,764,178	100.0	1,170,615	1,170,615	100.0
	長崎	23,689,858	23,666,565	99.9	20,849,423	20,849,423	100.0	4,838,506	4,838,506	100.0
	熊本	35,111,723	35,063,144	99.9	26,785,992	26,785,992	100.0	958,242	958,242	100.0
	大分	24,509,557	24,350,273	99.4	20,692,199	20,692,199	100.0	9,991,778	9,991,778	100.0
	宮崎	20,944,104	20,845,997	99.5	17,380,306	17,380,306	100.0	345,167	345,167	100.0
	鹿児島	28,631,963	28,490,925	99.5	25,279,027	25,279,027	100.0	3,745,044	3,745,044	100.0
	沖縄	27,957,127	28,544,229	102.1	22,077,709	22,077,709	100.0	2,216,177	2,216,177	100.0
合	計	4,251,416,215	4,243,126,495	99.8	3,583,745,985	3,583,745,985	100.0	1,231,728,748	1,231,728,748	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		17,229,697	16,478,705	95.6	7,098,134	7,098,121	100.0	1,496,517	1,491,984	99.7
青森		2,035,010	2,017,798	99.2	1,619,301	1,619,301	100.0	150,084	150,084	100.0
岩手		2,666,354	2,610,123	97.9	1,420,986	1,420,986	100.0	274,290	274,290	100.0
宮城		6,319,193	6,175,994	97.7	2,769,261	2,769,261	100.0	724,736	724,736	100.0
秋田		1,702,465	1,591,947	93.5	1,094,850	1,094,850	100.0	155,551	155,551	100.0
山形		2,336,168	2,297,851	98.4	1,094,747	1,094,747	100.0	117,972	117,972	100.0
福島		4,302,387	4,144,400	96.3	2,397,940	2,397,940	100.0	606,122	596,347	98.4
茨城		6,484,701	6,344,481	97.8	3,384,757	3,384,750	100.0	2,628,197	2,626,490	99.9
栃木		5,248,407	5,175,632	98.6	2,223,788	2,223,788	100.0	2,227,358	2,227,358	100.0
群馬		6,043,617	5,885,199	97.4	2,158,114	2,158,114	100.0	1,164,512	1,164,512	100.0
埼玉		20,208,875	19,779,785	97.9	7,431,064	7,431,123	100.0	2,141,826	2,141,826	100.0
千葉		19,809,473	19,015,946	96.0	6,418,732	6,418,667	100.0	4,359,947	4,359,389	100.0
東京都		85,068,036	83,782,473	98.5	16,221,346	16,217,082	100.0	632,476	632,476	100.0
神奈川県		31,961,740	29,906,308	93.6	8,756,340	8,756,328	100.0	1,551,724	1,551,724	100.0
新潟		4,827,425	4,694,405	97.2	2,340,652	2,340,750	100.0	542,676	537,145	99.0
富山		2,333,231	2,271,397	97.3	1,091,544	1,091,544	100.0	286,287	286,287	100.0
石川		3,173,799	3,044,762	95.9	1,247,288	1,247,288	100.0	520,539	519,407	99.8
福井		1,841,572	1,795,354	97.5	843,043	843,043	100.0	219,220	219,220	100.0
山梨		1,839,016	1,785,065	97.1	939,011	939,011	100.0	753,473	745,085	98.9
長野		4,892,494	4,789,623	97.9	2,019,208	2,019,208	100.0	848,341	839,016	98.9
岐阜		5,302,961	5,196,947	98.0	1,942,968	1,942,968	100.0	1,673,455	1,671,647	99.9
静岡県		11,191,787	10,948,456	97.8	3,813,303	3,813,303	100.0	2,423,441	2,423,441	100.0
愛知		26,461,571	25,834,918	97.6	7,860,017	7,860,017	100.0	1,430,984	1,430,984	100.0
三重		3,973,300	3,903,942	98.3	1,922,895	1,922,895	100.0	1,641,212	1,640,600	100.0
滋賀		4,053,187	3,494,582	86.2	1,426,327	1,426,325	100.0	995,114	988,845	99.4
京都		9,309,743	8,829,608	94.8	2,700,163	2,700,157	100.0	717,219	717,219	100.0
大阪		37,894,661	35,226,648	93.0	11,092,826	11,092,789	100.0	1,341,235	1,339,097	99.8
兵庫県		17,913,686	17,268,308	96.4	5,229,778	5,229,780	100.0	3,446,784	3,446,784	100.0
奈良		2,468,761	2,302,193	93.3	1,136,920	1,136,920	100.0	818,423	818,423	100.0
和歌山		1,814,594	1,729,455	95.3	1,049,706	1,049,706	100.0	316,283	316,283	100.0
鳥取		967,875	915,737	94.6	582,296	582,296	100.0	92,553	91,016	98.3
島根		1,017,581	1,001,275	98.4	637,185	637,185	100.0	117,099	116,535	99.5
岡山		4,753,263	4,632,974	97.5	2,002,664	2,002,664	100.0	635,136	635,136	100.0
広島		9,259,929	8,626,198	93.2	2,870,264	2,870,232	100.0	653,932	653,932	100.0
山口		2,926,607	2,897,940	99.0	1,427,511	1,427,511	100.0	456,633	456,633	100.0
徳島		1,956,445	1,912,277	97.7	788,305	788,305	100.0	240,514	240,514	100.0
香川		2,490,718	2,438,876	97.9	1,038,906	1,038,906	100.0	334,548	334,548	100.0
愛媛		3,145,991	3,073,782	97.7	1,413,799	1,413,799	100.0	328,568	328,568	100.0
高知		1,218,316	1,204,627	98.9	806,432	806,432	100.0	227,857	227,857	100.0
福岡		16,951,724	16,426,546	96.9	6,110,045	6,109,960	100.0	1,016,684	1,016,684	100.0
佐賀		1,999,571	1,955,104	97.8	972,975	972,975	100.0	281,260	281,259	100.0
長崎		2,504,861	2,448,399	97.7	1,514,952	1,514,952	100.0	287,157	287,157	100.0
熊本		5,478,280	5,315,095	97.0	1,980,286	1,980,286	100.0	580,583	577,424	99.5
大分		2,564,871	2,539,173	99.0	1,275,430	1,275,430	100.0	336,783	336,783	100.0
宮崎		2,026,309	1,999,595	98.7	1,241,091	1,241,089	100.0	412,365	412,365	100.0
鹿児島		3,833,693	3,663,083	95.5	1,750,500	1,750,500	100.0	396,981	396,598	99.9
沖縄		4,369,833	4,250,441	97.3	1,787,359	1,787,359	100.0	774,926	774,926	100.0
合計		418,173,778	403,623,427	96.5	138,945,009	138,940,643	100.0	43,379,577	43,322,157	99.9

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	自動車税			鉦区税			固定資産税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		77,911,100	76,874,160	98.7	28,633	27,525	96.1	765,173	765,173	100.0
青森		16,781,842	16,664,550	99.3	3,028	3,028	100.0	101,061	101,061	100.0
岩手		17,938,331	17,853,293	99.5	17,805	17,369	97.6	0	0	0.0
宮城		33,518,544	33,269,685	99.3	2,619	2,619	100.0	0	0	0.0
秋田		13,697,667	13,642,182	99.6	13,904	13,475	96.9	0	0	0.0
山形		16,187,751	16,114,257	99.5	2,970	2,970	100.0	0	0	0.0
福島		31,189,551	30,671,766	98.3	10,544	10,438	99.0	3,480,601	3,480,601	100.0
茨城		51,170,107	50,498,125	98.7	4,456	4,298	96.5	0	0	0.0
栃木		35,325,627	35,183,881	99.6	7,567	7,483	98.9	0	0	0.0
群馬		34,557,517	34,352,498	99.4	1,706	1,706	100.0	0	0	0.0
埼玉		86,459,867	85,758,314	99.2	4,860	4,833	99.4	0	0	0.0
千葉		76,150,012	74,960,234	98.4	41,898	41,898	100.0	0	0	0.0
東京都		105,723,536	104,907,817	99.2	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0
神奈川県		92,560,723	91,783,316	99.2	1	1	100.0	0	0	0.0
新潟		31,876,406	31,816,624	99.8	47,862	47,782	99.8	0	0	0.0
富山		17,143,677	17,055,700	99.5	777	661	85.1	0	0	0.0
石川		17,936,264	17,705,341	98.7	491	491	100.0	0	0	0.0
福井		12,229,651	12,129,722	99.2	2,235	2,235	100.0	0	0	0.0
山梨		13,041,113	12,919,677	99.1	244	244	100.0	0	0	0.0
長野		32,068,850	31,863,912	99.4	2,658	2,658	100.0	0	0	0.0
岐阜		32,396,348	31,904,769	98.5	20,665	16,331	79.0	0	0	0.0
静岡県		54,692,967	54,253,984	99.2	3,931	3,931	100.0	0	0	0.0
愛知県		117,347,460	116,383,637	99.2	2,829	2,815	99.5	6,534,143	6,534,143	100.0
三重		27,745,460	27,610,764	99.5	2,965	2,965	100.0	0	0	0.0
滋賀		18,363,484	18,160,136	98.9	7,328	7,328	100.0	0	0	0.0
京都		25,637,422	25,200,733	98.3	591	491	83.1	0	0	0.0
大阪		79,429,930	78,471,140	98.8	40	40	100.0	8,878	8,878	100.0
兵庫県		62,489,081	61,698,470	98.7	10,513	10,513	100.0	0	0	0.0
奈良		15,478,691	15,218,603	98.3	738	738	100.0	0	0	0.0
和歌山		11,193,814	11,147,411	99.6	91	91	100.0	0	0	0.0
鳥取		7,045,950	7,025,734	99.7	734	734	100.0	0	0	0.0
島根		8,194,982	8,155,625	99.5	1,153	1,153	100.0	0	0	0.0
岡山		25,857,729	25,676,873	99.3	10,811	10,745	99.4	0	0	0.0
広島		33,675,025	33,475,352	99.4	4,450	4,450	100.0	0	0	0.0
山口		17,953,503	17,893,647	99.7	9,128	9,128	100.0	0	0	0.0
徳島		10,262,116	10,192,292	99.3	1,289	1,289	100.0	0	0	0.0
香川		13,291,701	13,157,022	99.0	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛		15,846,683	15,679,949	98.9	3,627	3,043	83.9	0	0	0.0
高知		7,909,272	7,838,656	99.1	7,102	7,102	100.0	0	0	0.0
福岡		60,318,535	59,872,826	99.3	5,488	4,624	84.3	0	0	0.0
佐賀		10,376,928	10,334,728	99.6	231	231	100.0	0	0	0.0
長崎		13,012,800	12,960,135	99.6	3,755	3,755	100.0	0	0	0.0
熊本		22,174,578	22,025,951	99.3	9,292	8,852	95.3	0	0	0.0
大分		14,357,459	14,258,450	99.3	10,670	10,670	100.0	0	0	0.0
宮崎		13,358,930	13,315,612	99.7	6,204	6,204	100.0	0	0	0.0
鹿児島		18,142,357	17,939,602	98.9	11,967	8,372	70.0	0	0	0.0
沖縄		14,691,518	14,568,386	99.2	7,777	7,548	97.1	0	0	0.0
合計		1,564,712,858	1,550,445,542	99.1	339,757	326,987	96.2	10,889,856	10,889,856	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法定外普通税			自動車取得税			軽油引取税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		899,960	899,960	100.0	9,138,621	9,137,779	100.0	59,519,225	58,788,504	98.8
青森		20,051,937	20,051,937	100.0	2,030,838	2,030,838	100.0	13,862,798	13,823,179	99.7
岩手		0	0	0.0	2,060,010	2,060,010	100.0	17,511,683	17,193,190	98.2
宮城		105,595	105,595	100.0	3,687,403	3,687,269	100.0	27,043,237	27,043,237	100.0
秋田		0	0	0.0	1,734,014	1,734,014	100.0	9,542,226	9,541,680	100.0
山形		0	0	0.0	1,898,209	1,898,209	100.0	9,728,296	9,728,296	100.0
福島		0	0	0.0	3,130,960	3,130,960	100.0	24,221,414	24,136,557	99.6
茨城		1,230,614	1,230,614	100.0	5,249,394	5,249,394	100.0	32,891,604	32,799,317	99.7
栃木		0	0	0.0	3,938,941	3,938,941	100.0	22,154,104	22,150,218	99.9
群馬		0	0	0.0	3,858,181	3,858,181	100.0	17,498,352	17,498,352	100.0
埼玉		0	0	0.0	10,721,967	10,721,967	100.0	51,232,977	51,003,449	99.6
千葉		0	0	0.0	8,497,139	8,483,283	99.8	40,664,947	39,999,564	98.4
東京都		0	0	0.0	18,126,112	18,131,311	100.0	41,441,343	40,112,606	96.8
神奈川県		0	0	0.0	12,615,960	12,618,074	99.9	42,489,723	40,817,914	96.1
新潟		3,209,844	3,209,844	100.0	3,759,262	3,759,262	100.0	23,717,828	23,670,731	99.8
富山		0	0	0.0	1,826,778	1,826,778	100.0	11,618,268	11,319,963	97.4
石川		770,452	770,452	100.0	2,231,689	2,231,723	100.0	10,460,774	10,397,580	99.4
福井		12,182,842	12,182,842	100.0	1,531,557	1,531,557	100.0	8,417,532	8,417,105	100.0
山梨		0	0	0.0	1,393,239	1,393,239	100.0	7,319,415	7,319,415	100.0
長野		0	0	0.0	3,914,874	3,914,874	100.0	17,925,734	17,925,734	100.0
岐阜		0	0	0.0	3,979,915	3,979,853	100.0	17,369,193	16,915,453	97.4
静岡県		1,240,416	1,240,416	100.0	6,703,591	6,703,591	100.0	38,591,827	38,591,827	100.0
愛知		0	0	0.0	16,755,440	16,754,704	100.0	61,846,547	60,711,133	98.2
三重		0	0	0.0	3,690,457	3,690,457	100.0	22,514,696	22,323,443	99.2
滋賀		0	0	0.0	2,483,634	2,483,587	100.0	13,516,619	13,086,519	96.8
京都		0	0	0.0	3,838,468	3,838,459	100.0	14,188,766	13,923,253	98.1
大阪		0	0	0.0	11,798,138	11,797,582	100.0	48,283,258	47,717,842	98.8
兵庫県		0	0	0.0	8,291,900	8,291,832	100.0	39,470,450	39,369,345	99.7
奈良		0	0	0.0	1,838,810	1,838,810	100.0	7,190,889	6,865,276	95.5
和歌山		0	0	0.0	1,485,931	1,485,931	100.0	6,259,549	5,842,284	93.3
鳥取		0	0	0.0	889,555	889,555	100.0	4,848,751	4,827,209	99.6
島根		743,366	743,366	100.0	1,094,288	1,094,288	100.0	5,248,800	5,248,800	100.0
岡山		0	0	0.0	3,202,877	3,202,877	100.0	20,147,890	19,827,412	98.4
広島		0	0	0.0	4,520,237	4,520,237	100.0	24,494,070	23,951,734	97.8
山口		0	0	0.0	2,254,677	2,254,677	100.0	14,142,799	13,872,498	98.1
徳島		0	0	0.0	1,021,052	1,021,052	100.0	5,690,677	5,687,457	99.9
香川		0	0	0.0	1,424,209	1,424,209	100.0	9,670,672	9,667,564	100.0
愛媛		1,485,919	1,485,919	100.0	1,762,855	1,762,855	100.0	10,488,441	10,488,441	100.0
高知		0	0	0.0	897,943	897,943	100.0	4,728,948	4,692,004	99.2
福岡		0	0	0.0	7,585,074	7,585,074	100.0	40,794,401	40,083,589	98.3
佐賀		3,802,529	3,802,529	100.0	1,107,163	1,107,163	100.0	9,499,851	9,302,323	97.9
長崎		0	0	0.0	1,457,297	1,457,297	100.0	7,433,694	7,364,361	99.1
熊本		0	0	0.0	2,484,287	2,484,228	100.0	15,130,761	15,123,330	100.0
大分		0	0	0.0	1,581,953	1,581,953	100.0	9,375,742	9,364,556	99.9
宮崎		0	0	0.0	1,406,526	1,406,526	100.0	9,532,417	9,373,600	98.3
鹿児島		2,021,242	2,021,242	100.0	1,885,013	1,885,013	100.0	12,542,115	12,542,000	100.0
沖縄		1,014,451	1,014,451	100.0	1,452,728	1,452,583	100.0	7,949,665	7,937,705	99.8
合計		48,759,167	48,759,167	100.0	198,239,166	198,229,999	100.0	970,212,968	958,387,549	98.8

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	狩 猟 税			法 定 外 目 的 税			旧 法 に よ る 税		
		調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
北海道	北 海 道	50,143	50,143	100.0	846,219	845,619	99.9	315	129	41.0
青森県	青 森 県	4,027	4,027	100.0	90,102	90,102	100.0	0	0	0.0
岩手県	岩 手 県	13,381	13,381	100.0	93,063	93,063	100.0	0	0	0.0
宮城県	宮 城 県	13,082	13,082	100.0	455,333	455,333	100.0	34	34	100.0
秋田県	秋 田 県	1,446	1,446	100.0	180,663	180,663	100.0	2,236	408	18.3
山形県	山 形 県	3,931	3,931	100.0	148,939	148,939	100.0	0	0	0.0
福島県	福 島 県	14,904	14,904	100.0	518,168	518,168	100.0	0	0	0.0
茨城県	茨 城 県	42,321	42,321	100.0	0	0	0.0	1,694	300	17.7
栃木県	栃 木 県	24,839	24,839	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
群馬県	群 馬 県	19,906	19,906	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉県	埼 玉 県	21,412	21,412	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
千葉県	千 葉 県	33,400	33,400	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
東京都	東 京 都	4,178	4,178	100.0	2,667,238	2,667,238	100.0	174	0	0.0
神奈川県	神 奈 川 県	16,657	16,657	100.0	0	0	0.0	6	6	100.0
新潟県	新 潟 県	12,608	12,608	100.0	146,784	146,784	100.0	0	0	0.0
富山県	富 山 県	6,192	6,192	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川県	石 川 県	12,034	12,034	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福井県	福 井 県	11,613	11,613	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
山梨県	山 梨 県	14,328	14,328	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野県	長 野 県	23,154	23,154	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
岐阜県	岐 阜 県	18,603	18,603	100.0	12,121	12,121	100.0	67,067	2,430	3.6
静岡県	静 岡 県	38,666	38,666	100.0	0	0	0.0	85,294	720	0.8
愛知県	愛 知 県	12,851	12,851	100.0	556,505	556,505	100.0	2,893	200	6.9
三重県	三 重 県	22,809	22,809	100.0	500,925	500,925	100.0	0	0	0.0
滋賀県	滋 賀 県	12,963	12,963	100.0	23,918	23,918	100.0	0	0	0.0
京都府	京 都 府	19,485	19,485	100.0	198,378	198,378	100.0	1,457	325	22.3
大阪府	大 阪 府	8,294	8,294	100.0	756,407	756,408	100.0	491,054	28,065	5.7
兵庫県	兵 庫 県	36,654	36,654	100.0	0	0	0.0	53	0	0.0
奈良県	奈 良 県	11,616	11,616	100.0	135,244	135,244	100.0	0	0	0.0
和歌山県	和 歌 山 県	16,660	16,660	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取県	鳥 取 県	5,843	5,843	100.0	8,276	8,276	100.0	0	0	0.0
島根県	島 根 県	11,998	11,998	100.0	267,123	267,123	100.0	0	0	0.0
岡山県	岡 山 県	17,607	17,607	100.0	636,913	600,756	94.3	0	0	0.0
広島県	広 島 県	24,691	24,691	100.0	596,839	596,839	100.0	0	0	0.0
山口県	山 口 県	11,951	11,951	100.0	241,412	241,412	100.0	0	0	0.0
徳島県	徳 島 県	13,357	13,357	100.0	0	0	0.0	413	180	43.6
香川県	香 川 県	4,595	4,595	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛県	愛 媛 県	26,024	26,024	100.0	268,612	268,612	100.0	0	0	0.0
高知県	高 知 県	21,541	21,541	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡県	福 岡 県	18,750	18,750	100.0	184,566	180,547	97.8	0	0	0.0
佐賀県	佐 賀 県	9,508	9,508	100.0	103,805	103,805	100.0	0	0	0.0
長崎県	長 崎 県	8,568	8,568	100.0	62,817	62,817	100.0	0	0	0.0
熊本県	熊 本 県	20,084	20,084	100.0	117,662	117,662	100.0	0	0	0.0
大分県	大 分 県	22,687	22,687	100.0	713,070	412,971	57.9	0	0	0.0
宮崎県	宮 崎 県	24,679	24,698	100.1	249,377	249,377	100.0	0	0	0.0
鹿児島県	鹿 児 島 県	26,058	26,058	100.0	192,198	192,198	100.0	0	0	0.0
沖縄県	沖 縄 県	2,788	2,788	100.0	37,948	37,948	100.0	0	0	0.0
合 計		812,885	812,904	100.0	11,010,625	10,669,751	96.9	652,690	32,797	5.0

6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	—
30	330,049,000,000	338,266,791,426	332,955,506,554	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4
398,081,414	4,913,203,458	98.4	100.9	96.1	96.2

令和元年 10 月発行

広島県税務統計要覧

(令和元年度版) 第 63 号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321
